

EUにおけるFTAモデルの進展：統合深化と履行監視 メカニズムの構築

田中，晋

<https://hdl.handle.net/2324/7396157>

出版情報：Kyushu University, 2025, 博士（経済学）, 課程博士
バージョン：
権利関係：



EU における FTA モデルの進展

—統合深化と履行監視メカニズムの構築

九州大学大学院経済学府 経済システム専攻

田中 晋

目次

序章 本研究の問題意識と構成	1
第1節 問題の所在と背景	1
第2節 先行研究と研究課題.....	2
1. EUの「グローバル・ヨーロッパ」戦略以降のFTAに関する研究.....	2
2. リスボン条約発効がEUの共通通商政策に与えた影響を分析する研究	3
3. EUのFTA履行と欧州委員会の役割に関する研究	4
第3節 本研究の課題と構成.....	5
1. 本研究の課題と研究方法.....	5
2. 本研究の対象	7
第4節 本研究の構成.....	7
第1章 グローバル・ヨーロッパ戦略以降のEUのFTAの変遷	9
はじめに.....	9
第1節 グローバル・ヨーロッパ戦略以前のEUのFTA	9
第2節 WTO優先から全方位的なFTA推進へ	12
1. グローバル・ヨーロッパ戦略	12
2. 「グローバル・ヨーロッパ戦略」の進捗と「貿易、成長、世界問題」戦略 ..	13
第3節 経済的利益とEUの価値双方を追求.....	17
1. 「万人のための貿易」戦略	17
2. 開かれた持続可能かつ積極的な通商政策	19
3. 競争力強化ツールから外交ツールへのシフト	21
小括	22
第2章 リスボン条約がEUのFTA戦略に与えた影響	23
はじめに.....	23
第1節 リスボン条約の発効と貿易協定への影響.....	23
1. リスボン条約によりEUの対外行動の一貫性確保へ.....	23
2. 欧州議会の関与拡大	24
3. EUの排他的権限の拡大と混合協定を回避する動き	25
第2節 締約国に対する対外行動の交渉手段に組み込まれた貿易協定.....	27
1. 「万人のための貿易」戦略では「EUの価値」が主要原則の一つに.....	28
2. 貿易及び持続可能な開発（TSD）規定がFTAの不可欠な要素に	28
第3節 混合協定の批准を巡る課題とEU単独協定への変遷	31
1. 混合協定の批准手続きの課題	31
2. 混合協定に関する加盟国の批准手続き	33
小括	35

第3章 EUのFTA履行と改善のための監視メカニズムの導入	37
はじめに.....	37
第1節 戦略計画によるKPIsの設定と管理計画の導入.....	37
1. 「戦略計画2016-2020年」での3つのKPIs設定と管理計画の導入.....	37
2. 「戦略計画2020-2024年」での3つ目のKPIを変更.....	40
3. 2021年2月の通商政策見直しでEUの利益追求と権利行使能力を強化へ....	43
第2節 EUのFTA履行の監視と事後評価・改善のための仕組み.....	44
1. FTA履行報告書の作成開始と主席貿易執行官の任命.....	44
2. EUのFTA戦略の目標として設定したKPIsの進展.....	46
第3節 グローバル・ヨーロッパ戦略による関税節約効果.....	51
1. 欧州委員会通商総局チーフ・エコノミストによる関税節約額に関する分析..	51
2. FTA締結33カ国のうち韓国との間で潜在的な関税節約額が最大に.....	52
第4節 関税削減効果を強調したEU韓国FTA適用5年後の評価.....	56
1. EU韓国間の貿易拡大.....	56
2. 特惠関税利用率は徐々に拡大へ.....	56
3. EU韓国FTA適用5年後の事後評価.....	57
小括.....	62
第4章 EUのFTAにおける特惠原産地規則の調和と改善	65
はじめに.....	65
第1節 原産地規則の役割と改善.....	66
1. 特惠原産性を決定する一般規定.....	67
2. 品目別原産地規則の概要.....	70
第2節 EU原産地規則の近代化と2011年の改革.....	71
1. 一定の調和が進む品目別原産地規則.....	72
2. 二国間累積はCETAを起点に完全累積へ.....	81
第3節 原産地証明の簡素化と積送基準の柔軟化.....	84
1. カナダ、日本、英国、ニュージーランド、チリとの間で自己証明制度を導入	84
2. 積送基準は直接輸送ルールから変更禁止ルールへ置き換え.....	86
第4節 FTA利用を左右する原産地規則の重要性.....	87
小括.....	89
終章	91
参考文献	95

序章 本研究の問題意識と構成

第1節 問題の所在と背景

本研究は、EU がアジア等の新興国に対する市場アクセス改善のための手段として全方向的な FTA 戦略に舵を切った「グローバル・ヨーロッパ」¹ 通商戦略発表の 2006 年 10 月から、フォン・デア・ライエン欧州委員会委員長の 1 期目前半の 2022 年までの EU の自由貿易協定 (FTA) 履行改善の取り組みに焦点を当てる。また、データ等情報が取得できたものについては、2023 年以降の内容も一部含める。これにより、「グローバル・ヨーロッパ」戦略以降の EU の FTA の意義や特徴、課題について、EU 統合論²の観点も含めて体系的に明らかにすることを目的とする。

この解明のために、「グローバル・ヨーロッパ」戦略以降の EU の FTA への取り組みやアプローチについて、(1) リスボン条約³発効に伴う EU の FTA の変容、(2) EU の FTA 履行改善のための仕組む作りの進展、(3) FTA の利用割合に大きく影響する原産地規則の調和と改善について考察するとともに、EU の複数の FTA を比較検討する。

EU は 2006 年 9 月まで、WTO 交渉を最優先し、新規の 2 国間貿易協定（本研究では、貿易協定の総称を FTA と呼ぶことにする）の交渉はしない方針を掲げてきた。しかしながら、2006 年 7 月の WTO ドーハ・ラウンド交渉中断⁴を受けて、WTO 交渉とともに、二国間 FTA 交渉を並行して進める「グローバル・ヨーロッパ」戦略を発表し、より能動的な FTA 推進策に転換した。

さらに、EU の基本条約を改正するリスボン条約が 2009 年 12 月に発効し、EU の FTA においても、交渉過程において欧州議会の関与が拡大し、交渉過程の透明化が一層求められるようになった。加えて、EU の排他的権限⁵が外国直接投資やサービス貿易などに拡大し、EU が単独権限で FTA に含めることができる項目が広がった。そしてより重要なのは、EU の対外行動戦略の一部として通商政策が組み込まれることになったことである。

通商政策が対外行動戦略に組み込まれたことにより、EU の FTA 政策は、2014 年 11 月に就任したジャン＝クロード・ユンケル欧州委員会委員長のもとで、2015 年 10 月に打ち出した「万人のための貿易」戦略により、経済的利益のみならず、EU の価値や透明性も追

¹ European Commission [2006]. EU が WTO 最優先から FTA を並行して進めていく方針に政策転換した EU の通商戦略。

² Pelkmans [2006]. 本研究では、EU の共通通商政策、中でも FTA 政策における EU の排他的権限（加盟国からの権限委譲）の適用範囲拡大を EU の統合進展として捉えて考察・分析を行う。

³ Official Journal of the European Union [2007]. EU を民主的・効率的に運営するために、EU 基本条約を改正し、2009 年 12 月に発効した条約。

⁴ パスカル・ラミー WTO 事務局長（当時）によるドーハ・ラウンド交渉中断勧告を WTO 一般理事会が 2006 年 7 月 27～28 日の会合で支持。ドーハ・ラウンド交渉とは、WTO 加盟国・地域が農業や鉱工業品の関税削減、サービス分野の自由化を目指す包括的な交渉。

https://www.wto.org/english/news_e/news06_e/gc_27july06_e.htm

⁵ EU の単独権限のことで、リスボン条約により、EU 権限と加盟国権限の範囲が EU 基本条約に明文化された。

求する包括的な戦略へと発展していった。

2019 年 11 月に就任したウルズラ・フォン・デア・ライエン欧州委員会委員長のもとでは、通商政策を見直し、持続可能性や EU の利権擁護が前面に打ち出され、対外政策手段として FTA を活用しようとする姿勢が一層強まっていった。

このように、EU は 2006 年の時点で、新興国に対する市場アクセスの改善、すなわち、経済成長の手段として FTA を活用していく方針を定めたが、2009 年 12 月のリスボン条約発効に伴い、対外政策手段としての FTA を活用していく政治的姿勢がより強まっているように見える。それでは、経済成長手段としての FTA のあり方や、FTA 履行の進展度合いはどのようになっているのか。

本研究では、リスボン条約が EU の FTA にもたらした変化や改善点、課題を整理するとともに、経済成長のためのツールとしての、FTA の履行や仕組みの明確化を試みる。EU の排他的権限である共通通商政策における FTA の進展にも着目し、その成果と課題、貫かれている論理、EU の対外行動や FTA の履行にもたらした変容について追及、解明する意義は高まっている。

第 2 節 先行研究と研究課題

1. EU の「グローバル・ヨーロッパ」戦略以降の FTA に関する研究

本研究は EU が WTO 優先から 2 国間 FTA を並行して進めていく方針に舵を切った以降の FTA 政策を対象としているが、その中でも、EU の FTA における排他的権限の拡大・明確化の意義と FTA 履行改善の特徴を体系的に把握し、EU の排他的権限で締結できる FTA の進展を明らかにするものである。

本稿が研究対象としている「グローバル・ヨーロッパ」戦略以降の EU の FTA に関する研究について、先行研究では、EU が締結する個々の FTA の特定項目に特化した研究や WTO とメガ FTA との関係中で、日 EU 経済連携協定 (EPA) や頓挫した EU 米国包括的貿易投資協定 (TTIP) を取り上げたものが多く、EU の FTA 政策自身に焦点を当てたものは、EU の FTA のタイプを類型化するものや、欧州委員会の任期に合わせて 5 年に 1 度発表される新戦略の内容や背景、その成果に関するものが中心である。

EU の FTA 研究については、FTA の類型を分類する研究 (田中 [2003, 2007]、Kang [2010]、濱田 [2016]) や、「グローバル・ヨーロッパ」戦略を転機とする FTA 戦略の転換の背景や WTO との関係、EU の FTA の特徴、FTA に関する EU の目標 (Woolcock [2007]、関根 [2013]) を考察するものが中心となっている。中には、「グローバル・ヨーロッパ」以降の EU の特惠貿易戦略に着目し、国際政治経済学研究の視点から、通商政策を研究しようとする試みもみられた (Siles-Brügge [2014])。さらに、EU 標準のグローバル化、FTA 活用によるグローバル・バリューチェーンの拡大に焦点を当て、「グローバル・ヨーロッパ」戦略から 10 年間のイニシアチブを考察する研究 (Kim, LEE, LEE, Yang and Kang [2017]) がある。

このように、「グローバル・ヨーロッパ」による政策転換の背景や理由を考察しようとする先行研究は複数あるが、「グローバル・ヨーロッパ」以降の EU の FTA 戦略について、貫かれた論理や意義、その戦略の変遷を、長期的な時間軸で経済成長の手段としての視点も含めて把握する研究は少ない。

本研究は、「グローバル・ヨーロッパ」戦略による EU の FTA 政策に留まることなく、2010 年 11 月の「貿易、成長、世界問題」戦略、2015 年 10 月の「万人のための貿易」戦略、2021 年 2 月の「開かれた持続可能かつ積極的な通商政策（開かれた戦略的自立性）」戦略を踏まえて、EU の FTA の長期的な変遷を網羅した考察を試み、EU の FTA の進展や到達点を明らかにする。

2. リスボン条約発効が EU の共通通商政策に与えた影響を分析する研究

2009 年 12 月のリスボン条約発効は EU の共通通商政策に大きな影響を与えた。そのため、リスボン条約による EU の機構や政策決定の変更に関する分析や考察した先行研究（Craig [2010]、鷺江 [2011]、中西 [2013]、庄司 [2013]など）は多くあり、リスボン条約が EU の通商政策に与えた影響を分析する研究も複数みられる。リスボン条約発効が EU の共通通商政策に与えた影響を全般的に分析する研究（Woolcock [2010a, 2010b]、Pollet-Fort [2010]、Brown [2013]）や、リスボン条約の発効で共通通商政策が EU の対外行動に沿うことを義務付けられ、欧州議会の関与拡大と相まって、共通通商政策の政治化と目標の多様化をもたらすであろうとする研究（Krajewski [2013]⁶、Dederer [2013]⁷、Leblond and Viju-Miljusevic [2019]⁸）が散見される。その上で、共通通商政策の政治化により、EU の FTA が公的な議論と監視の対象となり、政治的な審議過程に関与するすべての EU 機関に、利害関係者、特に欧州市民社会に対する説明責任が義務づけられ（Kleimann [2011]⁹）、EU の FTA において「透明性」が重視されるようになっていく。そのほか、FTA を推進していくことにおいて民主主義の欠陥はリスボン条約によって克服されたが、欧州議会では、通商政策におけるより高い社会的・環境的基準と欧州産業の利益との間で、適切なバランスを見出す必要があり、通商政策が通商政策以外の問題に振り回されることへの懸念も高まっていく（Quisthoudt-Rowohl [2013]¹⁰）。

リスボン条約発効後、欧州委員会が特に 2015 年 10 月に打ち出した「万人のための貿易」戦略で示された EU の対外行動の原則となる「EU の価値」に基づき、EU の FTA において、人権尊重や環境政策に関して EU と同等レベルを協定締結相手国に求める「貿易及び持続可能な開発（TSD）」規定（章）が、FTA 履行のより重要な要素へと発展していく。FTA に労働・環境条項を挿入することに関する先行研究では、法的義務を定め、その違反に対し

⁶ Krajewski [2013], p.84.

⁷ Dederer [2013], p.98.

⁸ Leblond and Viju-Miljusevic [2019], pp.1842-1844.

⁹ Kleimann [2011], pp.28-29.

¹⁰ Quisthoudt-Rowohl [2013], pp.110-111.

て紛争手続きを用いて経済的措置の採用を認めるか否かという論点があり、それを認める米国の制裁アプローチと、認めない EU の協力アプローチを対比する研究（秋山 [2019]）や、EU の新世代の FTA における TSD 規定の効果や協力アプローチの意義を分析する研究（Van Den Putte and Orbie [2015]、Hradilová and Svoboda [2018]）、あるいは EU の取り組みがまだ作業途上であることを示す研究（Van't Wout [2021]）が中心である。

本研究では、リスボン条約発効後の EU の排他的権限の拡大と明確化に焦点を置き、FTA の批准手続きや FTA の構成に与えた変化を考察し、明らかにする。さらに、FTA における TSD 規定（章）の発展と制裁アプローチについての現時点での到達点を考察し、明らかにする。

3. EU の FTA 履行と欧州委員会の役割に関する研究

EU は主要国との FTA 締結を推進する一方で、FTA の目標設定と達成状況を監視するメカニズムを構築し、成果把握に努めている。より具体的には、欧州委員会は締結した FTA の発効後、もしくは暫定適用後の履行状況を監視しており、監視状況を取りまとめた FTA 履行報告書¹¹を毎年発行している。締結済みの FTA に関して、全体の履行状況を把握しようとする取り組みにおいて、EU は先行しており、この履行の取り組みを考察、検討する意義は大きい。TSD 規定など、一部の項目を取り出して履行状況を考察する先行研究はあるが、FTA の履行を全体的に俯瞰する研究は少ない。特に、EU の FTA における特惠関税利用率について分析している研究は、欧州委員会通商総局のチーフ・エコノミスト部局による分析（Nilsson and Preillon [2018]）や、スウェーデン国家貿易委員会と国連貿易開発会議（UNCTAD）による共同報告書 [2018]などに限定されている。Nilsson [2016]¹²は、特惠関税利用の水準を説明する上で潜在的な関税節約額の重要性を強調、スウェーデン国家貿易委員会と UNCTAD の共同報告書 [2018]は、Nilsson [2016]が使用したデータを基に、EU の FTA がよく利用されていることを確認した。

本研究では、Nilsson による特惠関税利用率による EU の FTA の効果測定手法も参考に、改めて EU の FTA 履行の進捗状況を特惠関税利用の観点から考察、検討する。加えて、特惠関税利用に影響を与える原産地規則に関して、FTA を利用する企業の利便性の観点から、EU において異なる FTA の原産地規則の調和の進展状況についても複数の FTA を比較検討し、現時点での到達点を明らかにすることを試みる。

¹¹ 報告書の名称は、当初の FTA 履行報告書から貿易協定履行報告書へ、さらに貿易協定履行・実施報告書、次いで通商政策履行・実施報告書へと年月を経て変わっていく。

¹² EU が FTA 締結相手国の所管官庁から収集したデータに基づき、当該市場における EU からの輸出品の特惠関税の利用水準を分析した初めての論文。Nilsson 氏は、欧州委員会通商総局チーフ・エコノミスト・貿易分析ユニット次長（当時）。

第3節 本研究の課題と構成

1. 本研究の課題と研究方法

以上の先行研究とそれぞれの課題を踏まえて、本研究では、EU が全方位的な FTA 戦略に舵を切った「グローバル・ヨーロッパ」戦略以降の EU の FTA 戦略の変遷と一連の取り組みの進展について、2009 年 12 月発効のリスボン条約が EU の FTA 戦略に与えた影響も含めて、EU 統合論の視角から考察する。それと同時に、EU の FTA 履行に多大な貢献をしている欧州委員会の仕組み作りに着目し、特惠関税利用率を捕捉することによる FTA 効果の見える化などの進展についても考察し、明らかにする。

(1) EU の FTA 戦略とリスボン条約の影響

EU が WTO 最優先から、FTA を平行して進めていく戦略に舵を切ったのは、「グローバル・ヨーロッパ」と題する通商戦略を発表した以降となり、同戦略が注目されるが、EU は欧州委員会の任期である 5 年毎に、通商戦略の見直しを行い、新たな戦略を打ち出してきた。EU の FTA 戦略は、①グローバル・ヨーロッパ（2006 年 10 月発表）、②貿易・成長・世界問題（2010 年 10 月）、③万人のための貿易（2015 年 10 月）、④開かれた持続可能かつ積極的な通商政策（2021 年 2 月）と題する通商戦略のもとで進められてきた。個々の通商戦略のもとで、FTA 政策がどのように変化してきたのか、EU における FTA の位置づけの変化も含めて整理することが、EU の FTA 政策の特徴を明らかにする上で重要な意味を持つと考えられる。

他方、リスボン条約の発効が EU の通商戦略に大きな影響を与えたと考えられており、EU の FTA 戦略も、EU の権限の拡大や、EU の対外行動との一貫性の中で、網羅すべき項目や重点が変化してきたと捉えられている。共通通商政策は、EU の排他的権限に属する分野であり、その中でも国際協定の締結は、EU の執行機関である欧州委員会が加盟国の協議体である EU 理事会や EU 市民を代表する欧州議会から交渉権限（マנדート）を得て行う。欧州委員会が EU 加盟国を代表して相手国と交渉を行うということそのものが、EU 統合を象徴するメカニズムだと考えられている。その中で、欧州委員会が EU として扱える範囲、すなわち EU の排他的権限の適用範囲の拡大が、市場統合の深化だと本研究では捉えて、その具体的な変化を明らかにすることを本研究の課題とする。また、リスボン条約以前の EU の貿易協定の多くは、連合協定と呼ばれる政治、貿易、社会、文化、経済協力なども含めた包括的な協定の中に盛り込まれる形で構成されていた経緯があり、加盟国との共有権限分野を含む国際協定を締結することが常であった。そのため、EU の貿易協定は通常、混合協定となる全体協定に組み込まれていた一部分であり、関税引き下げなどの EU の排他的分野のみが EU 理事会や欧州議会の承認後に先行して暫定適用となり、協定全体が発効するには全加盟国の批准手続きが必要なため、多くの時間を要した。この仕組みが変わることになったのは、「グローバル・ヨーロッパ」戦略以降の EU の FTA への取り組みと、リスボン条約による制度変更の影響によるものと仮定し、考察と検討を試みる。こうした経

緯を踏まえて締結された、EU の近隣諸国以外の国々との FTA の特徴を考察し、「グローバル・ヨーロッパ」以前の FTA と、特に「万人のための貿易」戦略後の FTA との違いを明らかにすることを目指す。

(2) EU の FTA 履行と欧州委員会の役割

リスボン条約が発効する中で、EU の共通通商政策や EU の FTA における欧州議会の役割の変化についての研究 (Richardson [2012]) は散見されるが、欧州委員会の役割の重要性を考察する先行研究は、欧州委員会がリスボン条約発効後も、欧州市民社会に対する広報努力を行うことで、欧州議会国際貿易委員会 (INTA) や EU 理事会に対して、FTA に対する政策イニシアチブを維持することを考察した研究 (Kleimann [2011]¹³) などに限られ、多くない。リスボン条約発効で、欧州議会の関与が拡大するものの、EU の FTA 締結における調整役としての欧州委員会の役割を重視し、その具体的な取り組みに焦点を当てて考察を試みる。

また、多くの国が FTA の締結交渉には全力で取り組むが、FTA 締結後のフォローアップや改善にまで十分なリソースを割くことは容易ではない。しかし、EU は 2014 年 11 月に欧州委員会委員長に就任したジャン＝クロード・ユンケル氏のもとで、FTA の効果的な適用に戦略的に取り組んでいくことになる。特に、貿易・投資政策の効果的な適用という目標の達成度を測るために、重要業績評価指標 (KPIs) を設定し、FTA の適切な履行と監視を進めていく。こうして、欧州委員会が積み上げていくことになった FTA 履行のメカニズムを考察し、明らかにすることの意義は大きい。

従って、本研究で EU の FTA 履行のメカニズムの特徴を検討する際、その仕組み作りと KPIs の達成度の両面で把握する。具体的には、①欧州委員会は、締結した FTA 履行の適切な監視をどのような手法で行っているのか、②FTA 履行の監視や評価により、EU の FTA がどのような変容を見せているのか、について把握し、明らかにする。

(3) 研究方法

本研究では、「グローバル・ヨーロッパ」戦略以降の EU の FTA への取り組みの変化や特徴、意義と課題を解明するため、EU の排他的権限や対外行動との整合性といったリスボン条約の影響 (EU 統合論) と EU の FTA 履行監視メカニズム構築の特徴の両面から検討・考察する。

まず、EU の FTA への取り組みの変化や特徴、意義と課題について、本研究では、5 年の任期ごとに重点が変わる欧州委員会の通商戦略の変遷の側面から分析・検討していく。その分析・検討方法は、EU の通商戦略に対するアプローチの変化と、リスボン条約による EU 通商政策への影響の両面から行うことで、EU が FTA において重視する内容の変化と理由

¹³ Kleimann [2011], pp.15-17.

を明らかにしていくことである。

次に、EU の FTA の効果的な適用という観点では、FTA 履行を監視する仕組み作りに加えて、目標設定とその達成度から、EU の FTA の経済的効果を把握する。FTA 履行監視の仕組み作りにおいては、欧州委員会の役割が大きく、FTA 締結相手国と、輸入時の特惠関税利用率に関するデータを交換し合う規定を FTA に盛り込むなどの工夫が随所にみられる。FTA 締結相手国の輸入時の特惠関税利用率を入手することで、EU から FTA 締結相手国への輸出時の関税節約効果を数字でみるのが可能になり、透明性の高い方法での FTA の効果的な適用を目指していることがわかる。EU の FTA の経済的効果を特惠関税利用による実際の関税節約額を整理することで、考察・検討する。

2. 本研究の対象

本研究は、2006 年 10 月の「グローバル・ヨーロッパ」戦略以降の EU の FTA への取り組みが EU にもたらした成果と課題について、EU の権限の変遷（統合論）、仕組み作り（欧州委員会の役割）の視点から分析する。なお、2009 年 12 月のリスボン条約の発効に伴い、FTA が EU の対外政策の手段の一つとして位置づけられることになったことから、本研究ではそうした影響も補足的に取り上げるが、EU の経済的利益追求のための、特惠関税利用拡大とその監視のための仕組み作りの分析、検証に重点を置く。

具体的には、「グローバル・ヨーロッパ」戦略以降の EU の FTA への取り組みを分析するため、主に以下の 3 つの取り組みを取り上げ、考察・検討する。

- (1) リスボン条約後の EU の FTA の変化と到達点
- (2) EU の FTA の目標設定と成果把握の仕組み作り
- (3) EU の FTA における原産地規則の調和と改善

第 4 節 本研究の構成

本研究の構成は以下の通りである。

第 1 章「グローバル・ヨーロッパ以降の EU の FTA 戦略の変遷」では、EU が WTO 最優先から、FTA を並行して進めてくことに舵を切った「グローバル・ヨーロッパ」戦略以降の FTA への取り組みの変遷と、対外政策としての FTA の意義を概観する。その上で、「グローバル・ヨーロッパ」戦略を契機に、競争力強化の手段として位置づけられた FTA の変化や特徴、目的を時系列で包括的に解明する。以上により、第 2 章以降で EU の FTA 締結・履行のための個々の取り組みを見ていくため上での橋渡しとする。

第 2 章「リスボン条約が EU の FTA 戦略に与えた影響」では、EU 基本条約を 2009 年 12 月に改正したリスボン条約が、EU の通商政策へのアプローチや FTA 戦略に与えた影響や変化について考察するとともに、EU の FTA モデルの到達点を明らかにすることを試みる。特に対外政策手段としての FTA の意義に加えて、EU の FTA 批准を巡る課題とリスボン条約以降の変容について検討する。

序章

第3章「EUのFTA履行と改善のための監視メカニズムの導入」では、EUのFTA戦略における目標設定と効果監視メカニズムの導入による成果把握の実態と欧州委員会の役割についての解明を試みる。そのために、EUがFTA締結国からもデータ収集してきた特惠関税利用率を用いて、FTAによる関税削減効果を検討する。

第4章「EUのFTAにおける特惠原産地規則の調和と改善」では、FTAの履行状況を監視する指標として重要な特惠関税利用率を左右する品目別原産地規則、累積規定、原産地証明手続き、積送基準に焦点を当てて、EUのFTAにおける特惠関税が企業にとって、より使い易いルールへと改善されてきているか、異なるFTA間の調和が進展しているかについての解明を試みる。その上で、第3章で取り上げたEUのFTA履行監視メカニズムが、特惠原産地規則の改善に寄与しているかを検討する。

最後に、終章では、以上の各章をまとめたうえで、「グローバル・ヨーロッパ」戦略後のEUのFTAの意義や特徴を明らかにするとともに、EUのFTAに関する未解決な課題と「グローバル・ヨーロッパ」戦略から始まった取り組みの今後について示す。

第1章 グローバル・ヨーロッパ戦略以降の EU の FTA の変遷

はじめに

本章では、EU がアジア等の新興国に対する市場アクセス改善のための手段として全方位的な通商戦略に舵を切った 2006 年 10 月発表の「グローバル・ヨーロッパ¹⁴」戦略以降の変遷を概観し、EU の自由貿易協定 (FTA) の特徴や変化の解明を試みる。そこには、FTA を推進せざる得なくなった背景や、FTA 政策の進展及びその成果も含めて考察する。それまでの WTO 交渉最優先から、二国間 FTA 交渉に回帰した「グローバル・ヨーロッパ」戦略が、EU の現行の FTA 政策のベースになっていると考えるからである。

EU は同戦略以前まで、FTA を加盟候補国の加盟準備の一環、もしくは近隣諸国との関係強化のための一手段として主に利用してきた。メキシコやチリなどとの FTA のように、先に FTA を締結した米国等の競合企業と同等な競争条件 (レベル・プレイング・フィールド) を確保するための経済的目的が主眼の FTA はむしろ例外的であった (田中 [2003, 2007])。Woolcock [2007] は、EU が 2006 年 10 月に事実上のモラトリアムから新しい FTA 戦略に移行した理由として、特に、①WTO ドーハ・ラウンドの行き詰まりと、②米国による多国間自由化の代替としての積極的な FTA の推進、③アジアの急速な成長を取り込む必要性を強調したほか、④欧州委員会の通商担当委員を始めとする体制の交替、などの要因を挙げた¹⁵。他方、Ahearn [2011]は標準的な規定を備え、相互主義による市場アクセスをより重視していた米国の FTA と比較して、EU の FTA は歴史的に、相手国によって規定やコミットメントが異なり、市場開放という点で野心が比較的に控えめだったと指摘したが¹⁶、EU が「グローバル・ヨーロッパ」戦略を採用した 2006 年 10 月が転換点であった点は共通しており、米国との間でも、アプローチの違いが狭まったと論じた。

第1節 グローバル・ヨーロッパ戦略以前の EU の FTA

欧州連合 (EU) は、自身が自由貿易協定 (FTA) を超えた市場統合を 1992 年末に既に実現した一方、EU 域外諸国との FTA などの貿易協定を含むさまざまな国際協定を積極的に締結してきた。特に、EU は 1990 年代に中・東欧 10 カ国¹⁷と、EU 加盟を前提とした FTA を含む欧州協定を次々と締結したことから、この時期に EU が締結する FTA の数が急増した。このため、EU はメキシコ、チリ、シンガポールなどの FTA を対外通商戦略の柱とする国と並び FTA 戦略国の典型とされてきた¹⁸。しかし、EU の FTA を含む通商戦略、あるいは対外関係戦略は、「グローバル・ヨーロッパ」戦略以前は、経済的利益の追求を第

¹⁴ European Commission [2006].

¹⁵ Woolcock [2007], p.5.

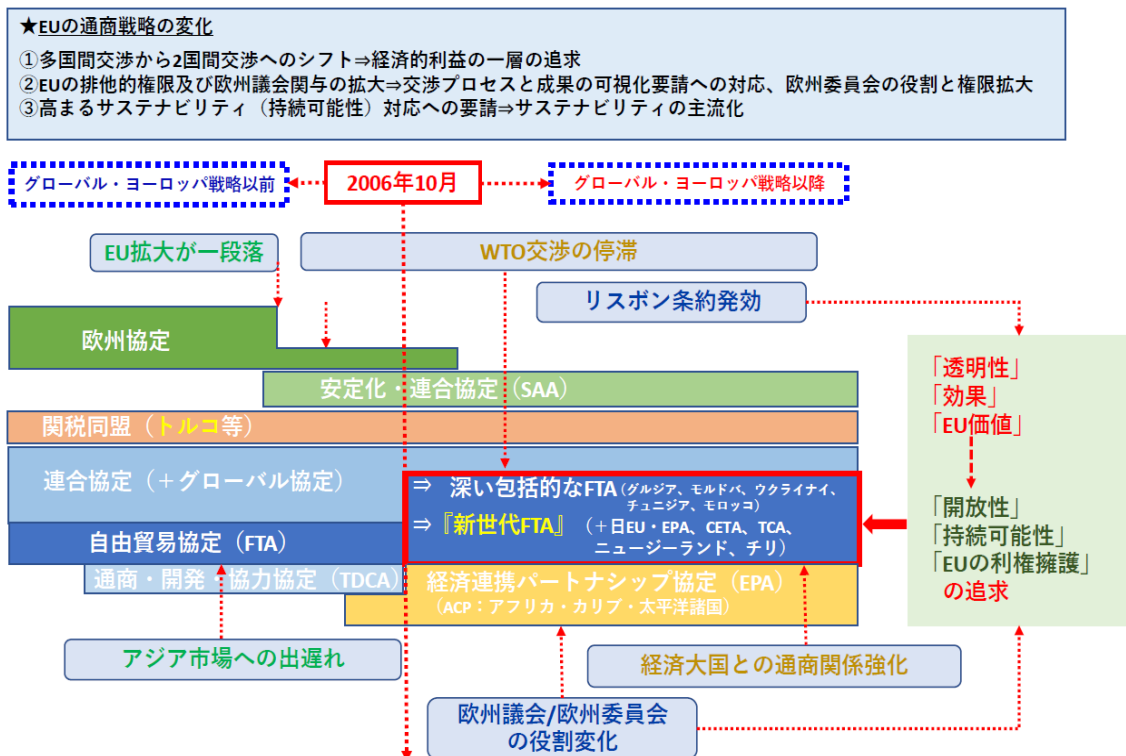
¹⁶ Ahearn [2011], p.3, p.14.

¹⁷ ハンガリー、ポーランド、チェコ、スロバキア、ルーマニア、エストニア、ラトビア、リトアニア、スロベニア、ブルガリア。

¹⁸ 日本貿易振興会 (ジェトロ) [2001].

一とするメキシコ、チリ、シンガポールの戦略とは、協定の範囲や最終的な目的がやや異なっていた。EU の設立目的が第二次世界大戦の反省から、地域安定という政治的理念をベースとしており、FTA についても地域安定を目指す対外戦略の中で取り組んできた経緯があった。そのため、EU の国際プレイヤーとしての影響力の拡大、相手国の地域統合の促進や世界経済への組み込みといった EU の価値が FTA においても意識された取り組みとなっていた。

図表 1-1 EU の FTA の枠組みの変遷（グローバル・ヨーロッパ戦略以前と以後）



出所：欧州委員会通商・経済安全保障総局 HP および拡大・東方近隣諸国 HP 等を基に筆者作成。

グローバル・ヨーロッパ以前の EU の FTA には、主に①EU 加盟潜在国の加盟準備の一環として締結する欧州協定や安定化・連合協定などの連合協定の一部をなすもの、②EU 単一市場に参加するための欧州経済領域（EEA）協定や関税同盟の一部をなすもの、③EU 加盟を前提としない近隣諸国との関係強化・維持のための連合協定の一部をなすもの、④米国等の競合企業と対等な競争条件を確保するために、米国が先行して FTA を締結した第3国と締結するもの、に大きく大別された（図表 1-1 参照）。多くは、EU 加盟を前提とした加盟準備のための連合協定（欧州協定は連合協定の一部）、もしくは EU 加盟を前提としない近隣諸国との関係強化のための連合協定に付随した FTA が中心であり、対等な競争条件確保のために締結した FTA は、メキシコ、チリ、南アフリカ共和国などに限定されていた（図表 1-2 参照）。

図表 1-2 グローバル・ヨーロッパ以前の EU の FTA

通商協定名称		発効年	参加国/相手国・地域
EU	EU（市場統合）	1993年1月	ベルギー、ドイツ、フランス、イタリア、ルクセンブルク、オランダ（1958年、ローマ条約により欧州経済共同体および欧州原子力共同体設立、ドイツは当時は西ドイツ） デンマーク、アイルランド、英国（1973年、第1次拡大） ギリシャ（1981年、第2次拡大） ポルトガル、スペイン（1986年、第3次拡大）
	第4次拡大	1995年1月	オーストリア、フィンランド、スウェーデン
	第5次拡大	2004年5月	キプロス、チェコ、エストニア、ハンガリー、ラトビア、リトアニア、マルタ、ポーランド、スロバキア、スロベニア
		2007年1月	ブルガリア、ルーマニア
	第6次拡大	2013年7月	クロアチア
第一世代	欧州協定 （EU加盟に伴い失効）	1994年2月	EU・ハンガリー、EU・ポーランド
		1995年2月	EU・チェコ、EU・スロバキア、EU・ルーマニア、
		1998年2月	EU・エストニア、EU・ラトビア、EU・リトアニア、EU・スロベニア、EU・ブルガリア
	安定化・連合協定（SAA） （クロアチアとはEU加盟に伴い失効）	2004年4月	EU・北マケドニア（マケドニア旧ユーゴスラビア共和国）
		2005年2月	EU・クロアチア
	欧州経済領域（EEA）協定	1994年1月	EU・ノルウェー、EU・アイスランド
		1995年5月	EU・リヒテンシュタイン
	自由貿易協定	1973年1月	EU・スイス
		1997年1月	EU・デンマーク領フェロー諸島
	関税同盟（CU）	1991年1月	EU・アンドラ
		1995年12月	EU・トルコ
		2002年4月	EU・サンマリノ
	連合協定（AA） （EU加盟に伴い失効）	1971年4月	EU・マルタ
		1973年6月	EU・キプロス
	連合協定（AA）	1997年7月	EU・パレスチナ自治政府
		1998年3月	EU・チュニジア
		2000年3月	EU・モロッコ
		2000年6月	EU・イスラエル
		2002年5月	EU・ヨルダン
		2004年6月	EU・エジプト
		2005年3月	EU・チリ
		2005年9月	EU・アルジェリア
		2006年4月	EU・レバノン
	グローバル協定	2000年10月	EU・メキシコ
	通商・開発・協力協定（TDCA）	2004年5月	EU・南アフリカ共和国

出所：欧州委員会通商・経済安全保障総局 HP および拡大・東方近隣諸国 HP 等を基に筆者作成。

第2節 WTO 優先から全方位的な FTA 推進へ

1. グローバル・ヨーロッパ戦略

WTO 交渉を最優先してきた EU の執行機関である欧州委員会は 2006 年 7 月の WTO ドーハ開発アジェンダ (DDA) の交渉凍結を受けて、WTO を全面的に支持しながらも、それを補完するものとして、WTO ルールに準拠し新たな FTA の推進を掲げる「グローバル・ヨーロッパ」戦略を同年 10 月に打ち出した。この背景には、中国、インド、ブラジル、ロシア等の新興国の台頭に伴う経済環境の変化に伴い、将来の経済成長がアジアを中心とする新興国からもたらさせることを意識し、EU は国際的競争力強化のために、通商政策を意識的に最大限活用する戦略を強化するに至ったことがある。また、EU の東方拡大が 2007 年からの 27 カ国体制で一段落し、新たな FTA 交渉に人員を投入出来るようになるタイミングとも一致した。

EU は「グローバル・ヨーロッパ」戦略の中で、新たに FTA を締結する対象国の基準として、①市場潜在力（経済規模と成長性）、② EU の輸出利益に対する保護水準（関税と非関税障壁）、の 2 点を示した。また、EU の競合国と FTA 交渉を進める潜在的な対象国や、同交渉が EU 市場や経済に与え得る影響、近隣諸国や開発途上のパートナー国が享受している EU 市場への特恵的なアクセスが侵害されるリスクも考慮に入れる必要があるとした。この基準により、ASEAN、韓国、南米南部共同市場（メルコスール）を FTA 締結の優先国・地域とし、インド、ロシア、湾岸協力会議（GCC）を市場潜在力と EU の直接利益に対する保護水準の組み合わせから交渉対象候補に加えた¹⁹。

なお、アジア諸国を中心とする新興市場向けの通商戦略強化の必要性は、2006 年の「グローバル・ヨーロッパ」戦略で初めて示されたものではない。1994 年 7 月に提案された「新アジア戦略に向けて」と題する欧州委員会のコミュニケーションが重要であり、アジア市場への参画の成否が EU 産業の競争力強化にとって決定的な意味を持つ（原島 [1997]）²⁰と予てから認識されていた。また、アジア諸国が経済発展に伴い、資本や管理能力、技術的なキャパシティに独自のリソースを蓄積し、欧州への依存度が低下しつつあったことも、新しい積極的な対アジア戦略策定が急がれた背景にあった（田中 [2011]）²¹。続いて 1996 年に初首脳会合が開催された EU とアジアの非公式な対話プロセスであるアジア欧州会合（ASEM）は、「グローバル・ヨーロッパ」戦略が発表された 2006 年に 10 周年を迎え、グローバルな政治的・経済的アクターとしてのアジアと欧州の重要性の大きな高まりを確認した。同年 9 月の ASEM 首脳会合では、WTO 交渉の現状について議論し、ドーハ開発アジェンダ交渉の中断に深い遺憾の意を表するとともに、地域貿易協定（RTA）の増加に留意し、RTA が多角的貿易体制の目的を支持し、促進すべきであると強調した²²。

¹⁹ European Commission [2006], p.9.

²⁰ 原島 [1997]、32 頁。

²¹ 田中 [2011]、217 頁。

²² Chairman's Statement of the Sixth Asia-Europe Meeting, 10-11 September 2006, p.6.

「グローバル・ヨーロッパ」戦略では、市場アクセスを改善する有効なツールとして FTA を位置づけ、知的財産権の執行強化や、FTA における原産地規則の一層の簡素化、近代化を目指す方向性を打ち出した。ここで注意すべきは、WTO が引き続き世界の通商制度における重要で効果的な枠組み、かつ手段であり、FTA はあくまでも多国間システムを補完する位置づけにあることを強調している点である。そのため、この時点ではまだ、米国や日本といった大国との FTA 交渉開始には至らなかった。

2. 「グローバル・ヨーロッパ戦略」の進捗と「貿易、成長、世界問題」戦略

欧州委員会は 2010 年 3 月に新しい中期的な経済成長戦略「欧州 2020」²³ を打ち出し、同年 6 月の欧州理事会（EU 首脳会議）で正式に採択されたが、欧州債務危機からの脱却を目指すタイミングと重なった。欧州委員会は同年 11 月に「貿易、成長、世界問題」²⁴と題する新たな通商戦略を発表し、同戦略を「欧州 2020」戦略の対外的側面の不可欠な中核要素（A Core Component）に位置付けた。引き続き DDA の交渉妥結を目指す一方、交渉中の FTA 交渉を大幅に進展させ、ASEAN 諸国との新たな貿易交渉を開始し、近隣諸国とは、徐々に単一市場に接近させ、深く包括的な FTA を締結するという最終目標に向けた交渉を進めようとした。また、EU 経済にとって適切な環境を創出することを狙い、優先課題の一つに戦略的パートナーとの関係強化を挙げ、米国や日本、中国、ロシアとの通商関係の強化、特に非関税障壁への取り組みに集中することを示した。さらに、主要な貿易相手国と包括的な投資に関する交渉を開始する方針も示した。EU 加盟各国は当時、欧州債務危機への対応から歳出削減を余儀なくされていたため、貿易・投資の促進は歳出がなくても進められる手軽な成長手段になると捉えられた。EU がそれまでに交渉中の FTA に加えて、検討中の FTA が締結されても EU の対外貿易額の半分しかカバーされず、他の経済大国との通商投資関係の深化が重要であることが指摘されるに至った²⁵。こうして WTO の枠組みを重視・維持しながらも、2010 年の通商戦略が米国や日本との 2013 年の FTA 交渉開始を可能にする下地を整えた。そのほか、2011 年の実施計画として、開発途上国向けの一般特惠関税制度（GSP）を改革するための立法案の採択²⁶や、国際展開を目指す中小企業への可能な支援措置に関する指針の提示²⁷、などが示された。

「貿易、成長、世界問題」戦略に添付された欧州委員会スタッフ作業文書「グローバル・ヨーロッパの進捗状況報告書（2016－2010 年）」では、グローバル・ヨーロッパ戦略が特定した分野での進捗状況が示された²⁸。同戦略による新たな FTA 交渉として、韓国、インド、ASEAN、カナダ、メルコスール（南米南部共同市場）、湾岸協力会議（GCC）、ロシア、欧

²³ European Commission [2010a].

²⁴ European Commission [2010b].

²⁵ Ibid., pp.10-11.

²⁶ Ibid., p.16.

²⁷ Ibid., p.16.

²⁸ European Commission [2010c], pp.5-16.

州近隣諸国との FTA、中南米、アフリカ・カリブ・太平洋諸国との経済パートナーシップ協定 (EPC) が取り上げられ、全体として、グローバル・ヨーロッパ戦略が定義した経済基準の下で開始された FTA 交渉は順調に進展していると総括した。他方、同戦略が特定した関税以外の交渉目標の進捗はまちまちであるとした。そこには 21 世紀の真の市場アクセスを保証するのに重要であるとした、非関税障壁、資源・エネルギーへのアクセス、サービスと投資、知的財産、公共調達、競争政策が含まれていた。さらに、FTA 交渉に至っていないが、戦略的パートナーである米国と中国との関係進捗についても取り上げた。

そして、同報告書は結論²⁹として、グローバル・ヨーロッパが、EU の国際競争力を促進する上での通商政策について明確なビジョンを提供したと評価した。EU の将来の通商政策に関する公開諮問での多くの回答者は、グローバル・ヨーロッパが正しい優先事項と焦点を設定し、大部分が今なお有効だと考えていることを示した。グローバル・ヨーロッパは多国間主義とドーハ・ラウンドに対する EU のコミットメントを強調する一方、二国間 FTA 交渉、EU の 2 大貿易相手国である米国と中国との対話のための新たなプラットフォームの設定、知的財産権、公共調達、貿易防衛手段 (TDI) と市場アクセスに関する分野横断的なイニシアチブなど、多くの新たなイニシアチブを開始したと総括した。

そのほか、欧州委員会は当初、EU の輸出業者やパートナー国の産業や消費者にもたらす利点のため、いくつかの FTA 交渉において、最良の選択肢として、地域対地域のアプローチを追求した³⁰。成功すれば、地域間 FTA は EU 産業に一貫した条件に基づく大市場へのアクセスを提供し、パートナー側の域内貿易を強化する。欧州委員会は、例えばメルコスールや GCC との交渉では、このアプローチを追求し続けている。しかしながら、他の交渉では、相手地域のカウンターパートが EU よりも実質的に統合されていないグループを代表する場合がある。メンバー間の共通の立場に関する内部調整と合意は、絶え間ない課題となる。複雑なグループ内の力学は、交渉相手が最低限の共通分母に落ち着くにつれて、野心のレベルを低下させる可能性がある。このような場合、2 国間アプローチがしばしばより良い結果をもたらす。そのため、欧州委員会はアンデス共同体や ASEAN との交渉においては、地域アプローチから 2 国間アプローチにシフトしていった。EU は各 2 国間 FTA の一貫性を目指すことにより、地域間 FTA へのその後の統合は可能であり、実際に追求できると考えていた。

なお、2007 年 4 月の EU 理事会で正式に承認された EU と ASEAN の地域間 FTA について、欧州委員会が当時想定した ASEAN はラオス、カンボジア、ミャンマーを除く 7 カ国であり、10 カ国としての交渉にこだわる ASEAN 側との間で交渉の進展が見られず、時間だけが経過していった経緯がある³¹。ASEAN を一つのブロックとして交渉することは複雑な作業であり、交渉の膠着は、①ASEAN が依然として超国家的な権限を欠いていること、

²⁹ Ibid., pp.20-21.

³⁰ Ibid., p.21.

³¹ 田中 [2011]、224 頁。

②ASEAN 諸国の経済的不均一性、③当時のミャンマーの政治的難局、の3つの理由から生じた (Cuyvers, Chen, Goethals and Ghislain [2013])³²。また、ASEAN 諸国は、関税などの伝統的な FTA には内部的に合意していたが、サービス、投資、非関税障壁などの特定の非伝統的な FTA 項目に合意しておらず、異なる立場をとっていることを EU 側は交渉過程で確認することになった。こうした ASEAN 加盟国の不均一性に実務的に対処するため、2 国間交渉にシフトしていくことになった (Meissner [2015])³³。

EU・ASEAN FTA については、想定以上に進捗の遅い地域間交渉から、個別交渉への移行を示唆する「フォード報告書 (2008)³⁴」を受け、欧州議会で EU との FTA 交渉の準備が整っている国々との交渉をまず開始するという方針が決議された。同決議では、野心的な FTA は両地域にとって大きなメリットだが、進捗の遅さが懸念されると指摘されたほか、「FTA において政府調達、競争、投資、知的財産権、国家援助やその他の助成金について透明性ある効果的なルールを欧州委員会に要請する」³⁵、「非関税障壁は関税軽減に劣らず重要であり、特に ASEAN におけるサービス部門での規制が懸念される」³⁶と関税以外の要請や懸念が盛り込まれた。また、「カンボジアとラオスに対し、FTA への参加を希望するか確認するよう欧州委員会に求める。かつ希望するのであれば、これを可能にする交渉権限の改正を EU 理事会に要請する」³⁷、「ミャンマーは現状のままでは、FTA への参加は不可能である」³⁸など、ASEAN の対象国範囲についても、欧州議会の方針が示された。欧州委員会のピーター・マンデルソン通商担当委員 (当時) は、フォード報告書の審議に対し、地域間交渉を断念すべきはないとしながらも、この地域的な交渉の枠組みにある程度の柔軟性を取り込む段階にあると述べた。また、ASEAN 諸国における発展水準の違いを考慮し、分化したアプローチを取ることで、ASEAN 加盟国と個別に迅速な交渉が可能となるとした。FTA 締結に前向きな ASEAN 加盟国との交渉をまず進めることで、そのほかの加盟国が、その国のペースで交渉プロセスに追って参加する道筋が開けるとの認識を示した。欧州委員会は 2009 年 6 月に発表した、EU・ASEAN FTA による貿易持続性に関する影響評価報告書の中で、ASEAN 地域への EU のコミットメントを強調したうえで、EU は ASEAN 加盟国との個別交渉に備えるべきだと指摘した³⁹。このような経緯を経て、EU・ASEAN FTA は地域間交渉から、個別交渉へと移行していくこととなった。EU 理事会は 2009 年 12 月 22 日、欧州委員会が ASEAN 諸国との国別の FTA 交渉を開始することを承認した。最初の国別交渉相手国には、ASEAN 諸国の中で EU にとって最大の貿易相手国であるシンガポールが選定され、2010 年頭の交渉開催が発表された。ただし、EU 側の最終的な目的は、

³² Cuyvers and Chen, Goethals, Ghislain [2013], p.9.

³³ Meissner [2015].

³⁴ European Parliament [2008a].

³⁵ European Parliament [2008b], para9.

³⁶ Ibid, para11.

³⁷ Ibid, para30.

³⁸ Ibid, para31.

³⁹ European Commission [2008], p.xxiv.

ASEAN との包括的な FTA 締結であるため、地域間交渉の可能性はまだ存在すると EU 側は強調していた⁴⁰。

EU が域外地域との関係において、地域統合の機能を積極的に支持し、促進し、優先していることに疑いの余地はない。EU 条約第 21 条に記載されているように、地域統合は、世界中の平和と繁栄を達成するための重要な手段とみなされており、特に、1990 年代以降、EU の対外政策の重要な部分となっている。それは、加盟国の国家主権や戦略的利益に影響を与えなかったため、しばしば批判される共通外交安全保障政策（CFSP）とは対照的に、EU 対外関係の首尾一貫した効果的な側面であることが証明されている（Selleslaghs [2014]⁴¹）。

De Lombaerde and Schultz [2009] は、世界の様々な地域統合システム、特に ASEAN、メルコスール、アンデス共同体などにおける EU の役割を評して、主に 3 つの理由から世界の地域統合を推し進めていると結論付けている。①商品やサービスのより大きな市場を創出に貢献するという経済的利益や、②戦略的考慮、③欧州委員会による正当性の追求を含む官僚主義的要因、の 3 つの理由を指摘している⁴²。対照的に、Farrell [2009] は、EU が地域統合を推し進め、促進した正確な理由は別のところにあると考えている。EU にとって、地域統合の促進は「国際舞台において、自身の内部の一貫性を立証する方法」であり、「地域統合を促進することで、EU は国際的な当事者として影響力を高めるというより大きな目標を追求することができるようになる」と指摘している。EU 加盟国の国益を損なうものではないため、EU が首尾一貫し、国際政治において 1 つになることができるのは事実だとしている。また、世界の他の地域が独自の地域統合制度の採用を決定すると、EU を参考例として見る傾向があり、EU の成功が自身のアイデンティティをさらに強化するとした⁴³。

ここまで EU が世界の地域統合制度を積極的に支援する理由をみてきたが、EU は地域統合をどのように促進しているのだろうか。Pietrangeli [2009]⁴⁴と、De Lombaerde and Schultz [2009] はともに、EU のアプローチは、①EU と相手地域の間様々なレベルでの政治対話の促進、②開発協力支援の確保、③地域対地域の FTA の確立、もしくは強化、という 3 つの要素に依拠しているとしている。

このようにみえてくると、EU が FTA 交渉においても、地域対地域アプローチを意図的に選択し、多くのケースで FTA を含む連合協定を選択するのは、EU の国際プレイヤーとしての地位向上や、EU の正当性確保・強化といった狙いが根底にあると総括することができるだろう。他方、ASEAN のように EU 自身の経験を超えるような開発度合いが大きく異なる加盟国で構成される地域グループに対しては、経済的利益を優先した国別アプローチからスタートすることがより現実的な対応であることを 2 年間の地域対地域交渉で学習する

⁴⁰ 日本貿易振興機構（ジェトロ） [2010a]、10-11 頁。

⁴¹ Selleslaghs [2014], p.6.

⁴² De Lombaerde and Schultz [2009], p.288.

⁴³ Farrell [2009], p.1179.

⁴⁴ Pietrangeli [2009], p.9.

ことになった。

第3節 経済的利益とEUの価値双方を追求

1. 「万人のための貿易」戦略

欧州委員会は2015年10月、全ての利害関係者への配慮を打ち出した新たな貿易投資戦略「万人のための貿易」⁴⁵を発表し、経済的目的を重視する戦略からより広範な目的を網羅する戦略に発展させた。この戦略策定に大きな影響を与えた案件として、日米欧が2012年7月に署名した「模倣品・海賊版拡散条約（ACTA）」の批准を、欧州議会が個人の表現の自由を侵害するとして否決⁴⁶したことがある。2009年12月のリスボン条約発効で、国際条約の批准に欧州議会の承認が必要となった後の初めての権限行使であった。背景には、国際条約の一連の交渉プロセスが密室で行われているという批判が市民社会から提起されたことがあった。特にその後の米国との包括的な貿易投資協定であるTTIP交渉において、米国との合意が大企業の利益のみに資するのではないかという懸念が市民社会から示され、企業などの投資家が投資先の政府を訴えることを認めるISDS条項⁴⁷や規制問題に関する交渉内容がEUの社会・規制モデルを脅かすのではないかという懸念が生じた。

また、FTA交渉において消費者が輸入品の生産地における社会や環境、人権問題に関する情報を得て、懸念を表明するようになった。さらに、一般市民から「誰のための貿易政策なのか」という懸念が示されるようになり、これに対応する必要があった。欧州委員会はこの懸念を受け止め、欧州議会やEU理事会、加盟国、市民社会とFTA交渉に関する対話や協調を強化するようになった。加えて、FTA交渉の方針や合意内容について、ウェブサイトなどで情報開示し、透明性の強化に努めるようになった。また、環境や人権課題への対応については、2011年7月に暫定適用を開始したEU韓国FTA以降のFTAには、貿易及び持続可能な開発（TSD）規定を盛り込み、協定締約相手国に対して、EUと同等の取り組みを求めることで、消費者を含む欧州市民への懸念に応える取り組みを進めてきた。TSD

⁴⁵ European Commission [2015].

⁴⁶ European Parliament [2012].

⁴⁷ ISDS条項は私人である投資家が公人である投資受入国政府を相手取って仲裁廷に提訴することを可能にする規定で、投資受入国の協定違反により投資家が被害を受けた場合に、投資家が第三者の仲裁機関に紛争を付託できる旨を規定する。ISDS条項がなければ、投資受入国の国内裁判所に提訴するしかないが、国内裁判所では政治介入を受ける懸念があり、特に途上国では司法裁判が未発達で公正な審理が受けられない恐れもある。ただ、EUと米国はともに信頼できる司法制度が確立しているため、TTIP交渉においては、ISDS条項は不要だとする見解がドイツやフランス、欧州議会の社会・民主同盟グループ（S&D）などから示されていた。一方、EUでは米国の多国籍企業等にEU独自の環境・安全等に関する規制や基準が否定されかねないとの懸念から、ISDSに代わる新システムとして二審制の常設投資裁判所制度（ICS）が提案され、その後のカナダとの包括的貿易協定（CETA）、シンガポールとの投資保護協定、ベトナムとの投資保護協定、チリとの先進的枠組み協定（AFA）では導入されている。他方、北米自由貿易協定（NAFTA）に代わる米国・カナダ・メキシコ協定（USMCA）においても、米国はカナダとの間で、政治リスクは低いとしてISDSを3年間で撤廃することに合意し、ISDSは国家主権を損なう制度だとする点では米国の見解もEUと共通なものに変化してきていた。しかしながら、相手国に応じて最適な2国間協定を探ろうとする米国に対し、EUは2国間協定によるICSを多国間投資裁判所制度という多国間の枠組みに発展させることを目指している。

規定については、第2章で詳しく取り上げる。

もう一つは、財やサービスの供給・調達が複数国にまたがること、いわゆるグローバル・バリューチェーンへの対応として、貿易を単に完成品の輸出入として捉えるだけではなく、もっと広大な観点から捉える必要に迫られた。この一例として、特定加盟国での人権デューディリジェンスの取り組みが、現在では EU レベルでの法制化に発展したが、サプライチェーンの責任ある管理が一層求められるようになった。

さらに、締結済みの貿易協定から得るものを最大化することも求められるようになった。この時点で、例えば EU 韓国 FTA は既に双方に多大な恩恵をもたらしていたが、企業、特に中小企業はまだ同 FTA を十分効果的に利用する余地があるとみられていた。

こうした背景から新たな戦略では、「効果」、「透明性」、「EU の価値」の3点を主要原則として、これまで以上に責任をもって実施していく方針が示された。「万人のための貿易」戦略は既述した3点の主要原則に基づき、特に次の4つの問題に焦点を当てている。

- ・グローバル・バリューチェーンにおける EU 経済の促進とより良い統合
- ・既存の貿易協定のより良い履行
- ・より透明性の高い貿易・投資政策
- ・健康、安全、消費者保護、労働、環境問題に関する高い品質基準など、EU の価値に基づく貿易・投資政策

貿易協定のより良い履行、すなわち「効果」については第3章で、「透明性」についてはリスボン条約発効の影響と併せて第2章で、「EU の価値」についても第2章で詳しく取り上げる。

また、欧州議会は2016年7月5日の貿易と投資のための将来を見据えた革新的な未来戦略に関する決議で、欧州委員会の「万人のための貿易」戦略を広く支持し、より透明性を高め、市民社会の関与の必要性を再確認した。さらに、いかなる貿易協定も欧州の消費者保護基準を低下させないという欧州委員会の誓約と、基本的な環境、社会、安全基準を促進し、バリューチェーン全体で透明な生産プロセスを確保するというコミットメントを歓迎した⁴⁸。欧州議会はまた、2018年5月の共通通商政策に関する年次報告書を採択し、WTO と両立しない保護主義的慣行の台頭など、今後の新たな課題に対処する必要性を強調した⁴⁹。

Gstöhl [2016]は、「万人のための貿易」戦略は、開発途上国との互恵的な自由貿易協定への移行を含む、2006年の「グローバル・ヨーロッパ」戦略以降の競争力強化に向けた EU 通商政策の10年にわたる方向転換の集大成だと評した。新興国の台頭とドーハ・ラウンドの停滞が、より深く包括的な2国間 FTA の急増に貢献した。EU の通商政策はより戦略的になり、より大きなパートナーを対象としているが、中国とロシアに対処する方法はまだ見つかっていないとした。さらに、「より責任ある」EU の通商政策を実施するには、価値観と利益の調和を通じたレトリックと行動の収れんが求められるだろうとした。貿易協定が

⁴⁸ European Parliament [2016a].

⁴⁹ European Parliament [2020a].

強力な外交政策手段に成り得ることを、EU が遅くとも 2013 年のウクライナ危機の際に目覚めたに違いないとし、新戦略は、「通商政策が地政学的景観に重大な影響を与える」ことを認めている。また、EU の外交・安全保障政策に関する新たなグローバル戦略に関して、欧州対外行動局は、EU が対外行動に対する結合されたアプローチを必要としていることを認識していることを示した⁵⁰。

2. 開かれた持続可能かつ積極的な通商政策

欧州委員会は 2021 年 2 月 18 日、2019 年 12 月に発足したフォン・デア・ライエン委員長率いる欧州委員会の新体制の方針を反映した「開かれた持続可能かつ積極的な（利益を擁護する）通商政策」⁵¹を発表した。これは 2015 年 10 月発表の「万人のための貿易」戦略を見直すもので、「開放性」、「持続可能性」、「EU の利益擁護」を軸にしている。EU 経済の「開放性」という従来の政策を維持しつつ、貿易の「持続可能性」をさらに加速させるため、「持続可能性」を通商政策の中心的な位置づけに格上げするとともに、「EU の利益擁護」を積極的に行うとしており、従来の通商政策からの方針転換を伴うものである。これまで通り、多国間主義とルールに基づく国際秩序を支持するものの、国際貿易の現状をみると、一国主義的な政策など地政学的な緊張が高まっており、多国間体制が弱体化するなど不透明性が増しつつあると指摘。EU の通商政策の一部で、方針転換する背景にあるのは、こうした EU 域外での環境変化である。通商政策の見直しでは、こうした域外での環境変化の一因として、世界的な野心を隠さず、独特な国家資本主義体制を追求する中国を名指ししている。中国は、経済と政治の両面から世界秩序を根本的に変えつつあり、既存の世界経済体制を揺るがしており、EU 域内外での EU 企業の公平な競争条件を脅かしていると指摘した。また、EU 域内をみると、気候変動対策を背景に、環境対応型経済への移行が最重要課題の 1 つとみなされるようになってきている。ファン・デア・ライエン委員長率いる欧州委員会が掲げる「欧州グリーン・ディール」は、こうした認識を強く反映したものであり、持続可能な貿易の必要性が強調されている。

こうした域内外の環境変化を背景に、EU が掲げるのが「開かれた戦略的自立性（open strategic autonomy）」であり、EU の通商政策はこれを支えるきだとした。「開かれた戦略的自立性」とは、EU が自らの選択を行い、EU の戦略的利益と価値を反映させながら、世界秩序の形成において、EU 域外国を取り込みつつ、その主導権を握る EU の能力を重視するという考え方である。そして、そのような能力を発揮するための EU の強みが貿易であり、通商政策だとした。EU の共通通商政策は、EU 理事会などを通じて、加盟国の承認を必要とするものの、原則 EU レベルでのみ政策決定が認められる EU の排他的権限に属する政策分野であり、EU が国際社会で主導権を握るための武器である。EU は通商政策の見直しを通じて、域外国との協力を重視する従来からの立場を堅持しつつも、EU 経済を不公

⁵⁰ Gstöhl [2016], pp.1-4.

⁵¹ European Commission [2021c].

正な貿易慣行から守り、公平な競争条件を確保することを積極的に行うとし、通商政策の中期的な目標として、次の3点を挙げている⁵²。

- ・環境とデジタル化の目標に沿って、EU 経済の復興と根本的な変革を促進する。
- ・より持続可能で、より公正なグローバル化を目指し、国際ルールを形成する。
- ・EU の利益を追求し、必要に応じて自律的に権利を行使する能力を強化する。

Orbie [2022] は、通商政策の見直しにより、欧州委員会の通商総局は以前の隔離された官僚的でほとんど自由貿易志向だった立場から根本的に変化したと指摘。何十年にもわたり頑固な道を辿った後、EU の通商官僚はついに欧州外交政策ファミリーに加わったようだと評した。基本的に、問題はより積極的で強制力のある貿易決定がより良い世界に貢献するのか、それとも公正な貿易 (trade justice) から EU を逸脱させ、より有害で危険な外交政策プロジェクトへ向かわせることになるのかと投げかけた。そして、貿易と正義の結びつきを評価する場合、注目すべき明らかな場所は、2 国間貿易協定における「貿易及び持続可能な開発 (TSD)」章だとした。TSD 章は、EU の価値に基づく、倫理的で持続可能な貿易アジェンダを促進するという EU の主張の鍵となっている。他方、①貿易制裁は、主に最も脆弱な人々、この場合、より高い関税に直面する労働者や小規模生産者に影響を与えることや、多国籍企業は容易に拠点を移転することができること、②EU の市場力は限定的、かつ減少しており、EU 市場が魅力を失えば、持続可能な開発のコンディショナリティを課すための影響力も低下すること、③人権、労働、環境起案のより厳しい執行は、新植民地主義の干渉と解釈されるリスクがあること、などへの懸念を示していた⁵³。

⁵² European Commission [2021c], pp.4-5, 9-10.

⁵³ Orbie [2022], pp.197-201.

3. 競争力強化ツールから外交ツールへのシフト

EU の通商戦略における FTA の目的・内容の変化について、2006 年 10 月の「グローバル・ヨーロッパ」戦略以前を踏まえつつ、同戦略以降の変遷を図表 1-3 にとりまとめた。

図表 1-3 グローバル・ヨーロッパ以降の EU の FTA 戦略変遷

時期	～2006年	2006年10月～	2010年11月～	2015年10月～	2021年2月～
通商戦略	EU拡大/近隣諸国政策/WTOとの整合性	グローバル・ヨーロッパ	貿易・成長・世界問題	万人のための貿易	開かれた持続可能かつ積極的な（利益擁護の）通商政策（開かれた戦略的自立性）
目的	EU統合・拡大、近隣諸国との関係強化の中で貿易・投資を拡大	国際競争への対応	中期成長戦略の中核	全ての利害関係者に配慮	域外国との協力を堅持し、公平な競争条件を積極的に確保
主な内容	・ EU加盟前準備の欧州協定の中で貿易の自由化を実現 ・ EU拡大に伴い新たに隣接する近隣諸国と FTAを含む連合協定締結により関係強化 ・ ACP諸国とはコトヌ協定により、ロメ協定時代の片務協定から対等となるEPA締結への移行を目指す	・ WTO最優先からFTAの役割を見直し ・ 非関税障壁、公共調達等WTOプラスの市場アクセスと事業環境の改善のツールとして FTAが有効 ・ 潜在的パートナー国・地域を①市場の潜在性と②EUの輸出、に対する保護水準の二つの経済基準で選定、FTA交渉へ	・ 経済危機脱出に向け、予算のかからない成長戦略としてFTAを重視 ・ WTOの成功とインドやメルコスールとの FTA締結で1%以上の GDP引き上げを目標 ・ 特に非関税障壁分野への取り組みを中心に、米国や日本などの戦略的パートナー国との通商関係強化	・ EU域内よりも域外での経済成長に期待、貿易の重要性が一層重要に ・ 通商協定の適用改善、通関手続きの効率的な運用 ・ 透明性の改善 ・ 欧州の価値（持続可能な成長、人権、グッド・ガバナンスなど）に基づく貿易・投資政策 ・ サービス貿易・デジタル貿易の促進、人材移動支援	・ 域外国を取り込みつつ、EUの戦略的利権と価値を反映させ、主導権を握る能力発揮手段に通商政策を活用 ・ 貿易の開放性を維持し、貿易の持続可能性を加速、EUの利権擁護を積極に行う ・ 独特の国家資本主義を追求する中国がEU企業の公平な競争条件の脅威に ・ 環境対応型経済への移行において、持続可能な貿易の必要性を強調

出所：欧州委員会の各通商戦略資料[2006],[2010b],[2015],[2021c]を基に筆者作成。

「グローバル・ヨーロッパ」戦略により、それ以前の EU の拡大や近隣諸国との関係強化の中で連合協定などに付随的に締結してきた FTA が中心だった対応から、EU の競争力強化を意識し、市場の潜在性や保護水準が高い相手国との FTA を積極的に進める戦略に舵を切った。しかし、同時に WTO 交渉を重視する方針を維持したことにより、米国や日本のような大国との FTA は控えていた。それが、2009 年 10 月に発覚したギリシャの財政赤字粉飾に端を発する欧州債務危機により、通商戦略が EU の中期成長戦略の中核に位置付けられた。この結果、特に非関税障壁分野への取り組みを中心に、米国や日本などの戦略的パートナー国との FTA 締結に踏み込むことになった。

その後の米国との包括的な貿易投資協定である TTIP 交渉などにおいて、消費者が輸入品の生産地における社会や環境、人権問題に関する情報を得て、懸念を表明するようになった。また、一般市民から「誰のための貿易政策なのか」という懸念が示されるようになり、これに

対応する必要があった。欧州委員会はこの懸念を受け止め、2015 年 10 月に全ての利害関係者に配慮する「万人のための貿易」戦略を打ち出すことになる。リスボン条約による欧州議会の関与拡大も相まって利害関係者への説明責任が一層求められるようになったことから、FTA の効果や適用改善を一層追求していくものとなった。こうした中で、環境や人権などへの配慮を含めた持続可能な成長を達成するために、こうした欧州の価値に基づく貿易・投資政策を前面に打ち出すことになった。これが 2021 年 2 月の通商戦略見直しでは、相手国に対する強制力を強化する手段として通商政策を活用することになり、外交ツールとしての政策の一部として発展していくことになった。この背景については第 2 章で詳述する。

小括

本章では、EU の通商政策における FTA 戦略について、競争力強化の重要なツールとして舵を切った「グローバル・ヨーロッパ」戦略以降の変遷を概観し、FTA が EU の重要な対外政策の一部としての有用性を高めていることを確認した。EU は 2006 年 10 月に発表した「グローバル・ヨーロッパ」戦略以降、市場の潜在性や保護水準が高い相手国との FTA を積極的に進める中で、第 1 に EU の成功体験に基づく、相手地域の統合を促すために推進してきた地域対地域 FTA から、ASEAN やアンデス共同体との交渉にみられるように、FTA 交渉を国別に進める柔軟性や現実的アプローチを身に着けた。第 2 に、特にアジアでは、連合協定ではない FTA が模索されることになり、「グローバル・ヨーロッパ」戦略以前と異なるアプローチで交渉が進められた。第 3 に、全ての利害関係者に配慮した「万人のための貿易」戦略以降、健康、安全、消費者保護、労働、環境など、EU の価値に基づく貿易・投資政策が重視されることになり、韓国との FTA 以降、貿易及び持続可能な開発（TSD）章が独立した章として、あるいは規定として EU の FTA に埋め込まれることになった。さらに、この「持続可能性」のアプローチは、2021 年 2 月の通商政策の見直しにより、対外政策のツールとして FTA を通じて、EU の価値への同調を迫る強力な武器に位置づけられることになった。

他方、TTIP 交渉の挫折後、対外通商政策の転換を図る米国や、EU が体制的ライバル（systemic rival）と位置付ける中国、2022 年 2 月にウクライナに侵攻したロシアといったより大きなパートナーとは FTA 締結には至っていない。EU は、FTA を競争力強化の手段として位置づけながらも、対外政策の手段としての FTA の役割が一層高まってきており、EU 自身のアイデンティであり、対外政策の中心となる「EU の価値」が FTA においても主要な要素となり、EU と同等の「持続可能性」への取り組みを相手国に求める TSD 規定が主流化してきている。こうして、EU は FTA 戦略への独特のアプローチを発展、進化させることにより、独自の規定を含めた FTA のモデルを構築してきた。EU の FTA 戦略には一貫した理念が貫かれており、経済的な利益追求にとどまらず、対外政策手段としての役割が大きな割合を占めるに至っていることを示したと考える。

第2章 リスボン条約がEUのFTA戦略に与えた影響

はじめに

第1章で、EUのFTA戦略の変遷を考察したが、EUの通商政策へのアプローチに大きな影響を与えたのが、EU基本条約を2009年12月に改正したリスボン条約である。「グローバル・ヨーロッパ」戦略により、EUがアジアを中心とする新興市場への市場アクセスの改善に着手する中、EUのFTA戦略は、リスボン条約の発効により大きな転換点を迎えた。リスボン条約は、通商政策におけるEUの権限を拡大するとともに、通商政策がEUの対外政策の一部であることを明確にした。

日本を含む多くの国がFTAを、関税削減を中心とした貿易上の経済的効果の追求や経済協力を主目的にした手段として位置づけているのに対し、EUのFTAはリスボン条約を機に、対外政策手段としての意味合いが強まっている。本章では、リスボン条約がEUのFTA戦略に与えた影響や変化、およびリスボン条約後のEUのFTAモデルの到達点について考察する。

第1節 リスボン条約の発効と貿易協定への影響

2004年5月と2007年1月に東方拡大したEUが民主的かつ効率的に機能していくための基本法制定の議論は、2001年に開始された。EUは既存の条約を「EU憲法条約」として統合することを目指したが、2005年にフランスとオランダの国民投票でこの憲法条約の批准が否決され、EUとして2年近くの熟慮期間が設けられた。その後、2007年6月の欧州理事会（EU首脳会議）で新たな条約内容が大筋合意され、同年10月にリスボンで開かれた非公式欧州理事会で新条約の条文が採択された。この結果、超国家的色彩を帯びた「憲法条約」ではなく、既存の欧州連合（EU）条約、欧州共同体（EC）設立条約に修正を加え、EU条約とEUの機能に関する条約で構成される「改革条約」となった。この改革条約は2007年12月に調印され、調印式が行われる都市の名前を取る慣行に従い「リスボン条約」と呼ばれ、2009年6月の欧州議会選挙に間に合うよう2009年1月の発効が目標とされた。同年10月の欧州理事会でチェコの基本権憲章の適用除外の要望を受け入れ、11月に憲法裁判所の合憲判決により、チェコのクラウス大統領（当時）が批准書に署名、全加盟国の批准が完了し、2009年12月1日に漸く発効に至った⁵⁴。

1. リスボン条約によりEUの対外行動の一貫性確保へ

リスボン条約の主な目的の一つは、廃案となった欧州憲法条約の策定過程で、2004年のEU拡大を見据え、EUの対外行動の一貫性と効率を高め、グローバリゼーションと相互依存の高まりの課題に対処できるようにすることだった。EUを代表して発言する声の数を減

⁵⁴ 日本貿易振興機構（ジェトロ） [2009b]、2-3頁。

らし、EU の対外行動の異なる分野間の一貫性を確保するため、多くの変更が導入された。リスボン条約は、EU の対外行動のための共通原則と目的を定めている。共通外交・安全保障政策から第3国との協力、人道支援、国際機関との関係、共通通商政策に至るまで、EU の対外行動のすべての要素は、EU 条約第3条及び第21条に定められた同じ原則と目的に従う。人権やより良い統治、環境保護、持続可能な開発も含まれている。EU 機能条約第206条が、共通通商政策の具体的な目的（共通利益のために、世界貿易の調和のとれた発展、国際貿易と外国直接投資に対する制限の漸進的な撤廃、関税やその他の障壁の引き下げに貢献すること）をたとえ定義していたとしても、第207条はこれらが単独で行われることなく、EU 条約第21条で定義されたEU の対外行動の枠組みと原則や目的に沿って共通通商政策が実施されることを強調している。リスボン条約は、欧州委員会が第3国との貿易協定の交渉を継続することを明確にしているが、同時に、EU の外交・安全保障政策上級代表は、EU の対外行動の一貫性を確保する任務を委ねられている。特に、EU 条約第18条は、「外交・安全保障政策上級代表は、欧州委員会内で、対外関係において欧州委員会に課せられた責任を負い、EU の対外行動の他の側面を調整する責任を負うものとする。」と規定しており、EU の対外行動の一貫性を確保するために、通商担当委員と外交・安全保障政策上級代表との間の調整の必要性を示唆している（Pollet-Fort [2010]）⁵⁵。

2. 欧州議会の関与拡大

もう一つの大きな変化は、共通通商政策の形成と行動における欧州議会の関与の拡大である。これは、以前の共通通商政策の設定からの重要な変更を構成している。リスボン条約が発効する前は、欧州議会は従来の共通通商政策において限られた役割しか果たしていなかった。第3国との貿易協定の交渉と締結においては、欧州議会の役割は非常に限られていた。欧州委員会はEU 理事会（閣僚理事会）に対して、交渉開始と勧告を行っていた。EU 理事会は欧州委員会が定義した交渉指令を正式に承認した。欧州委員会はその後、EU 理事会によって任命され、加盟国の代表で構成される特別委員会と協議しながら、交渉プロセスを実施した。交渉が終了すると、EU 理事会は協定の署名を承認する決定を採択した。混合協定の場合、加盟国も協定を批准しなければならなかった。他方、国際的な貿易協定の締結前に、欧州議会と協議する必要はなかった。欧州経済共同体（EEC）設立条約の継続的な改定により、以下の条件に該当する最も重要な貿易協定の締結に欧州議会の同意が求められるようになった範囲にとどまっていた。

- EU 域内市場法制に求められる変更が、EU 理事会と欧州議会との共同決定手続きで行われた場合
- 予算への影響があった場合
- 新しい制度上の取り決めが設定された場合

⁵⁵ Pollet-Fort [2010], pp.8-9.

欧州議会は連合協定にも同意しなければならない。実際には、法的義務がない場合でさえ、欧州委員会は欧州議会に貿易協定の主な戦略と進行中の交渉について通知した。しかし、交渉中に欧州委員会に「指示」を与えることができる EU 理事会とは異なり、欧州議会には貿易協定の主な戦略と進行中の交渉内容が単に通知されただけだった。さらに、法的理由ではなく、政治的な理由から、主要な貿易協定は欧州議会の同意のために提示されてきた。EU 韓国 FTA は、リスボン条約発効前だったとしても、欧州議会に提示されたと考えられるが、リスボン条約発効前は、交渉権限の採択やすべての貿易協定の通常締結には、欧州議会の承認は求められなかった。同様に、欧州議会は、アンチダンピングや貿易障壁規制などの通商政策を実施するための枠組みを定義する EU 法の形成と採択においては、何の権限も持っていなかった。これらは、EU 理事会によってのみ採択された。欧州議会の関与が限定的であったため、EU 共通通商政策の民主的説明責任の問題が提起された。リスボン条約の発効により、欧州議会は、貿易協定の交渉と締結、および EU 域内貿易規制の採択、の双方において、その関与が強化されることになった (Pollet-Fort [2010])⁵⁶。

ここまでリスボン条約前の欧州議会の役割をみてきたが、リスボン条約により欧州議会の権限が大きく拡大した。貿易関連事項について EU 理事会との共同決定手続きが適用されることになり、欧州議会の同意 (Consent) が必要となった点である。すべての貿易協定についても欧州議会での同意手続きが必須となった。そのため、欧州委員会は通商交渉の進捗状況を EU 理事会／欧州理事会のみならず、欧州議会にも定期的に報告しなければならなくなった。貿易協定交渉における欧州議会の関与拡大で、交渉過程の「可視化」が求められることになり、EU 市民に対してもよりオープンな「透明性」を確保した交渉が求められるようになった。こうした EU 基本条約改正による EU の排他的権限の拡大と欧州議会の関与拡大が、EU の通商戦略と交渉アプローチに多大な影響を及ぼすことになった。Richardson [2012]⁵⁷ は、FTA の批准手続において欧州議会の同意が必要になったことで交渉段階でも欧州議会が影響を与える「ソフトパワー」が強化され、それによりロビイストのアクセス・ポイントになったことが EU の 2 国間貿易協定の成果に大きな影響を与えたと結論付けた。

3. EU の排他的権限の拡大と混合協定を回避する動き

3 点目の変化は EU の排他的権限の拡大である。サービス貿易や知的財産権の貿易的側面に関する自主権限が EU に付与されることになった。文化／視聴覚サービス、教育サービス、社会／保険サービスに関する貿易についても特定のケースでは EU 権限となった。さらに、通商政策の下での外国直接投資も EU の排他的権限となったことにより、貿易投資協定がどのようなケースで加盟国の批准を必要とする「混合協定」になるかの線引きが新たな課題となった。

⁵⁶ Pollet-Fort [2010], pp.9-10.

⁵⁷ Richardson [2012], p.24.

4点目の変化は全会一致を必要とする以下の規定を除き、通商政策の側面がEU理事会において特定多数決の対象となった。全会一致が必要なのは、①EUの文化・言語の多様性を阻害するリスクのある文化／視聴覚サービスに関する貿易分野の協定の交渉・締結や、②所管する国家機関の権限を深刻に侵害し、サービスを提供する加盟国政府の能力を妨げるリスクのある社会・教育・保険サービスに関する貿易分野の交渉・締結、③その採択に全会一致を必要とする域内ルールの規定を含むサービス貿易や知的財産権の貿易的側面、及び外国直接投資分野の協定の交渉・締結、に限定されることになった。

こうしたリスボン条約発効によるいくつかの重要な変更を想定し、Woolcock [2008]はEUの貿易投資協定の批准において、EUの排他的権限の拡大により「混合協定」がなくなり、加盟国議会の役割がなくなるであろうことを2008年の時点で予測した⁵⁸。また、EUの貿易協定に関する欧州議会の同意が必要になったことで、通商政策の監視において、欧州議会の国際貿易委員会（INTA）の役割への期待を示す一方、これには時間がかかることも認めていた。反対に通商政策の対象範囲が広範であるため、加盟国は専門的事項を欧州委員会に依存する傾向が一層高まっていくことも指摘した⁵⁹。欧州委員会は、EU加盟国の通商担当官で構成される貿易政策委員会（TPC）と緊密に協議することを求められており、TPCはEUの通商政策における意思決定上の重要な制度的枠組みである。欧州委員会が加盟国の利害調整の場であるTPCに加えて、INTAとの緊密な協議も求められることになったことは欧州議会との関係の変化だと考える。

さらに、Woolcock [2008]はこの時点で、外国直接投資がEUの排他的権限になったことにより、これまで加盟国レベルで締結していた投資協定について、投資の自由化と同様に、投資保護規定がEUの排他的権限に含まれるかどうかは明確でないとの見方⁶⁰を示していた。後述する理由から投資保護協定は加盟国との共有権限を含む混合協定となる。この「EU単独協定」か「混合協定」かを巡り、EUのFTA履行状況を監視するための「2018年活動報告書⁶¹」において、注目すべき内容が示されている。2019年6月25日に公表された同報告書では、日本とのFTAである日EU経済連携協定（EPA）において、EUが排他的権限を持つ分野で構成されるEPAと、EU加盟国と権限を共有する分野を網羅し、まだ交渉中であった投資保護規定を別協定として分離したことを指摘している。これはEUシンガポールFTAについて、EU司法裁判所が2017年5月16日にEUと加盟国の権限配分について示した意見⁶²を踏まえたものだった。同意見では、直接投資ではない証券（ポートフォリオ）投資と投資家対国家の紛争解決（ISDS）がEUと加盟国の共有権限であるとの判断がなされたためであった。「グローバル・ヨーロッパ」戦略で新世代のFTAと位置付けられたEUシンガポールFTA及びEUベトナムFTAにおいても、日EU・EPAに続き、「混

⁵⁸ Woolcock [2008], p.1, p.3.

⁵⁹ Woolcock [2008], pp.5-6.

⁶⁰ Woolcock [2008], p.4.

⁶¹ European Commission [2019e], pp.8-9.

⁶² The Court of Justice of the European Union [2017].

合協定」となる要素を含む投資保護規定を FTA から分離し、別々の協定として、それぞれの批准手続きが進められることになった。さらに、2025 年 2 月に発効した EU チリ暫定貿易協定 (ITA) では、EU チリ連合協定を近代化する EU チリ先進的枠組み協定 (AFA) のうち、貿易関連部分を暫定協定として切り出して先に発効させ、全体の EU チリ AFA が発効した際には、EU チリ ITA は廃止され、AFA に置き換わり、内含されるという手法を編み出した。このように、EU が締結した直近の FTA は排他的権限を持つ分野のみで構成されることになり、加盟国と権限を共有する要素がないため、暫定適用ではなく、早期の発効が可能となった。

さらに、欧州委員会は 2017 年月 13 日、多国間投資裁判所を設立するための交渉を開始する勧告を採択した。同裁判所は、EU の 2 国間協定で予見される投資裁判所制度 (ICS) や加盟国が締約国となっている 3,000 以上の現行の二国間投資協定に含まれる ISDS 条項に代わるものである。2025 年 5 月時点で、ICS 関連規定を網羅しているのは、EU カナダ包括的経済貿易協定 (CETA)、EU シンガポール投資保護協定、EU ベトナム投資保護協定、EU チリ先進的枠組み協定 (AFA) ⁶³に限られており、この取り組みは途上である。

第2節 締約国に対する対外行動の交渉手段に組み込まれた貿易協定

1 節で既述したとおり、リスボン条約により、EU の通商政策は「EU の対外行動の原則と目的の文脈」の中で実施されることになった (EU 機能条約第 207 条 1⁶⁴)。これは、EU が通商政策を外交政策、環境政策、開発政策などの対外行動の下で、EU が追求する他の政策目的の手段として使用する傾向が高まるかどうかという問題を提起することになった。EU はそれまで、EU の近隣諸国との連合協定の交渉を通じて、欧州の安全保障地域内でのより経済的安定、さらには政治的安定を促進してきた。しかし、特定の対外行動に関する目的を追求するために貿易が利用されることはあまりなかった。経済制裁においても、EU はほとんどの場合、国連が実施する制裁の範囲に限定されていた。対外貿易はリスボン条約の第 V 部「EU の対外行動」規定に含まれており、第 205 条では、「EU の対外行動は原則に導かれ、目的を追求し、EU 条約第 V 編第 1 章に定められた一般規定に従って実施される」と規定されている。対外行動には、民主主義、法の支配、人権の支持などの一般的な目的と、持続可能な経済、社会、環境の発展や、全ての国の世界経済への統合 (国際貿易に関する制限の漸進的な廃止によるものを含む)、環境の漸進的な改善、グローバル資源の持続可能な管理、優れたグローバル・ガバナンスなどのより具体的な目的が含まれている。様々な政策分野にわたる一貫性を模索する中で、EU がこれらの他の目的と対外通商政策を調整する方法をリスボン条約がどのように変えるかという点を、Woolcock [2010b]⁶⁵ は問題提起した。

⁶³ European Commission, [Guide to Investment Court System](#).

⁶⁴ Official Journal of the European Union [2008], pp.140-141.

⁶⁵ Woolcock [2010b], p.13.

1. 「万人のための貿易」戦略では「EUの価値」が主要原則の一つに

2013年から2015年にかけてのEU米国包括的貿易投資協定(TTIP)の交渉を経て、より広範な人々が貿易政策や、規制保護、雇用への影響の可能性などの問題に関心を持つに至った。こうして沸き上がった「EUの貿易政策は誰のものか」という議論に応えるべく、欧州委員会は2015年10月に発表した「万人のための貿易」戦略で、EUの貿易政策と欧州の価値観との整合性の課題への取り組みを打ち出した。リスボン条約発効後は、EUの共通通商政策を、対外行動のガイドラインからも、EU条約第3条第5項に明記される基本原則からも切り離す事が出来なくなった。EU条約第3条第5項には「EUは、より広範な世界との関係において、その価値観と利益を維持・促進し、EU市民の保護に貢献するものとする。また、平和、安全、地球の持続可能な発展、人々の連帯と相互尊重、自由で公正な貿易、貧困の撲滅と人権の保護、特に児童の権利保護、さらには国際連合憲章の原則の尊重を含む国際法の厳格な遵守と発展に貢献するものとする。」と記載されている。

「万人のための貿易」戦略では、本論文の主題である経済的な「効果」のほかに、リスボン条約による欧州議会の関与拡大で、より重視されるようになった「透明性」と、EUの対外行動の原則となる「EUの価値」、の2点を主要原則として実施していく方針が示された。

「EUの価値」については、EUの通商政策と、より広範な欧州の価値観との整合性を掲げ、規制や投資に対する市民の期待に対して、より応答的なアプローチを取ることを示した。EUの貿易・投資政策は、企業の社会的責任の取り組みと生産チェーン全体でデューディリジェンスを強化することにより消費者の懸念に応えるものでなければならないとし、バリューチェーンにおける人権の尊重と、労働権を含む社会的および環境的側面に焦点を当てた。同時に加盟国政府は、輸入品および国内生産品について、商品・サービスに関するEUの規制を実施する責任を果たさなければならないとした。さらに、EU条約は、EUがより貧しい国々の発展、高い社会・環境基準、人権尊重などを含むEUの価値を世界中で促進することを求めているとし、この点で貿易・投資政策は、EUの対外行動に関する他の手段と整合的でなければならないことを明確にした。こうして、リスボン条約発効により、「万人のための貿易」戦略には、EUの対外的行動との整合性を求める内容が明確に組み込まれることになった。加えて、EUは持続可能な開発に関する社会的・環境的な取り組みを促進するために、貿易政策を用いることでも主導的な立場にあるとした。これは、いかなる隠れた保護主義的な議題なしで、積極的かつインセンティブに基づいた方法で実施されるとした。

2. 貿易及び持続可能な開発(TSD)規定がFTAの不可欠な要素に

EUが2006年10月に発表した通商戦略「グローバル・ヨーロッパ」以降に交渉を開始し、2009年12月のリスボン条約発効を経て、2010年以降に締結したFTAには、貿易及び持続可能な開発(Trade and Sustainable Development:TSD)に関する規定が含まれている。これは決して偶然ではなく、FTAにおいて、EUの価値観や対外政策との整合性や一貫性を保つために、TSDがより重要なパーツとなったのは明らかである。具体的には、い

第2章

わゆる新世代の自由貿易協定（FTA）と深化した包括的な自由貿易協定（Deep and Comprehensive Free Trade Area：DCFTA）、および経済パートナーシップ協定（EPA）に分類される、14の貿易協定に、TSD規定（章）が含まれている（図表2-1）。

図表2-1 貿易及び持続可能な開発（TSD）規定（章）を含むFTAの一覧

		発効年	参加国/相手国・地域
新世代の自由貿易協定（FTA）	自由貿易協定	2016年7月	EU・韓国（貿易関連事項は2011年7月より暫定適用開始）
		2019年11月	EU・シンガポール
		2020年8月	EU・ベトナム
		2024年5月	EU・ニュージーランド
	経済連携協定	2019年2月	EU・日本
	通商・協力協定（TCA）	2021年5月	EU・英国（2021年1月より暫定適用開始）
	連合協定（AA）	2024年5月	EU・中南米諸国（ホンジュラス、ニカラグア、パナマ、コスタリカ、エルサルバドル、グアテマラ）（貿易関連事項はホンジュラス、ニカラグア、パナマとは2013年8月、コスタリカ、エルサルバドルとは2013年10月、グアテマラとは2013年12月より暫定適用開始）
	包括的貿易協定	2024年11月	EU・コロンビア・エクアドル・ペルー（貿易関連事項はペルーとは2013年3月、コロンビアとは2013年8月、エクアドルとは2017年1月より暫定適用開始）
	暫定貿易協定（ITA）	2025年2月	EU・チリ（2004年6月発効の連合協定のうち、貿易関連事項を近代化）
	包括的経済貿易協定（CETA）	暫定適用	EU・カナダ（貿易関連事項は2017年9月より暫定適用開始）
深化した包括的自由貿易協定（DCFTA）		2016年7月	EU・グルジア（貿易関連事項は2014年9月より暫定適用開始）
		2016年7月	EU・モルドバ（貿易関連事項は2014年9月より暫定適用開始）
		2017年9月	EU・ウクライナ（貿易関連事項は2016年1月より暫定適用開始）
経済パートナーシップ協定（EPA）		2024年7月	EU・ケニア

出所：欧州委員会通商・安全保障総局 HP “Sustainable development in EU trade agreements”を基に著者作成。

個々のFTAによって差異はあるが、主な共通項目として、ILOの基本原則の尊重を含む国際労働条約の効果的な実施や、労働法の効果的な執行、貿易・投資促進のために労働法から逸脱せず、その結果による「底辺への競争」を防ぐ、といった内容が含まれている。また、EUの執行機関である欧州委員会は、国際的なスタンダードを促進するためのツールとして、2国間貿易協定を利用することが重要だと考えている。その理由の一つとして、TSD規定を含むFTAを締結している締約国の双方は、ILO条約や労働における基本的原則および権利に関するILO宣言にコミットしており、効果的な実施に向けて相手国への働きかけがし

第2章

やすいことを挙げている。さらに、貿易相手国と対話すること、双方のステークホルダーと対話することの重要性を指摘している。加えて、労働者の権利保護のために、関税をリンクさせることができることを2国間貿易協定の利点として挙げている。最後の手段としての貿易制裁による執行の強化は、欧州委員会が2022年6月22日に発表した政策文書「貿易パートナーシップの力：グリーンで公正な経済成長のために」⁶⁶の中で、環境と人権に関するEUの貿易協定の貢献を強化するために特定した6つの優先事項にかかる行動の1つとして取り上げられている。これは、2021年2月18日の「通商政策の見直し」⁶⁷で発表した貿易協定におけるTSD規定の履行改善のための15ポイントの行動計画とTSD見直しの結果であった。実際に、2024年5月に発効したEUニュージーランドFTAでは、人権に関して深刻かつ重大な違反ある場合や、パリ協定の目標や目的を著しく損なう行為や不作為があった場合に、FTAに関連する適切な措置を講じることができる規定が27章の最終規定に、「義務の履行」として初めて盛り込まれた⁶⁸。同規定は、TSD規定の見直し議論の中で、最後の手段として挙げられているアプローチではある。しかし、EUはこうした貿易制裁措置を規定しながらも、国や社会において、サステナビリティ部分を深く変えるのは制裁ではなく、協調だとしている。このため、EUのFTAは、TSD規定のコミットメントの実施状況を協議する特別な委員会を設置することを定めている。また、加盟国またはEUの市民社会の代表者が、FTAにおけるTSDのコミットメントが侵害されていると考える場合、シングルエン트리ポイントにTSDの苦情を申し立てることができる。欧州委員会は申し立てを調査し、最も適切な行動方針を検討する。欧州委員会はプロセス全体を通して申立人と緊密に連絡を取り合う。さらに、この仕掛けを支える重要な要素として、EUおよび締約相手国の国内諮問グループ（Domestic Advisory Group：DAG）がある。DAGは、環境、労働、および産業団体を集めて、EUの当該FTAのTSD規定の履行状況について協議する。欧州経済社会委員会内の対外関係部門が、EU DAGの事務局として機能する。DAGによる対話がTSD規定のコミットメント履行を監視する重要な手段となっており、TSD規定において、対話や協調を重視するEUの姿勢がみてとれる。対話を尽くした上で、人権やパリ協定の履行において、深刻かつ重大な違反行為があった場合に、最後の手段として、制裁を含めた適切な措置が取れるようTSD規定の見直しが進展したことがわかる。このことから、TSD規定に関しては、「EUの価値」を世界に伝播するための外交政策の手段として、FTAを利用する姿勢がより積極的に変わってきていることが窺える。2006年10月に打ち出したグローバル・ヨーロッパ戦略でFTAを通じて、経済的利益を追求することを明確にしたが、リスボン条約の発効もあり、EUの貿易協定がより外交的な手段に変容してきていることは明らかである。

EUが排他的権限として締結できる国際協定に関して、第2節までに既述したリスボン条

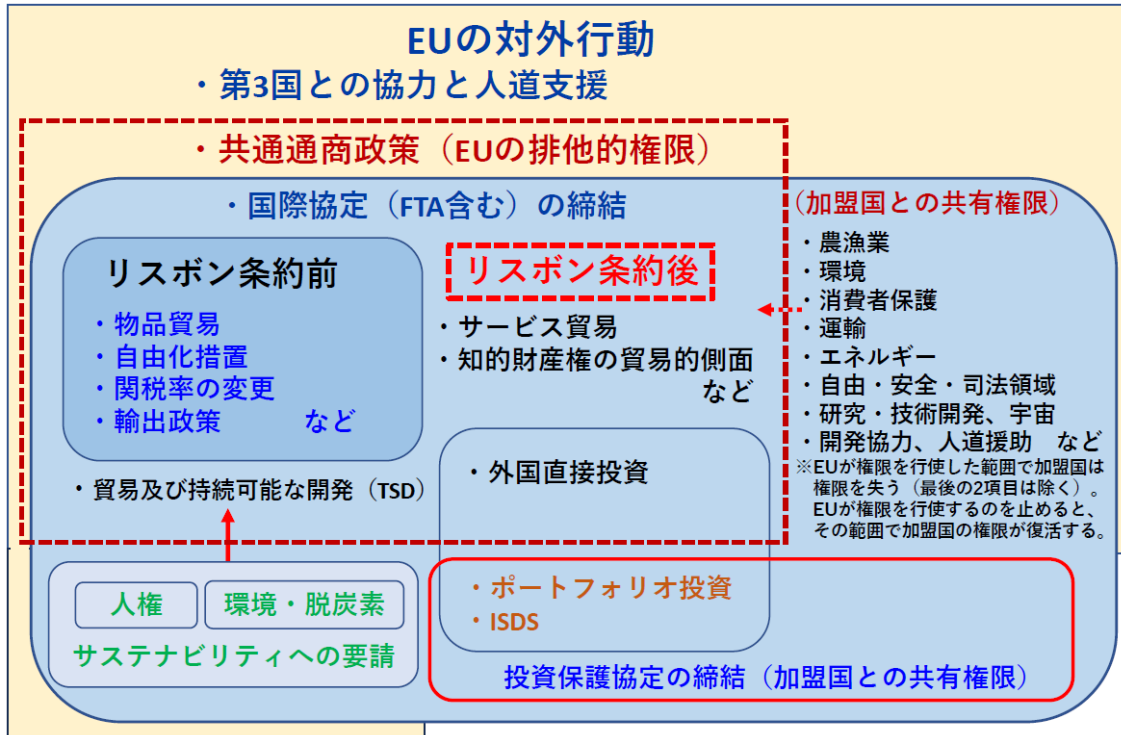
⁶⁶ European Commission [2022a], p.4.

⁶⁷ European Commission [2021c], pp.13-14.

⁶⁸ Official Journal of the EU [2024a], Article 27.4, p.510.

約による適用範囲の拡大や、EU シンガポール FTA に関する EU 司法裁判所の意見などを踏まえて、図表 2-2 に整理した。

図表 2-1 EU の国際協定の締結におけるリスボン条約による排他的権限の明文化と変化



出所：Official Journal of the European Union [2008]、The Court of Justice of the European Union [2017]、欧州委員会通商・経済安全保障総局 HP “Sustainable development in EU trade agreements”を基に著者作成。

第3節 混合協定の批准を巡る課題と EU 単独協定への変遷

第1節 3. で述べたとおり、FTA の締結に際し、EU の排他的権限分野と加盟国との共有権限分野を分けて、前者については EU 単独協定として締結するアプローチが日 EU・EPA 以降の FTA では確認できる。従来の FTA は加盟国が共有権限を有する混合協定に位置づけられ、加盟国の批准手続きを要することが一般的であった。

1. 混合協定の批准手続きの課題

具体的には、EU 中南米諸国連合協定や、EU コロンビア・エクアドル・ペルー包括的貿易協定は EU が加盟国と権限を共有する項目が含まれる混合協定であるため、発効には全加盟国の批准が必要で、EU の排他的権限分野の暫定適用開始からエクアドルを除き 10 年以上の歳月を経て、ようやく協定が発効した。EU カナダ包括的経済貿易協定（CETA）では、ベルギーのほか、ブルガリア、アイルランド、ギリシャ、フランス、イタリア、キプロス、ハンガリー、ポーランド、スロベニアの計 10 カ国が 2025 年 7 月 4 日時点で未批

准のままで、ドイツが批准手続き完了を通知した 2023 年 8 月 9 日以降、進展がない状況である。

CETA を巡り、2016 年 10 月にベルギーのワロン地域政府の反対により、EU 理事会で合意できず、協定調印が遅れたことがあったが、まさに、労働基準、環境基準などの TSD 規定に関連して、より強力な保護措置を求めたためであった。ベルギーでは、貿易と投資に関する権限が連邦政府から地域政府に委譲されているほか、言語や教育などの権限が言語共同体政府に委譲されている。そのため、貿易協定を批准するためには、連邦政府のほか、3つの地域政府（ブリュッセル首都圏地域、ワロン地域、フランダース地域）と3つの言語共同体政府（フランス語共同体、フラマン語共同体、ドイツ語共同体）が批准する必要がある。ベルギーのみが最後まで未批准だった EU 中南米諸国連合協定については、ワロン地域政府が 2023 年 10 月 25 日に批准手続きを終え⁶⁹、ベルギー政府は 2024 年 1 月 17 日に批准が完了した旨通知した⁷⁰。そして、欧州委員会が同年 4 月 12 日に通知⁷¹、同協定が 5 月 1 日に発効した⁷²。また、EU・コロンビア・エクアドル・ペルー包括的貿易協定については、ベルギーのフランス語共同体政府が 2024 年 4 月 18 日に批准手続きを終え⁷³、ベルギー政府は同年 5 月 6 日に批准が完了した旨通知した⁷⁴。そして、欧州委員会が同年 10 月 14 日に通知を終え⁷⁵、同協定が 11 月 1 日に発効した⁷⁶。両協定とも 2013 年の暫定適用開始から、10 年以上の歳月を経て漸く発効に漕ぎ着けた。他方、CETA に至っては、ベルギーでは、連邦政府とフランダース地域政府のみ批准が終了している⁷⁷。

ベルギー外務省によると⁷⁸、EU 中南米諸国連合協定と EU・コロンビア・エクアドル・ペルー包括的貿易協定の批准に時間がかかったのは、いずれも TSD 規定が不十分であったことが理由だとしており、EU が 2022 年 6 月に打ち出した TSD に関する新たな方針により、これらの貿易協定の批准手続きの進展を期待していた。これら協定の TSD 規定は EU の排他的権限である貿易関連事項に含まれている⁷⁹。暫定適用が開始されているにもかかわらず、

⁶⁹ ベルギー国務院サイト (http://reflex.raadvst-consetat.be/reflex/index.reflex?page=traiverd&c=detail_get&d=detail&docid=8643&tab=chrono)

⁷⁰ 欧州理事会・EU 理事会サイト (<https://www.consilium.europa.eu/en/documents/treaties-agreements/agreement/?id=2012001>)

⁷¹ Ibid.

⁷² Ibid.

⁷³ ベルギー国務院サイト (http://reflex.raadvst-consetat.be/reflex/index.reflex?page=traiverd&c=detail_get&d=detail&docid=8868&tab=chrono)

⁷⁴ 欧州理事会・EU 理事会サイト (<https://www.consilium.europa.eu/en/documents/treaties-agreements/agreement/?id=2011057>)

⁷⁵ Ibid.

⁷⁶ Ibid.

⁷⁷ ベルギー国務院サイト (http://reflex.raadvst-consetat.be/reflex/index.reflex?page=traiverd&c=detail_get&d=detail&docid=8866&tab=chrono)

⁷⁸ 2023 年 2 月に、ベルギー外務省欧州問題調整総局担当課長等にヒアリング。

⁷⁹ EU 中米連合協定では、貿易関連事項のパートIVの中のタイトルVIII 貿易及び持続可能な開発 第 284 条～第 301 条に含まれ、EU コロンビア・ペルー・エクアドル貿易協定では、タイトルIX 貿易及び持続可能な開発 第 267 条～286 条に含まれる。後者について、暫定適用にならなかったのは、大量兵器の軍縮と不拡散、商標に関してパリ条約と TRIPS 協定に基づく権利と義務の順守、行政手続きに関する事

ベルギーの地域政府や言語共同体政府が EU の排他的分野の内容に異議をとなえて批准しなかったとすれば、EU の排他的権限に含まれる TSD 規定を理由に、貿易関連条項以外の項目が発効しないという不可解な状況が長く続いていたことになる。しかも、TSD 規定は、協定全体について他の EU26 カ国が批准しているにもかかわらず、ベルギーの一部の地域政府や言語共同体政府が承認せず、協定の発効を妨げていたことは、ベルギー連邦政府と地域政府・言語共同体政府の間の権限関係や承認メカニズムの課題だとも言える。第1節3. で既述したとおり、EU が日 EU・EPA 以降、EU の排他的権限分野のみで構成される FTA や暫定貿易協定に切り分けて先に発効させる方法を採用し、暫定適用を回避することになったのは、こうしたベルギーの批准手続きの問題に対処した結果だと考えられる。

2. 混合協定に関する加盟国の批准手続き

EU 加盟国における混合協定の批准手続きは国によって異なり、上院や下院といった議会での承認手続きのほか、ベルギーのように地域政府レベルでの批准手続きを必要とする国もあれば、協定の内容によっては、国民投票にかけられる可能性のある国もあり、政治的な議論に発展するケースもあり、批准手続き完了までに多くの時間を要する。EU 加盟国各国の混合協定に関する批准手続きの要件を、欧州議会が 2016 年 11 月に整理した各国議会のバックグラウンドブリーフィング資料を基に図表 2-3 に整理した。

EU 中南米諸国連合協定や EU・コロンビア・エクアドル・ペルー包括的貿易協定の批准に時間がかかったのは、EU 加盟国の中で、唯一地域レベルでの批准手続きを必要とするベルギー国内において、反発する地域政府や言語共同体政府との調整に時間を要したためだ。このように、EU の一部の貿易協定、すなわち加盟国との共有権限分野を含む混合協定において、加盟国が共有権限を有さない規定への反対が理由で、協定が発効しないというリスクを回避し、EU が排他的権限をもつ分野と、加盟国との共有権限分野を分けて、2つの協定として批准手続きを進める形に、FTA を二つに切り分ける形に変化させてきたことは、現実的な対応として理にかなっている。EU シンガポール FTA に対する EU 司法裁判所の意見により、EU の排他的権限の範囲が明確化されたことにより、EU の排他的権限のみで構成される協定への切り分けが可能になったと言い換えることもできるだろう。FTA の発効までのプロセスを通じて、FTA における EU の排他的権限の範囲がより明確に定まってきたことは、EU が締結する国際協定において、EU 統合上の深化だと考えられる。

一方、混合協定を交渉する主な「利点 (advantage)」は、EU の排他的権限ではない他の政策と貿易を束ねることにより、EU と締約相手国の双方に有益な取引を成立させ、通商政策ではない目標を達成するための「必要悪 (necessary evil)」であるが、交渉が貿易関連事項に限定されている場合には、こうした取引は不可能である (Conconi, Herghelegiu and Puccio [2021])⁸⁰との指摘がある。しかしながら、EU は排他的権限のみで構成される貿易

項などに限られていた。

⁸⁰ Conconi, Herghelegiu and Puccio [2021], pp.247-248.

第2章

協定においても、第2節2.で既述したTSD規定により、人権や環境政策について、ILOの基本原則やパリ協定の遵守といった通商政策以外の目的を締約相手国に求め、EUの価値を世界に伝播させる取引を実現している。加えて、EUチリ連合協定近を代化するEUチリAFAにおいて、貿易関連事項だけを暫定貿易協定として切り出して先に発効させ、協定全体が発効した後に、暫定貿易協定を廃止し、AFAに置き換える手法を新たに見出したため、EUの排他的権限ではない他の政策と貿易を束ねて交渉することも引き続き可能になった。

図表 2-3 EU加盟国における混合協定の批准手続き

国名	国／連邦レベル		地域レベル	国民投票の可能性 ^(注2)
	承認の必要性	議会 ^(注1)	承認の必要性	
オーストリア	○	2/2	×	○
ベルギー	○	1/2	○	×
ブルガリア	○	1/1	×	○
クロアチア	○	1/1	×	○
キプロス	○	1/1	×	×
チェコ	○	2/2	×	×
デンマーク	○	1/1	×	○
エストニア	○	1/1	×	×
フィンランド	○	1/1	×	×
フランス	○	2/2	×	○
ドイツ	○	2/2	×	×
ギリシャ	○	1/1	×	○
ハンガリー	○	1/1	×	×
アイルランド	○	1/2	×	○
イタリア	○	2/2	×	×
ラトビア	○	1/1	×	×
リトアニア	○	1/1	×	○
ルクセンブルク	○	1/1	×	×
マルタ	×	0/1	×	×
オランダ	○	2/2	×	○
ポーランド	○	2/2	×	○
ポルトガル	○	1/1	×	×
ルーマニア	○	2/2	×	×
スロバキア	○	1/1	×	×
スロベニア	○	1/2	×	×
スペイン	○	2/2	×	×
スウェーデン	○	1/1	×	×
合計	27/27加盟国 35/39（連邦）議会		1加盟国	10/27加盟国

注1：分母は上院、下院などの議会の構成数、分子は批准承認を必要とする議会数。

注2：国民投票が制度的に可能であっても、可能性が低い場合は×に分類した。

出所：European Parliament [2016b]を基に著者作成。

なお、混合協定におけるEUの排他的権限分野の暫定適用は、当該協定が発効するまでの暫定的な措置とされているが、暫定適用の期限については明確な規定はない。加盟国が混合協定を恒久的かつ決定的に批准しないことが明らかになった場合、EUが当該協定の暫定的

適用を中止する法的義務を負っているかどうかという問題は未解決のままである（Andrei and Wouters [2018]）⁸¹。EU は、チリとの ITA を通じて、連合協定においても、貿易関連事項に関して暫定適用を回避する方策を見出しているが、未発効の CETA においては、引き続き協定全体について、一部の加盟国が批准しないことが明らかになった場合の課題が残る。しかしながら、EU チリ AFA の経験を踏まえると、CETA が恒久的に発効しないことが明らかになった場合には、暫定適用している貿易関連事項を、暫定貿易協定として発効させることは技術的には可能だと考えられる。

小括

本章では、EU 基本条約を 2009 年 12 月に改正したリスボン条約が、EU の通商政策へのアプローチや FTA 戦略に与えた影響や変化について考察した。2006 年 10 月に打ち出した「グローバル・ヨーロッパ」戦略により、EU がアジアを中心とする新興市場への市場アクセスの改善に着手する中、リスボン条約の発効により、EU の通商政策は「EU の対外行動の原則と目的の文脈」の中で実施されることになった。この結果、第 1 に貿易協定において、EU の価値観や対外政策との整合性や一貫性を保つために、「貿易及び持続可能な開発（TSD）」規定が盛り込まれるようになり、2015 年 10 月に打ち出した「万人のための貿易」戦略以降、TSD 規定が主流化したことを明らかにした。これは、EU の貿易協定が対外行動の原則と目的の手段になった結果であり、EU 市場に参加する、もしくは EU のルールに多くを準拠する欧州自由貿易連合（EFTA）加盟国や 2020 年 1 月末に EU から離脱した英国を除けば、EU の FTA ならではの特徴である。2021 年 2 月の通商政策の見直しにより、TSD の履行改善のための 15 ポイントの行動計画と TSD 見直しを進めた結果、2024 年 5 月に発効した EU ニュージーランド FTA において、締約相手国の人権に関する深刻かつ重大な違反や、パリ協定の目標や目的を著しく損なう行為に対して、FTA に関連した制裁措置を講じることができる規定を初めて盛り込んだことを確認した。このことは、EU の貿易協定が対外行動の原則と目的の文脈で締結、実施されていることを示す具体例といえるだろう。リスボン条約により、EU の貿易協定は対外行動の原則と目的に沿って締結、履行されるように変遷してきていることが明確になった。

また、第 2 にリスボン条約がもたらしてもう一つの変化として、EU の排他的権限が外国直接投資やサービス貿易、知的財産権の貿易的側面に関する分野などに拡大したことを挙げ、EU の統合深化を示すとともに、EU の排他的権限の範囲が一定程度確立したことを明らかにした。これは、CETA や EU シンガポール FTA が EU と加盟国が権限を共有する混合協定になるのか、EU の単独権限の協定になるのかという EU 内での協議や EU 司法裁判所の 2017 年 5 月の意見を踏まえて、証券投資や投資家対国家の紛争解決（ISDS）が加盟国との共有権限であることが明確になったことによる。

⁸¹ Andrei and Wouters [2018], pp.22.

第2章

この結果、第3に日 EU・EPA 以降、EU シンガポール FTA や EU ベトナム FTA、EU ニュージーランド FTA、EU チリ ITA では、EU の排他的権限分野のみで構成される貿易協定の締結と発効が可能になったことを示した。一方、混合協定の批准手続きに関する課題や、混合協定を批准できない場合に、暫定適用を中止する法的義務があるのかという未解決の問題と考え得る解決策を提示した。

第3章 EUのFTA履行と改善のための監視メカニズムの導入

はじめに

第1章で、EUのFTA戦略の変遷を考察したが、欧州委員会は2015年10月に発表した「万人のための貿易」以降、貿易協定の効果的な適用に戦略的に取り組んできた。貿易協定締結後の履行について、全ての締約相手国を対象に包括的かつ体系的な取り組みを整備し、進展させているのは、超国家組織であるEUならではのといえるかもしれない。

本章では、「万人のための貿易」戦略における目標設定と、特に「効果」に関して導入された監視メカニズムによる実態把握について、さらには、Woolcock [2008] が、リスボン条約発効後、EUの排他的権限拡大により、加盟国が専門的事項を一層依存する傾向が高まる⁸²と指摘していた欧州委員会の役割についての解明を試みる。欧州議会の関与も加わり、EUの通商政策形成において、欧州委員会がその調整役として、より中心的な役割を担うことになったためである。さらには、「万人のための貿易」戦略の下で、新世代FTAの『最初のサンプル (prime example)』に特定されたEU韓国FTAの事後評価を検討する。

第1節 戦略計画によるKPIsの設定と管理計画の導入

1. 「戦略計画2016-2020年」での3つのKPIs設定と管理計画の導入

「万人のための貿易」戦略発表の約1年前となる2014年11月に発足したユンケル委員長が主導する欧州委員会は10の優先課題⁸³を設定したが、通商政策を担う通商総局 (DG Trade) が、このうち3つの優先課題「1. 雇用、成長、投資のための新たな後押し」、「6. 合理的で均衡のとれた米国とのFTA (の実現)」、「9. より力強いグローバル・アクター (としてのEU)」を担うことになっていた。通商総局は「万人のための貿易」戦略も踏まえて、ユンケル欧州委員会の目標達成のため、2016年7月19日に「戦略計画2016-2020年⁸⁴」を策定・発表し、4つの明確な目標「最良な経済条件と機会を確実にするための通商交渉 (目標1)」、「貿易・投資政策の効果的な適用 (目標2)」、「不公正な貿易への対応 (目標3)」、「貿易への持続可能なアプローチ (目標4)」を掲げた (図表3-1)。

通商総局はさらに、目標の達成度を測るため、「戦略計画2016-2020年」において3つの重要業績評価指標 (KPIs) を設定した。(1) 暫定適用、もしくは発効した協定における特惠関税の利用率、(2) 2国間・地域間協定が適用されている貿易の割合、(3) 世界からの十分に自由化された輸入の割合、の3つである。

(1) の特惠関税の利用率は、特惠関税の対象となる当該国への輸出額全体 (もしくは輸入額全体) に対して、特惠関税を利用した輸出額 (もしくは輸入額) の割合を算出したものである。2012~14年の実績をベースラインとして示しつつ (図表3-2 参照)、2020年の目

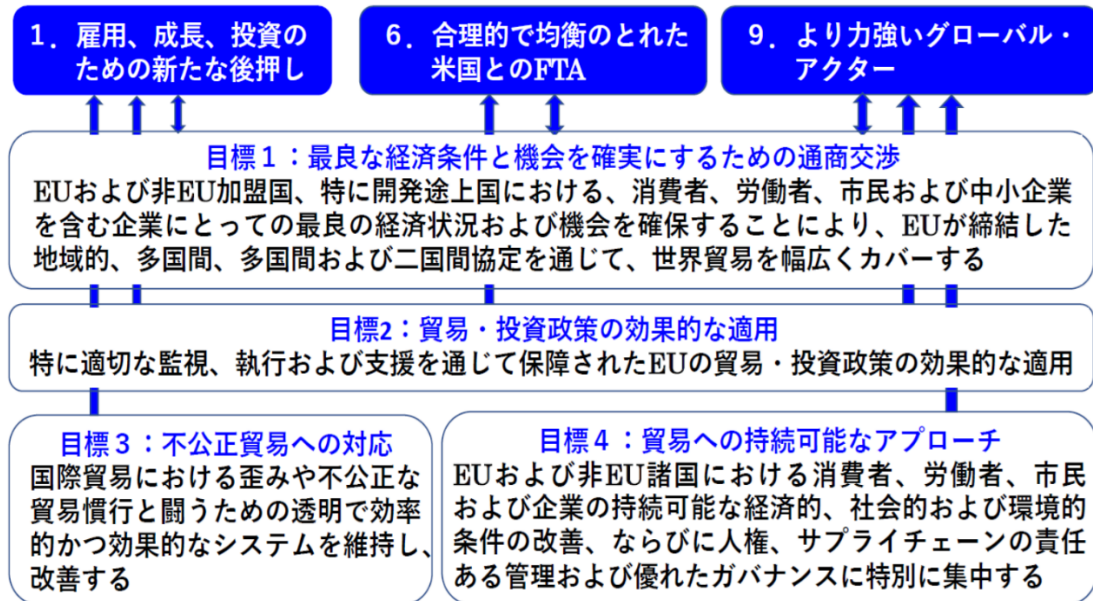
⁸² Woolcock [2008], p.6.

⁸³ Juncker [2014].

⁸⁴ European Commission [2016a], pp.10-15. 2017年12月22日付改訂版を発表。

標値は時間の経過とともに相手国の状況に応じて最大化を目指すとする定性的な目標に留めた。特定のタイミングで、正確な達成割合を設定するのは難しいことを理由に挙げた。最終的には、輸出については経済に最大効果をもたらすよう 100%の利用率を目指すとした。

図表 3-1 欧州委員会の3つの優先課題と通商政策における4つの目標



出所：欧州委員会通商総局「戦略計画 2016-2020 年」を基に著者作成。

図表 3-2 EU の特惠貿易協定における特惠関税の利用率の推移（2012～14 年）と目標

	FTA相手国	ベースライン			中間目標	目標
		2012年	2013年	2014年	2018年	2020年
EUの輸出 における 特惠関税 利用率	チリ	79%	78%	78%	利用率の 上昇	利用率の上昇 （最終的には、 時間の経過と ともに、利用率 の最大化を目指 すが、数値目標 の設定は困難）
	韓国	63%	66%	66%		
	トルコ	79%	78%	—		
	モンテネグロ	76%	86%	86%		
	北マケドニア（注2）	—	—	90%		
EUの輸入 における 特惠関税 利用率	チリ	93%	93%	94%		
	メキシコ	70%	70%	62%		
	南アフリカ共和国	78%	82%	85%		
	韓国	78%	82%	85%		
	トルコ	92%	92%	93%		

注1：EU28カ国。注2：当時はマケドニア旧ユーゴスラビア。

出所：欧州委員会通商総局「戦略計画 2016-2020 年」。

第3章

(2) の2国間・地域間協定が適用されている貿易の割合については、財・サービス貿易で同 KPI 設定時（財貿易は 2013～15 年、サービス貿易は 2012～14 年平均）の 24%（輸入 22%、輸出 25%）⁸⁵を 2020 年に 58%（輸入 54%、輸出 62%）に引き上げる目標を設定した（図表 3-3 参照）。

図表 3-3 2 国間・地域間協定が適用されている貿易の割合

	ベースライン ^(注)			中間目標（2018年）			目標（2020年）		
	輸入	輸出	合計	輸入	輸出	合計	輸入	輸出	合計
財・サービス貿易	22%	25%	24%	31%	35%	33%	54%	62%	58%

注：財貿易は 2013～15 年平均、サービス貿易は 12～14 年平均。

出所：欧州委員会通商総局「戦略計画 2016-2020 年」。

(3) については、EU 域外国からの十分に自由化された商品輸入、すなわち WTO の最恵国待遇（MFN）税率や特惠関税（GSP）率など関税率が無税である輸入割合について、2015 年の 70%をベースラインとして、2020 年にはこの割合を引き上げることを目標に掲げた（図表 3-4 参照）。この指標は EU が輸入品に適用した特惠措置の範囲とその進展を示すものとした。この割合が大きければ大きいほど、EU の消費者にとってもより良い経済条件と機会があり、EU の事業者は自社事業へのインプットに輸入を活用できると欧州委員会は説明した。

図表 3-4 世界からの十分に自由化された輸入の割合^(注)

2015年（ベースライン）	中間目標（2018年）	目標（2020年）
70%	増加	増加

注：EU 域外国からの商品輸入のうち、関税が無税の割合（MFN 税率、GSP 税率など）。

出所：欧州委員会通商総局「戦略計画 2016-2020 年」。

欧州委員会通商総局はまた、「万人のための貿易」戦略の目標を達成するため、「戦略計画 2016-2020 年」で掲げる 3 つの優先課題に沿って 4 つの目標⁸⁶を達成するための単年度計

⁸⁵ 2019 年活動報告書附属書で 26%（輸入 24%、輸出 28%）に修正。

⁸⁶ 目標 1 の通商交渉については、「管理計画 2018 年」において、ベトナム、シンガポール、日本との FTA/EPA について、2018 年の署名・締結を目指すとともに、近い将来に 16 カ国で構成される西部アフリカ地域や東アフリカ共同体の 5 カ国との完全な経済パートナーシップ協定（EPA）の署名・暫定適用を開始することを目標に掲げた。また、「万人のための貿易」戦略では、欧州委員会が EU の FTA を履行するために、加盟国、欧州議会および利害関係者とのパートナーシップを強化することが示され、これら関係者への働きかけを継続するとともに、特に FTA 関連活動に関する定期的で体系的な意見交換、市場アクセスと持続可能な開発の側面、中小企業の国際化に焦点を当てている。目標 3 の不公正貿易への対応については「管理計画 2019 年」において、世界貿易秩序における緊張の高まりと予測可能性の欠如の増大を指摘し、ルールに基づく国際システムの維持と強化への取り組みを重ねて主張する必要があること

画として、「管理計画 2017 年⁸⁷⁾」を 2017 年 2 月 15 日に発表した。本節では KPIs を唯一設定した目標 2 の「貿易・投資政策の効果的な適用」に焦点を当てて考察していく。

通商総局が 2018 年 1 月 31 日に発表した「管理計画 2018 年」では、「管理計画 2017 年」で示した欧州委員会の優先課題や「戦略計画 2016-2020 年」との関係について、優先課題の一つである「6. 合理的で均衡のとれた米国との FTA (の実現)」を「6. グローバリゼーションを活用するための均衡のとれた進歩的な貿易政策」に修正した⁸⁸⁾。2017 年のトランプ米国大統領の誕生後、EU 米国包括的貿易投資協定 (TTIP) 交渉が凍結されたことが背景にある。

通商総局が 2019 年 2 月 12 日に発表した「管理計画 2019 年」では、「管理計画 2018 年」で示した欧州委員会の優先課題や「戦略計画 2016-2020 年」との関係を踏襲している⁸⁹⁾。「管理計画 2019 年」においても、欧州委員会は目標 2 の効果的な適用について、貿易投資の権利の適切な適用と履行を通じて、また既に適用している FTA の評価結果を基に、貿易手段の利益の最大化に集中し続けることが示された。また、FTA を履行し易くするために、事業者から受け取ったフィードバックを基に原産地規則に関するコミュニケーションの強化にも取り組み、EU の FTA の特惠関税利用率の分析を継続するという一文が追記され、利用改善による「効果」を一層追求する方針が示された⁹⁰⁾。

2. 「戦略計画 2020-2024 年」での 3 つ目の KPI を変更

通商総局は 2020 年 11 月 19 日、2019 年 12 月に発足したフォン・デア・ライエン委員長率いる欧州委員会の通商政策の方針を明確にする「戦略計画 2020-2024 年⁹¹⁾」と「管理計画 2020 年⁹²⁾」を公表した。ファン・デア・ライエン委員長は 2019 年 7 月 16 日に発表した「次期欧州委員会 2019-2024 年のための政治的ガイドライン⁹³⁾」で「欧州グリーン・ディール」「人々のための経済」「デジタル時代にふさわしい欧州」「欧州の生き方を推進する」「世界においてより強い欧州となる」「欧州の民主主義をさらに推進する」の 6 つの優先課題を掲げた。通商総局の「戦略計画 2020-2024 年」では、このうち 2 つの優先課題「世界においてより強い欧州となる」「人々のための経済」の下で 5 つの具体的な目標を追求する方針を示した⁹⁴⁾。5 つの目標は、「WTO 改革の主導 (目標 1)」、「新規・既存 FTA の交渉と

を強調した。その上で、補助金や強制的な技術移転によって引き起こされた歪曲に関連した多国間貿易システムの根本的な緊張に対処することが最優先事項になるとし、WTO 改革イニシアチブに関するさまざまな形式での議論や交渉に取り組んできた。目標 4 の持続可能な開発アプローチに関しては、欧州委員会は EU の FTA における貿易及び持続可能な開発章の効果的な実施と執行のための行動を強化し、ベストプラクティスを共有し、最近協定を締結した国、または協定締結が予測される国を優先するとした。

⁸⁷⁾ European Commission [2016g].

⁸⁸⁾ European Commission [2018a], p.4.

⁸⁹⁾ European Commission [2019a], p.4.

⁹⁰⁾ European Commission [2019a], p.12.

⁹¹⁾ European Commission [2020a].

⁹²⁾ European Commission [2020b].

⁹³⁾ Von der Leyen [2019].

⁹⁴⁾ European Commission [2020a], p.10.

既存 FTA の履行等監視（目標 2）」、「既存防衛手段の最大活用と新たなツールの開発（目標 3）」、「持続可能なアジェンダの貢献（目標 4）」、「EU の通商政策に対する他国の容認と理解向上（目標 5）」である（図表 3-5 参照）。目標 2 で、新規および継続中の貿易協定の交渉と、既存協定の履行と遵守を監視し、改善するための努力を通じて、欧州企業の機会を創出するとした。このように、新たな欧州委員会の方針においても、貿易協定の「効果」を最大限引き出すことを追求していく目標が掲げられた⁹⁵。

図表 3-5 戦略計画 2020-24 年：欧州委員会通商総局が貢献する 2 つの優先課題と 5 つの具体的目標

世界においてより強い欧州になる	人々のための経済
具体的目標 1： ルールに基づく貿易を維持するために WTO 改革を主導する	具体的目標 2： 新規および継続中の貿易協定の交渉と、既存協定の履行と遵守を監視し、改善するための追加的な努力を通じて、欧州企業の機会を創出する
	具体的目標 3： 既存の貿易防衛手段を最大限活用し、新たなツールを開発し、EU または国際レベルでの既存のコミットメントの執行に焦点を合わせることで、不公正な貿易・投資から EU 企業や市民を保護する
具体的目標 4： グリーンディール、労働と環境に関する国際的なコミットメントの遵守、ジェンダーや持続可能サプライチェーンなどのより広範な EU の政策目標に効果的に貢献することで、通商政策が持続可能であることを確実なものにする	
具体的目標 5： 特にオープン、かつ包括的で、透明性のある方法で続けることを確実にを行うことにより、EU の貿易政策に対する容認と理解を向上させる	

出所：欧州委員会通商総局「戦略計画 2020-2024 年」を基に著者作成。

また、「戦略計画 2020-2024 年」では、「戦略計画 2016-2020 年」で導入した 3 つの重要業績評価指標（KPIs）を更新した。（1）暫定適用、もしくは発効した協定における特惠関税の利用率、（2）2 国間・地域間協定が適用されている貿易の割合、の 2 つの KPIs は「戦略計画 2016-2020 年」と同じ KPI を維持したが、3 つ目の KPI として、世界からの十分に自由化された輸入の割合を目標 2 のアウトカム指標の 1 つに移管し、（3）一般特惠関税（GSP）受益国からの特惠輸入額と利用率を 3 つ目の KPI として新たに設定した。

（1）の特惠関税の利用率は、2017～19 年の実績をベースラインとして示しつつ、2024 年の目標値は昨今の傾向に応じて引き上げるとする定性的な目標を維持する内容となった（図表 3-6 参照）。特に、EU からの輸出においては、特惠関税を利用しない選択をする企業がいることを考慮すべきとしている。最終的には、時間の経過とともに、利用率の最大化を目指すとした。

⁹⁵ European Commission [2020a], p.14, p.16.

第3章

図表 3-6 EU の特惠貿易協定における特惠関税の利用率の推移（2017～19 年）と目標

	FTA相手国	ベースライン			中間目標	目標
		2017年	2018年	2019年	2022年	2024年
EUの輸出 における 特惠関税 利用率	チリ	88%	86%	85%	利用率の 上昇	利用率の上昇 （最終的には、時間の経過とともに、利用率の最大化を目指す が、数値目標の設定は困難。 特惠関税を利用しない 選択をする企業がある ことも考慮すべき）
	コロンビア	70%	73%	78%		
	コスタリカ	—	—	60%		
	エジプト	65%	68%	—		
	モンテネグロ	86%	86%	87%		
	韓国	72%	81%	80%		
	日本	—	—	53%		
EUの輸入 における 特惠関税 利用率	チリ	96%	94%	96%	利用率の 上昇	利用率の上昇 （最終的には、時間の経過とともに、利用率の最大化を目指す が、数値目標の設定は困難）
	メキシコ	75%	76%	73%		
	コロンビア	96%	98%	97%		
	ペルー	97%	96%	97%		
	南アフリカ共和国	80%	82%	87%		
	韓国	87%	88%	89%		
	トルコ	87%	80%	89%		

注：EU27 カ国。

出所：欧州委員会通商総局「戦略計画 2020-2024 年」。

(2) の 2 国間・地域間協定が適用されている貿易の割合については、財・サービス貿易でベースライン（財貿易は 2017～19 年、サービス貿易は 2016～18 年平均、FTA の対象は 2019 年 12 月末時点）の 31%（輸入 29%、輸出 32%）を、中間目標として 2022 年に 32%（輸入 31%、輸出 33%）、2024 年には 33%（輸入 32%、輸出 35%）に引き上げる目標を設定した（図表 3-7 参照）。2024 年の目標値は、「戦略計画 2016-2020 年」で設定した 2020 年の目標値 58%（輸入 54%、輸出 62%）から大きく後退しているが、当時交渉が進められていた米国との包括的貿易投資協定（TTIP）が頓挫し、米国との新たな貿易協定の交渉の目途が立っていないことが背景にあるものとみられる。

図表 3-7 2 国間・地域間協定が適用されている貿易の割合

	ベースライン (注)			中間目標 (2020年)			目標 (2024年)		
	輸入	輸出	合計	輸入	輸出	合計	輸入	輸出	合計
財・サービス貿易	29%	32%	31%	31%	33%	32%	32%	35%	33%

注：財貿易は 2017～19 年平均、サービス貿易は 16～18 年平均、FTA の対象は 2019 年 12 月末時点。

出所：欧州委員会通商総局「戦略計画 2020-2024 年」。

(3) の GSP 受益国からの特惠輸入額と利用率は、2017～19 年の輸入額をベースラインとして、2022 年の中間目標、2024 年の目標は輸入額を引き上げていくこととし、特惠関税利用率を 2024 年には 85%超とする目標を掲げた（図表 3-8）。

図表 3-8 GSP 受益国からの特惠関税輸入額と特惠関税利用率

輸入（100万ユーロ）	ベースライン			中間目標	目標
	2017年	2018年	2019年	2022年	2024年
全GSP	65,388	68,397	73,479	増加	増加
EBA	25,072	27,011	29,476		
GSP	31,120	32,097	33,738		
GSPプラス	9,196	9,289	10,265		
1カ国平均	797	912	1,035		
特惠関税利用率	83.6%	83.7%	84.4%		85%超

出所：欧州委員会通商総局「戦略計画 2020-2024 年」。

3. 2021 年 2 月の通商政策見直しで EU の利益追求と権利行使能力を強化へ

「戦略計画 2020-2024 年」と同時に発表された「管理計画 2020 年⁹⁶」でも、同戦略計画に沿って、2 つの優先課題の下で、5 つの目標を追求する方針が示された。通商総局は目標 2 に関し、貿易・投資に関する権利の適切な履行と実施や、既に発効している FTA の評価結果を基礎に発展させ、貿易手段の利益を最大化することに引き続き注力するとした。さらに、欧州委員会は目標 4 に沿って、FTA における「貿易及び持続可能な開発」章の履行と実施に引き続き焦点を当てるとした。続いて 2021 年 3 月 2 日に発表された「管理計画 2021 年」でも、「戦略計画 2020-2024 年」に沿って、2 つの優先課題の下で、5 つの目標を追求する方針に変更はなく、目標 2 において、引き続き貿易・投資に関する権利の適切な履行と実施や、既に発効している FTA の評価結果を基礎に発展させ、貿易手段の利益を最大化することに注力することが示された⁹⁷。2022 年 3 月 7 日に発表された「管理計画 2022 年」では、欧州委員会が 2021 年 2 月 18 日に発表した、2015 年の通商戦略「万人のための貿易」を見直す通商政策で掲げた 3 つの主要な中期目標と、その実現のための 6 分野に焦点を当てる内容となった（図表 3-9）⁹⁸。2023 年 5 月 26 日に発表された「管理計画 2023 年」においても、引き続き 2021 年 2 月に発表した 3 つの主要な中期目標と、その実現のための 6 分野に焦点を当てることが示された（図表 3-9）⁹⁹。さらに、2024 年 5 月 8 日に発表された「管理計画 2024 年」においても、2021 年 2 月に発表した 3 つの主要な中期目標に沿って、通商総局は、2 つの優先課題「世界においてより強い欧州となる」「人々のための経済」の下で 5 つの具体的な目標を追求する方針を示した¹⁰⁰。

⁹⁶ European Commission [2020b], p.4, p.12.

⁹⁷ European Commission [2021a], pp.15-16.

⁹⁸ European Commission [2022b], pp.6-7.

⁹⁹ European Commission [2023a], p.3, pp.8-9.

¹⁰⁰ European Commission [2024a], pp.3-4.

図表 3-9 EU の 2022 年及び 2023 年の通商戦略：

3 つの主要な中期目標とその実現のための 6 分野

●2020年2月発表の通商政策の見直しにおける3つの主要な中期目標
1. 環境・デジタル政策と整合する形で、EU経済の回復と変革に貢献する。
2. 国際ルールの形成を通して、より持続可能で公平なグローバル化を目指す。
3. （必要に応じて自律的に）EUの利益を追求し、権利行使をする能力を強化する。
●中期目標の達成に向けて重視する6分野
(1) WTO改革
(2) 環境対応型への移行と責任ある持続可能なバリューチェーンの推進
(3) デジタル化への移行とサービス貿易の推進
(4) EU規制の影響力の強化
(5) 近隣諸国や加盟候補国、アフリカとの関係強化
(6) 通商協定の実施・執行の強化による公平な競争条件の確保

出所：欧州委員会通商総局「管理計画 2022 年」、「管理計画 2023 年」を基に著者作成。

欧州委員会は 2021 年 2 月の通商政策見直しで、「開放性」「持続可能性」「EU の利権擁護」の 3 つを柱とし、通商政策を通じて、「EU 経済の回復と変革」「より持続可能で公平なグローバル化」「EU の利益追求と権利行使能力の強化」という中期目標を追求する新たな方針を掲げた。このため、「管理計画 2022 年」及び「管理計画 2023 年」、「管理計画 2024 年」では、欧州委員会は「戦略計画 2020-2024 年」の目標 2 について、市場アクセスと（目標 4 に沿った）持続可能な開発のコミットメントの双方の積極的な実施と、発効している FTA の評価結果に基づいて、EU の貿易協定の利益を解き放つ努力を継続する姿勢を示した。通商総局は 2021 年 2 月の通商政策の見直しを踏まえて、貿易相手国の行動を注意深く監視し、差別的または不均衡な取引障壁を迅速に防止または是正する方針を強化した。同様に、貿易手段を通じて、労働者の権利、気候／環境保護、人権に関連する国際基準の遵守を監視するとした。欧州委員会はそのために、その履行及び実施の手段と行動を引き続き使用し、強化する方針を示した¹⁰¹。

第2節 EU の FTA 履行の監視と事後評価・改善のための仕組み

1. FTA 履行報告書の作成開始と主席貿易執行官の任命

欧州委員会は 2017 年 9 月 13 日、EU 貿易協定に関する専門家グループを設立することを決定した¹⁰²。これは欧州委員会が EU の貿易政策実施において、経済、社会、倫理、環境問題に関して専門的な代表機関とのエンゲージを可能にするものであった。28 人の専門家

¹⁰¹ European Commission [2022b], pp.15-16.

¹⁰² European Commission [2017d].

の公募は明確な基準に基づいて実施された。最初の会議は2018年2月に実施された。このように、欧州委員会の通商総局は、FTAの履行を内部で監視し、より効果的で首尾一貫した履行のためのアプローチの確保に努めている。

より具体的には、通商総局は個別の2国間協定に関して、発効した、もしくは暫定適用を開始したさまざまな協定の履行を監視している。その一環として、FTAの履行に関する新しい初めての包括的な定期報告書として、2017年11月9日に「2016年FTA履行報告書¹⁰³」を公表した。続いて、2018年10月31日には2回目となる「2017年FTA履行報告書¹⁰⁴」を、2019年10月14日には3回目となる「2018年FTA履行報告書¹⁰⁵」を、2020年11月12日には4回目となる「2019年EU貿易協定履行報告書¹⁰⁶」を公表した。4回目の定期報告書では、「FTA履行報告書」から「EU貿易協定履行報告書」に名称が変更された。同報告書は、個々の通商協定の評価報告書とともに、「効果」を示すものとして位置付けられた。さらに、2021年10月27日には、2021年版「EU貿易協定履行・実施報告書¹⁰⁷」を発表した。同報告書は、従来の「EU貿易協定履行報告書」に加えて、別途発表していた「貿易投資障壁報告書」などの内容をまとめた包括的なもので、2020年の状況をカバーするものとなった。2022年10月11日には、2回目となる2022年版「EU貿易協定履行・実施報告書¹⁰⁸」を発表し、2021年末時点でEUが74カ国・地域と締結しているFTAなどの42の貿易協定を網羅する報告書となった。さらに、2023年11月15日には、3回目となる2023年版「EU通商政策履行・実施報告書¹⁰⁹」を、2024年10月3日には、4回目となる2024年版「EU通商政策履行・実施報告書¹¹⁰」を発表した。2023年版からは、「EU貿易協定」の部分の名称が「EU通商政策」に変わったが、FTAの履行状況を監視し、とりまとめている点には変わりがなかった。2023年末時点でEUが74カ国・地域と締結しているFTAなどの42の貿易協定を網羅しており、2021年末時点から協定の数が増えていない。このように貿易協定の履行・実施状況を監視するメカニズムを確立するとともに、2021年に発表された報告書以降では、欧州委員会が2021年2月18日に発表した「開かれた持続可能かつ積極的な通商政策」を踏まえて、EUの利益の積極的な擁護を全面に打ち出すものとなっている。一部の貿易相手国で保護主義的な傾向がここ数年で高まっていることから、EUはFTAの締結だけでなく、その履行や、時に運用の是正といった積極的な対応を進める姿勢を明確にしている。

また、欧州委員会は2020年7月24日、新たに設置した首席貿易執行官（Chief Trade Enforcement Officer : CTEO）にドゥニ・ルドネ氏を任命した¹¹¹。通商総局次長を兼務す

¹⁰³ European Commission [2017e].

¹⁰⁴ European Commission [2018d].

¹⁰⁵ European Commission [2019g].

¹⁰⁶ European Commission [2020d].

¹⁰⁷ European Commission [2021e].

¹⁰⁸ European Commission [2022e].

¹⁰⁹ European Commission [2023d].

¹¹⁰ European Commission [2024d].

¹¹¹ European Commission [2018e]. https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip_20_1409

る主席貿易執行官の役割は締結後の貿易協定の履行であり、貿易協定の締結相手国が協定上の約束を履行することの確保、貿易障壁の除去、EU域外国との貿易紛争の解決、EU企業がEUの貿易協定により創出された利益を享受しやすくするための欧州委員会のイニシアチブを監視することなどもCTEOの担当所管となっている。

2. EUのFTA戦略の目標として設定したKPIsの進展

2015年10月発表の「万人のための貿易」戦略の目標に沿った「管理計画¹¹²⁾」としては、「戦略計画2016-2020年」発表以降の「管理計画2017年」が最初であり、その成果報告書は2018年6月6日に発表された「2017年活動報告書¹¹³⁾」である。

以下では、2019年6月25日に発表の「2018年活動報告書¹¹⁴⁾及び同附属書¹¹⁵⁾」と2019年10月14日発表の「2018年FTA履行報告書¹¹⁶⁾」、欧州委員会通商総局が2020年9月と10月、2022年10月に発表した特惠関税利用率データを中心に、「万人のための貿易」戦略で特定された3つのKPIsの2020年の目標に向けた達成度をみていく。1つ目のKPI(Key Performance Indicator)である「暫定適用、もしくは発効した協定における特惠関税の利用率」の進捗について、「2018年FTA履行報告書」と2020年更新と2022年更新の通商総局発表データをもとに整理したのが図表3-10(輸出)と図表3-11(輸入)である。欧州委員会通商総局によると、輸出時の特惠関税利用率は輸出相手国からデータを得ているという¹¹⁷⁾。双方のデータを提供し合う規定をFTAに導入し、利用率の改善を意識している点に、FTAの「効果」を追求するEUの姿勢が読み取れる。特惠関税の利用率は全体的に上昇傾向にあるが、それぞれの相手国に応じて、一定の割合に達すると横ばいになる傾向も示された。また、一部の国で特惠関税利用率が上昇した後に下降しているケースも見られた。低関税率品目の場合、特惠関税を利用しない方が全体費用が安くなる場合もあり、貿易相手国と品目により、貿易構造や利用手続きのための費用が異なることなども達成度の違いに影響しているものとみられる。

¹¹²⁾ 2016年7月19日に発表された「管理計画2016年」が初めての単年度計画。

¹¹³⁾ European Commission [2018b].

¹¹⁴⁾ European Commission [2019e].

¹¹⁵⁾ European Commission [2019f].

¹¹⁶⁾ European Commission [2019g], pp.39-40.

¹¹⁷⁾ 欧州委員会通商総局通商戦略ユニット長からのヒアリング(2019年3月13日)による。

第3章

図表 3-10 EU の輸出における特惠貿易協定による特惠関税の利用率の推移（2015～21 年）

FTAの種類		輸出先国	EU28カ国					EU27カ国			
			2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2018年	2019年	2020年	2021年
新世代 F T A	ホンジュラス	40%	56%	55%	55%	41%	56%	51%	50%	—	
	ニカラグア	—	—	18%	24%	20%	24%	19%	—	—	
	パナマ	—	—	—	—	31%	—	31%	73%	75%	
	コスタリカ	—	38%	—	59%	60%	—	61%	62%	—	
	エルサルバドル	21%	26%	27%	33%	34%	34%	37%	50%	44%	
	グアテマラ	21%	32%	31%	33%	42%	33%	42%	43%	49%	
	ペルー	28%	47%	52%	56%	61%	55%	60%	66%	62%	
	コロンビア	63%	71%	70%	72%	77%	73%	78%	78%	78%	
	エクアドル	—	—	57%	68%	58%	69%	58%	72%	70%	
	韓国	68%	71%	74%	81%	80%	81%	80%	80%	78%	
	カナダ	—	—	—	37%	46%	39%	48%	53%	58%	
	日本	—	—	—	—	52%	—	53%	63%	70%	
	シンガポール	—	—	—	—	—	—	—	7%	34%	
	ベトナム	—	—	—	—	—	—	—	—	29%	
	英国	—	—	—	—	—	—	—	—	90%	
高度 包 括 的 な F T A	グルジア	72%	81%	83%	84%	85%	84%	86%	—	—	
	モルドバ	—	—	—	—	—	—	—	—	54%	
	ウクライナ	—	—	72%	76%	76%	77%	77%	78%	—	
旧 世 代 F T A	地 中 海 諸 国	トルコ	—	95%	94%	90%	80%	90%	81%	85%	86%
		エジプト	95%	66%	64%	67%	66%	57%	64%	69%	70%
		イスラエル	—	89%	86%	82%	81%	83%	81%	84%	82%
		レバノン	68%	74%	58%	54%	52%	54%	75%	66%	65%
		モロッコ	—	76%	77%	77%	77%	77%	77%	80%	82%
		ヨルダン	—	78%	72%	76%	—	76%	80%	48%	82%
		アルジェリア	—	—	—	—	—	48%	45%	47%	53%
	西 バ ル カ ン 諸 国	アルバニア	77%	80%	85%	85%	85%	85%	86%	86%	86%
		ボスニアヘルツェゴビナ	91%	88%	88%	86%	86%	86%	86%	86%	86%
		北マケドニア	—	90%	88%	89%	89%	89%	89%	89%	88%
		コソボ	—	44%	60%	66%	70%	66%	70%	71%	85%
		モンテネグロ	86%	85%	86%	86%	86%	86%	87%	87%	85%
		セルビア	89%	91%	91%	90%	90%	91%	90%	90%	90%
	ラ 諸 米 国	チリ	77%	87%	88%	85%	85%	82%	74%	71%	77%
		メキシコ	76%	76%	75%	70%	70%	63%	71%	70%	70%
	EFTA	ノルウェー	—	—	—	—	—	77%	67%	66%	64%
		スイス	79%	79%	78%	77%	76%	78%	76%	75%	74%
経 済 パ ー ツ （ E P A 協 定 ）	ドミニカ共和国	46%	49%	61%	57%	51%	70%	68%	63%	71%	
	マダガスカル	—	—	29%	39%	45%	48%	58%	52%	53%	
	モーリシャス	—	—	—	28%	—	23%	37%	52%	58%	
	南アフリカ共和国	60%	63%	60%	67%	67%	67%	66%	61%	70%	

注：EU28 カ国の 2015～16 年と 2018 年のコスタリカの利用率は欧州委員会通商総局「2018 年 FTA 履行報告書」。

EU28 カ国の 2017～19 年（2018 年のコスタリカを除く）の利用率は欧州委員会通商総局の 2020 年 10 月 21 日更新データ。

EU27 カ国の 2018 年の利用率は欧州委員会通商総局の 2021 年 12 月 2 日更新データ。

EU27 カ国の 2020～21 年の利用率は欧州委員会通商総局の 2022 年 10 月 11 日更新データ。

出所：欧州委員会通商総局「2018 年 FTA 履行報告書」、通商総局発表の特惠関税利用率を基に著者作成。

第3章

図表 3-11 EU の輸入における特惠貿易協定による特惠関税の利用率の推移(2015～21 年)

FTAの種類		輸入元国	EU28カ国					EU27カ国			
			2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2018年	2019年	2020年	2021年
新世代のFTA		ホンジュラス	91%	92%	92%	91%	92%	90%	91%	92%	87%
		ニカラグア	94%	94%	92%	88%	93%	87%	93%	92%	93%
		パナマ	70%	61%	82%	82%	81%	82%	80%	81%	80%
		コスタリカ	96%	97%	96%	96%	96%	96%	96%	96%	95%
		エルサルバドル	82%	74%	90%	91%	90%	92%	92%	94%	91%
		グアテマラ	95%	95%	94%	97%	96%	97%	97%	96%	93%
		ペルー	98%	97%	97%	96%	97%	96%	97%	98%	95%
		コロンビア	97%	97%	97%	98%	97%	98%	97%	97%	97%
		エクアドル	89%	88%	97%	99%	99%	99%	99%	99%	99%
		韓国	85%	87%	88%	88%	90%	88%	89%	90%	90%
		カナダ	—	—	30%	50%	53%	52%	54%	57%	67%
		日本	—	—	—	—	36%	—	38%	60%	65%
		シンガポール	—	—	—	—	7%	—	7%	11%	28%
		ベトナム	—	—	—	—	—	—	—	40%	32%
	英国						—	—	—	78%	
高度かつ包括的なFTA		グルジア	83%	80%	78%	75%	77%	77%	82%	83%	85%
		モルドバ	91%	88%	86%	85%	86%	89%	91%	91%	91%
		ウクライナ	87%	89%	87%	80%	89%	80%	89%	89%	90%
旧世代FTA	地中海諸国	トルコ	93%	93%	92%	92%	93%	91%	92%	91%	91%
		アルジェリア	97%	95%	98%	97%	97%	97%	97%	97%	97%
		エジプト	95%	96%	97%	96%	95%	97%	95%	95%	96%
		イスラエル	89%	90%	91%	91%	90%	91%	90%	90%	90%
		ヨルダン	68%	79%	75%	76%	82%	77%	83%	80%	82%
		レバノン	76%	71%	71%	74%	76%	74%	76%	75%	81%
		モロッコ	97%	97%	97%	97%	97%	97%	97%	96%	96%
		被占領パレスチナ地域	78%	81%	78%	65%	51%	47%	—	—	—
	西バルカン諸国	チュニジア	95%	96%	94%	93%	93%	93%	93%	92%	93%
		アルバニア	87%	86%	86%	84%	84%	84%	84%	86%	87%
		ボスニアヘルツェゴビナ	93%	94%	94%	94%	94%	94%	95%	95%	95%
		北マケドニア	97%	95%	94%	92%	95%	93%	96%	93%	94%
		コンボ	85%	89%	92%	92%	88%	92%	—	—	—
		モンテネグロ	81%	83%	90%	73%	76%	74%	78%	87%	89%
	ラ米諸国	セルビア	93%	90%	91%	90%	89%	90%	89%	89%	88%
		チリ	95%	95%	95%	94%	96%	94%	96%	95%	94%
	EFTA	メキシコ	52%	58%	73%	74%	72%	76%	73%	70%	65%
ノルウェー		71%	60%	70%	69%	69%	68%	68%	68%	69%	
アイスランド		98%	98%	98%	98%	95%	98%	96%	96%	94%	
リヒテンシュタイン		89%	88%	90%	89%	89%	89%	89%	88%	88%	
経済パートナーシップ協定(EPA)		スイス	86%	83%	85%	86%	81%	86%	81%	77%	79%
		カリブ海諸国フォーラム（平均）	91%	92%	91%	87%	87%	84%	85%	91%	88%
		南部アフリカ開発共同体（SADC）グループ（平均）	87%	83%	84%	86%	89%	86%	86%	91%	93%
		南アフリカ共和国	86%	80%	82%	84%	88%	83%	85%	90%	93%
		東南部アフリカ（ESA）グループ（平均）	97%	97%	96%	96%	96%	97%	95%	97%	94%
		コートジボワール	99%	98%	99%	98%	99%	98%	99%	100%	99%
		ガーナ	98%	98%	98%	99%	99%	99%	99%	99%	98%
		中部アフリカグループ（カメルーン）	91%	97%	99%	98%	98%	98%	99%	99%	99%

		太平洋諸国グループ（平均）	92%	99%	94%	99%	99%	99%	99%	97%	96%
--	--	---------------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

注：EU28 カ国の 2015～16 年の利用率は欧州委員会通商総局「2018 年 FTA 履行報告書」。トルコ、アイスランド、リヒテンシュタイン、南アフリカ共和国は EU 統計局の 2023 年 4 月 29 日データで算出。EU28 カ国の 2017～19 年の利用率は欧州委員会通商総局の 2020 年 9 月 20 日更新データ。EU27 カ国の 2018 年の利用率は欧州委員会通商総局の 2021 年 9 月 15 日更新データ。EU27 カ国の 2020～21 年の利用率は欧州委員会通商総局の 2022 年 10 月 11 日更新データ。ベトナムは EU 統計局の 2023 年 4 月 29 日データで算出。

出所：欧州委員会通商総局「2018 年 FTA 履行報告書」、EU 統計局、通商総局発表の特惠関税利用率を基に著者作成。

第3章

2 つ目の KPI である「2 国間・地域間協定が適用されている貿易の割合」については、2019 年活動報告書附属書¹¹⁸によると、「財・サービス貿易の 2016～18 年平均では 31%（輸入 29%、輸出 33%）となり、2020 年目標の 58%（輸入 54%、輸出 62%）の半分を少し超えたが、2018 年の中間目標の 33%（輸入 31%、輸出 35%）に届かなかった。財貿易（2018～20 年平均）／サービス貿易（2017～19 年平均）でも 31%（輸入 30%、輸出 33%）（2020 年活動報告書附属書）¹¹⁹のままで進展がなかったが、財貿易（2019～21 年平均）／サービス貿易（2018～20 年平均）では 46%（輸入 42%、輸出 49%）（2021 年活動報告書附属書）¹²⁰と大幅に増加し、2024 年の目標である 33%を大きく超えた。これは英国の EU 離脱に伴い締結された EU 英国貿易・協力協定（TCA）（2021 年 1 月から暫定適用開始）によるもので、輸出入の合計で 14%押し上げられた。財・サービス貿易（2019～21 年平均）では 49%（輸入 45%、輸出 52%）（2022 年活動報告書附属書）¹²¹まで増加したが、直近結果の財・サービス貿易（2020～22 年平均）では 45%（輸入 42%、輸出 48%）（2023 年活動報告書）¹²²に後退した（図表 3-12 参照）。

図表 3-12 2 国間・地域間協定が適用されている財・サービス貿易の割合

財・サービス貿易 (2016～18年平均) FTA対象は2020年1月時点			財貿易（2018～20年平均） サービス貿易（2017～19年平均） FTA対象は2020年12月末時点			財貿易（2019～21年平均） サービス貿易（2018～20年平均） FTA対象は2021年12月末時点（注）			財・サービス貿易 (2019～21年平均) FTA対象は2022年12月末時点（注）			財・サービス貿易 (2020～22年平均) FTA対象は2023年12月末時点（注）		
輸入	輸出	合計	輸入	輸出	合計	輸入	輸出	合計	輸入	輸出	合計	輸入	輸出	合計
29%	33%	31%	30%	33%	31%	42%	49%	46%	45%	52%	49%	42%	48%	45%

注：財貿易（2019～21 年平均）／サービス貿易（2018～20 年平均）以降の結果の大幅な増加は、主に EU 英国貿易協力協定による。財貿易（2019～21 年平均）／サービス貿易（2018～20 年平均）時点で輸入の 12%、輸出の 16%、合計の 14% に相当する。

出所：欧州委員会通商総局「2019 年活動報告書附属書」、「2020 年活動報告書附属書」、「2021 年活動報告書附属書」、「2022 年活動報告書附属書」、「2023 年活動報告書」を基に著者作成。

3 つ目の KPI は、EU 域外国からの十分に自由化された商品輸入、すなわち WTO の最恵国待遇 (MFN) 税率や特惠関税 (GSP) 率など関税率が無税である 2015 年の割合 (70%) を、2020 年までに引き上げる目標。この指標は、EU が輸入品に適用した特惠措置の範囲とその進展を示すもので、この割合が大きければ大きいほど、EU の消費者にとってもより良い経済条件と機会があり、EU の事業者は自社事業へのインプットとして輸入を活用できるとしている。同目標については、2016 年に 70%、2017 年と 2018 年が 71%、2019 年が 72%と順調に推進してきたが、2020 年に 71%に少し後退した。2020 年の数値後退は、主に HS27 類（鉱物燃料、鉱油およびこれらの蒸留物など）の免税輸入の割合が 2019 年の 18.7%から 12.9%に減少したことによる（図表 3-13 参照）。この KPI は、「戦略計画 2020-

¹¹⁸ European Commission [2020c], p.52.

¹¹⁹ European Commission [2021d], p.9.

¹²⁰ European Commission [2022d], p.10.

¹²¹ European Commission [2023c], p.9.

¹²² European Commission [2024b], p.8.

第3章

2024年」では KPIs から外され、目標 2 のアウトカム指標の 1 つとなり、重要度が下げられた。

図表 3-13 世界からの十分に自由化された輸入の割合（注1）

2015年 (ベースライン)	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年
70%	70%	71%	71%	72%	71%（注2）

注1：EU 域外国からの商品輸入のうち、関税が無税の割合（MFN 税率、GSP 税率など）。

注2：数値の前年比低下（1%）は、主に HS27 類（鉱物燃料、鉱油およびこれらの蒸留物など）の免税輸入の割合が 2019 年の 18.7%から 12.9%に減少したことによる。

出所：欧州委員会通商総局「2018 年活動報告書附属書」、「2019 年活動報告書附属書」、「2021 年活動報告書附属書」を基に著者作成。

さらに、「戦略計画 2020-2024 年」により 3 つ目の KPI として新たに導入された GSP 受益国からの特惠輸入額と特惠関税利用率の 2020 年結果をみると、コロナウイルス感染拡大に伴う人の移動制限などによる世界貿易への影響により、全 GSP による特惠輸入額が 526 億 3,300 万ユーロと大幅に減少、特惠関税利用率は 81.7%となり、前年の 84.2%から 2.5 ポイント後退した。その後、世界貿易は回復したが、2022 年の直近結果をみると、GSP 特惠関税利用の主要貢献国の 1 つだったベトナムが EU ベトナム FTA により、同 FTA に基づく特惠関税利用にシフトした。これにより、ベトナムの GSP 利用率は 2020 年の 56%から 2022 年には 25%に低下した。その結果、GSP による特惠関税利用率が 74.5%まで低下し、2024 年目標の 85%超からと大きく後退したが、FTA 利用も含めれば、特惠関税の利用が後退した訳ではない（図表 3-14）¹²³。

図表 3-14 GAP 受益国からの特惠関税輸入額と特惠関税利用率

輸入（100万ユーロ）	ベースライン（注1）			直近結果			目標
	2017年	2018年	2019年	2020年（注2）	2021年	2022年	2024年
全GSP	65,630	69,249	74,117	52,633	55,907	80,635	増加
EBA	22,682	24,810	26,923	21,311	22,307	35,407	
GSP	34,039	35,361	37,189	23,705	24,214	31,955	
GSPプラス	8,908	9,076	10,005	7,617	9,386	13,274	
1カ国平均	797	912	1,035	741	847	1,221	
特惠関税利用率	83.4%	83.5%	84.2%	81.7%	76.0%	74.5%（注3）	85%超

注1：欧州委員会通商総局「戦略計画 2020-2024 年」によるベースラインを修正。

注2：2020 年に観測されたいくつかの指標の相対的低下は、コロナウイルス感染拡大による世界貿易への影響による。

注3：GSP 特惠関税利用の主要貢献国だったベトナムが EU ベトナム FTA に基づく特惠関税利用にシフトしたため。

出所：欧州委員会通商総局「2023 年活動報告書」。

¹²³ European Commission [2024b], p.8.

第3節 グローバル・ヨーロッパ戦略による関税節約効果

1. 欧州委員会通商総局チーフ・エコノミストによる関税節約額に関する分析

欧州委員会通商総局には、通商戦略・市場アクセス局（ユンケル欧州委員会当時）があり、その中にチーフ・エコノミスト・貿易分析ユニット（現在はチーフ・エコノミスト・貿易分析・評価ユニット、多国間問題・戦略・分析・評価局内にある）がある。同ユニットのラルス・ニルソン次長（当時）らは2018年6月8日に、EUから輸出する際のFTAによる特惠関税利用率や関税節約額に関する分析を試みた結果を公表した¹²⁴。FTAによる利益を最大化することは、欧州委員会の重要な目標の1つであり、「万人のための貿易」戦略でもFTAの効果的な履行の重要性が強調されている。欧州委員会はEUがFTAを締結する入手可能な18カ国の当時の最新データ（主に2016年データ）を基に、潜在的な関税節約額や実際の関税節約額、特惠関税利用率などをとりまとめた（図表3-15）。

この18カ国を比較すると、2006年の「グローバル・ヨーロッパ」戦略によりFTA対象国となった韓国との間で、最も高い潜在的な関税節約額と、トルコに次いで2番目に大きい実際の関税節約額が示された。EUにとって、韓国とのFTAが新世代のFTAの象徴的なサンプルとされていることを裏付ける結果となった。

他方で、同戦略によりFTA対象国となったコロンビアやコスタリカ、ペルーとのFTAでは、この時点でそれほど大きな関税効果をあげていなかった。結果として、同戦略発表から10年では目標達成がまだ限定的であることが明らかになった。

図表3-15 EUの対FTA締結18カ国別の輸出時の関税節約額

FTA相手国	特惠関税 利用率 (%)	潜在的な 関税節約額 (100万ユーロ)	関税節約額 (100万ユーロ)	18カ国の関税節約 合計額に占める 割合(%)	取り逃がした 関税節約額 (100万ユーロ)	関税 節約率 (%)
トルコ	95.3	2,846	2,767	24.0	79	97.2
韓国	71.0	2,901	2,074	18.0	827	71.5
スイス	78.8	1,519	1,339	11.6	180	88.2
メキシコ	85.1	1,438	1,264	10.9	174	87.9
モロッコ	52.0	2,375	1,145	9.9	1,230	48.2
エジプト	59.0	1,346	870	7.5	476	64.6
南アフリカ共和国	63.1	849	612	5.3	237	72.1
イスラエル	88.9	575	512	4.4	63	89.0
チリ	73.9	476	358	3.1	118	75.2
レバノン	73.5	226	181	1.6	45	79.9
北マケドニア	89.7	148	136	1.2	12	91.7
コロンビア	70.6	160	126	1.1	34	78.6
アルバニア	79.8	75	59	0.5	17	77.8
ドミニカ共和国	49.5	79	48	0.4	30	61.5
モンテネグロ	85.4	36	31	0.3	4	87.8
コンゴ	43.9	30	15	0.1	16	48.8
コスタリカ	37.8	13	6	0.1	7	47.0
ペルー	42.5	13	6	0.1	7	44.9
合計	77.4	15,104	11,547	100.0	3,557	76.5

注：主に2016年統計を使用、EUは英国を含む28カ国。

出所：欧州委員会通商総局チーフ・エコノミスト・ノート「EU加盟国別・分野別・相手国別の輸出時の特惠関税利用率・関税節約額」を基に著者作成。

¹²⁴ Nilsson and Preillon [2018].

第3章

2. FTA 締結 33 カ国のうち韓国との間で潜在的な関税節約額が最大に

その後、欧州委員会通商総局での FTA 締結相手国の輸入統計収集と分析作業が進み、2021 年 12 月 2 日の更新データとして、2018 年～2020 年の EU27 カ国の対 FTA 締結国別の輸出時の関税節約額の一覧が、2021 年版 EU 貿易協定履行・実施報告書とともに初めて発表された。続いて、2022 年版 EU 貿易協定履行・実施報告書の公表時に、2019 年～2021 年の EU27 カ国の対 FTA 締結国別の輸出時の関税節約額の一覧が 2022 年 10 月 10 日の更新データとして発表された。同更新データにより公表された EU が FTA を締結する 33 カ国の 2020 年の特惠関税利用率や関税節約額などを以下に整理した（図表 3-16）。

図表 3-16 EU の対 FTA 締結 33 カ国別の輸出時の関税節約額（2020 年）

FTA相手国	特惠関税利用率 (%)	潜在的な関税節約額 (1,000ユーロ)	関税節約額 (1,000ユーロ)	取り逃がした関税節約額 (1,000ユーロ)	33カ国の関税節約合計額に占める割合 (%)	関税節約率 (%)	特惠マージン加重平均 (%)
トルコ	85.2	2,668,853	2,303,009	365,844	15.04	86.3	5.8
韓国	79.7	2,791,930	2,271,895	520,035	14.83	81.4	8.5
エジプト	69.3	2,251,758	1,837,355	414,403	12.00	81.6	17.3
スイス	74.9	1,660,392	1,431,422	228,970	9.35	86.2	2.8
モロッコ	79.9	1,335,518	1,143,816	191,702	7.47	85.6	11.9
メキシコ	70.2	1,310,555	963,922	346,633	6.29	73.6	11.1
アルジェリア	47.2	1,392,618	769,649	622,969	5.03	55.3	11.7
セルビア	89.5	806,847	750,720	56,127	4.90	93.0	8.0
イスラエル	83.6	650,377	504,402	145,975	3.29	77.6	10.2
日本	63.1	785,056	491,544	293,512	3.21	62.6	4.1
ウクライナ	78.2	557,025	440,481	116,544	2.88	79.1	5.8
ボスニア・ヘルツェゴビナ	86.1	416,243	357,218	59,025	2.33	85.8	8.8
カナダ	52.6	584,901	343,541	241,360	2.24	58.7	7.4
南アフリカ共和国	60.9	557,783	320,908	236,876	2.10	57.5	13.8
チリ	70.8	430,890	304,959	125,931	1.99	70.8	6.0
コロンビア	78.1	286,125	244,967	41,158	1.60	85.6	12.6
北マケドニア	88.8	172,331	156,743	15,589	1.02	91.0	10.4
ヨルダン	48.3	351,073	153,061	198,012	1.00	43.6	23.1
レバノン	65.7	117,053	83,420	33,632	0.54	71.3	7.0
エクアドル	72.4	103,153	82,507	20,646	0.54	80.0	10.0
ノルウェー	66.2	89,654	67,409	22,246	0.44	75.2	4.5
コソボ	71.2	81,055	59,320	21,735	0.39	73.2	8.3
アルバニア	85.7	64,984	56,236	8,748	0.37	86.5	8.0
ドミニカ共和国	62.5	66,333	45,878	20,455	0.30	69.2	11.5
モンテネグロ	86.6	36,330	32,535	3,795	0.21	89.6	6.6
コスタリカ	61.8	26,742	18,650	8,093	0.12	69.7	9.2
ペルー	65.6	27,396	18,193	9,203	0.12	66.4	4.6
マダガスカル	52.4	28,795	17,823	10,972	0.12	61.9	10.8
パナマ	73.2	22,518	17,686	4,833	0.12	78.5	11.0
グアテマラ	43.3	27,547	14,298	13,249	0.09	51.9	7.3
エルサルバドル	50.0	15,558	8,365	7,194	0.05	53.8	9.8
ホンジュラス	49.8	7,029	3,604	3,425	0.02	51.3	9.1
モーリシャス	52.3	1,699	807	892	0.01	47.5	11.7
合 計	74.7	19,726,122	15,316,340	4,409,782	100.00	77.6	

注1：EU は英国を除く 27 カ国、2022 年 10 月 11 日更新データ。

注2：特惠マージンは、タリフライン（品目）レベルで計算された最恵国（MFN）関税率と FTA 特惠関税率の差異。

出所：欧州委員会通商総局「EU の輸出に関する特惠関税利用と関税節約額」一覧を基に著者作成。

この33カ国のうち、2006年の「グローバル・ヨーロッパ」戦略により FTA 対象国となった、いわゆる「新世代の FTA」と呼ばれる協定締結相手国をみると、ここでも韓国の潜在的な関税節約額が最も大きく、実際の関税節約額でも最大のトルコにほぼ接近する金額となった。関税節約額を「新世代 FTA」についてみると、日本、カナダ、コロンビア、エクアドル、コスタリカ、ペルーと続いた。日本やカナダにおいては、もともとの FTA 特惠関税の対象となる金額が韓国に比べるとかなり少なく、品目レベルで計算された最恵国（MFN）関税率と FTA 特惠関税率の差異を示す特惠マージン加重平均が韓国の 8.5%に対し、日本は 4.1%、カナダが 7.4%と、特に日本の FTA 特惠関税率適用前の MFN 税率が平均で低いことが背景にある。また、日本やカナダなどは特惠関税の利用普及が 2020 年の時点ではまだ途上で、韓国の特惠関税利用率（金額ベース）79.7%のレベルまでまだ至っていないことも影響した。

他方、旧世代の FTA であるエジプトとの FTA を含む連合協定では、潜在的な関税節約額でスイスを上回り第 3 位につけ、特惠関税利用率が 69.3%ながら、実際の関税節約額でもトルコ、韓国に続き第 3 位となった。特惠マージン加重平均が 17.3%で、もともとの MFN 税率が高く、FTA 特惠関税率によるメリットが大きい国であることがわかる。このことから、市場規模だけでなく、FTA 特惠関税の対象となる品目が多く、MFN 税率が高い品目が多い国ほど、FTA の関税節約効果が大きいことがわかる。

コロンビア・エクアドル・ペルーとの包括的貿易協定では、コロンビア、エクアドルでは特惠マージン加重平均が 10%を超え、特惠関税利用率がともに 7 割を超え、市場規模に見合った FTA 効果の結果を示している。ペルーは特惠マージン加重平均が 5%を切っていることもあり、関税節約額がコロンビアやエクアドルと比べるとやや見劣りする結果となった。また、中米諸国との連合協定では、特惠マージン加重平均がグアテマラの 7.3%を除けば 9%以上で、関税節約効果が期待されているが、特惠関税利用率がパナマの 73.2%、コスタリカの 61.8%を除くと、5 割以下のレベルであり、FTA の利用促進が課題と言えそうだ。

「グローバル・ヨーロッパ」戦略の成果を得るためには、(1) 市場規模が一定程度ある国や、(2) 輸入関税率が高い品目が多くの国と、できる限り例外品目が少ない FTA を締結することがより重要であろう。その意味で、トルコとの関税同盟や、モロッコ、チュニジア、チリとの連合協定、メキシコとのグローバル協定、の近代化といった既存の第 1 世代の FTA の見直しを同時並行で加速する必要があると言えるだろう。

一方、今回データを入手できた FTA 締結 33 カ国との 2020 年の輸出時の関税効果を加盟国別にみると、ドイツが EU 全体の関税節約額の 26%を占め、金額の点からは圧倒的に恩恵を受けている。続くイタリアでの関税節約額はドイツの約半分となる 15.8%に留まっている。スペインは、関税節約率が 83.5%と 8 割を超え、潜在的な関税節約額で上回るフランスを超える関税節約額を記録した。フランスは関税節約率が 71.7%となり、上位 10 カ国の中では最も低い割合となり、他の加盟国と比べて FTA の効果を活かしきれていない結果となった（図表 3-17 参照）。他方、2020 年の輸出時の特惠関税利用率を国別にみると、

第 3 章

ギリシャが 89.6%で最も高く、クロアチアが 89.2%、ブルガリアが 84.4%、スロベニアが 83.2%、チェコが 82.6%、ルクセンブルクが 80.8%で高い利用率が確認された。こうした国々は関税節約額では、西欧主要国に及ばないが、EU 加盟国として FTA を活用し、同恩恵を最大限に享受していることが示された。

図表 3-17 EU 上位 10 カ国の対 FTA 締結 33 カ国全体の輸出時の関税節約額（2020 年）

EU加盟国	特惠関税 利用率 (%)	潜在的な関税節約額 (1,000ユーロ)	関税節約額 (1,000ユーロ)	取り逃がした 関税節約額 (1,000ユーロ)	EUの関税節約 合計額に占める 割合 (%)	関税節約率 (%)
ドイツ	71.6	5,086,877	3,906,957	1,179,921	26.0	76.8
イタリア	74.2	3,170,032	2,370,230	799,801	15.8	74.8
スペイン	80.7	2,017,169	1,684,848	332,321	11.2	83.5
フランス	70.2	2,239,912	1,605,344	634,568	10.7	71.7
オランダ	73.1	808,038	611,136	196,903	4.1	75.6
ポーランド	75.9	735,444	575,169	160,275	3.8	78.2
チェコ	82.6	561,414	485,843	75,570	3.2	86.5
ベルギー	71.5	610,053	480,683	129,370	3.2	78.8
オーストリア	83.7	544,992	467,722	77,271	3.1	85.8
スロバキア	77.4	370,442	319,251	51,192	2.1	86.2
EU27カ国	74.7	19,397,843	15,014,281	4,383,563	100.0	71.5

注 1：EU は英国を除く 27 カ国、2022 年 10 月 11 日更新データ。

注 2：EU の関税節約合計額に占める割合と関税節約率は関税節約額と潜在的な関税節約額から算出した。

出所：欧州委員会通商総局「EU の輸出に関する特惠関税利用と関税節約額」一覧を基に著者作成。

EU27 カ国の対 FTA 締結 33 カ国向けの輸出時の関税節約額を HS コードの大分類「部 (Section)」でみると（図表 3-18 参照）、第 17 部「車両、航空機、船舶及び輸送機器関連品」が全体の 23.4%を占め、最も恩恵を受けている。これは金額単価と輸出額が大きい品目ほど、関税節約効果が大きいことを示している。ドイツでは、第 17 部が関税節約額全体のうちの 36.3%を占め、特にこの割合が大きかった。ドイツ国内には 44 の自動車及び同エンジン、同バッテリー関連工場が立地し、EU 域内の自動車生産の約 3 割を占め¹²⁵、第 17 部「車両、航空機、船舶及び輸送機器関連品」の EU 域外向け輸出に占めるドイツの割合が 5 割強弱（47.6%¹²⁶、2020 年）に達しているためである。

¹²⁵ ACEA [2022], p.23, p.28.

¹²⁶ EU 統計局 (Eurostat) 貿易データベース「Easy Comext」より EU とドイツの輸出額を取り出し算出。

第3章

図表 3-18 EU の対 FTA 締結 33 カ国の輸出時の品目別関税節約額（2020 年）

	関税品目分類	特惠関税 利用率 (%)	潜在的な 関税節約額 (1,000ユーロ)	関税節約額 (1,000ユーロ)	取り逃がした 関税節約額 (1,000ユーロ)	33カ国の関税節約 合計額に占める 割合 (%)	関税節約率 (%)
第17部	車両、航空機、船舶及び輸送機器関連品	77.8	4,206,408	3,586,598	619,810	23.4	85.3
第16部	機械類及び電気機器並びにこれらの部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生機の機器並びにこれらの部分品及び附属品	69.8	2,711,392	1,821,512	889,880	11.9	67.2
第6部	化学工業の生産品	71.9	2,381,846	1,819,281	562,564	11.9	76.4
第4部	調製食料品、飲料、アルコール、食酢、たばこ及び製造たばこ代用品、非燃焼吸引用の物品（ニコチンを含有するかしないかを問わない。）並びにニコチンを含有するその他の物品（ニコチンを人体に摂取するためのものに限る。）	86.2	1,697,565	1,448,933	248,632	9.5	85.4
第15部	卑金属及びその製品	82.6	1,693,616	1,344,686	348,930	8.8	79.4
第7部	プラスチック及びゴム並びにこれらの製品	81.9	1,330,164	1,094,970	235,194	7.1	82.3
第1部	動物及び動物性生産品	77.7	1,059,103	896,026	163,077	5.9	84.6
第11部	紡織用繊維及びその製品	63.6	850,352	557,538	292,814	3.6	65.6
第13部	石、プラスター、セメント、石綿、雲母その他これらに類する材料の製品、陶磁製品並びにガラス及びその製品	89.0	481,267	443,692	37,575	2.9	92.2
第10部	木材パルプ、繊維素繊維を原料とする木材パルプ、繊維素繊維を原料とするその他のパルプ、古紙並びに紙及び板紙並びにこれらの製品	90.3	480,979	438,932	42,047	2.9	91.3
第2部	植物性生産品	61.1	587,531	407,354	180,177	2.7	69.3
第20部	雑品	77.8	476,036	384,074	91,963	2.5	80.7
第9部	木材及びその製品、木炭、コルク及びその製木材及びその製品、木炭、コルク及びその製品並びにわら、エスパルトその他の組物材料の製品並びにかご細工物及び枝条細工物	94.3	240,467	224,660	15,807	1.5	93.4
第5部	鉱物性生産品	55.4	514,984	206,517	308,468	1.3	40.1
第12部	履物、帽子、傘、つえ、シートステッキ及びむち並びにこれらの部分品、調製羽毛、羽毛製品、造花並びに人髪製品	68.4	238,178	182,043	56,136	1.2	76.4
第8部	皮革及び毛皮並びにこれらの製品、動物用装着具並びに旅行用具、ハンドバッグその他これらに類する容器並びに腸の製品	52.4	299,457	177,168	122,289	1.2	59.2
第18部	光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器、医療用機器、時計及び楽器並びにこれらの部分品及び附属品	59.2	213,211	122,364	90,847	0.8	57.4
第3部	動物性、植物性又は微生物性の油脂及びその分解生産物、調製食用脂並びに動物性又は植物性のろう	73.1	113,340	84,624	28,716	0.6	74.7
第14部	天然又は養殖の真珠、貴石、半貴石、貴金属及び貴金属を張った金属並びにこれらの製品、身辺用模造細貨類並びに貨幣	58.3	130,221	62,103	68,119	0.4	47.7
第19部	武器及び銃砲弾並びにこれらの部分品及び附属品	66.5	19,617	13,147	6,470	0.1	67.0
第21部	美術品、収集品及びごつとう	22.0	388	120	268	0.0	31.0
	合 計	74.7	19,726,122	15,316,340	4,409,782	100.0	77.6

注 1：EU は英国を除く 27 カ国、2022 年 10 月 11 日更新データ。

注 2：特惠関税率は、33 カ国の特惠関税対象額と同利用額を関税品目別にそれぞれ足し上げ、算出した。

注 3：潜在的な関税節約額、関税節約額、取り逃がした関税節約額は、33 カ国のデータを関税品目別に足し上げ、33 カ国の関税節約合計額に占める各品目の割合と関税節約率はそれぞれ算出した。

出所：欧州委員会通商総局「EU の輸出に関する特惠関税利用と関税節約額」一覧を基に著者作成。

第4節 関税削減効果を強調した EU 韓国 FTA 適用 5 年後の評価

1. EU 韓国間の貿易拡大

欧州委員会は 2019 年 3 月 7 日、EU 韓国 FTA の暫定適用が開始された 2011 年 7 月からの 5 年間の事後評価に関する「スタッフ作業文書¹²⁷」を公表した。EU 韓国 FTA は既述した 2006 年 10 月の「グローバル・ヨーロッパ」戦略で特定された新世代の FTA の最初の一つであり、EU にとってアジア諸国との初めての FTA である。また、「万人のための貿易」戦略の下で、新世代 FTA の『最初のサンプル (prime example)』に特定された。EU にとって、既存 FTA の履行改善や、交渉中の他の FTA の制度設計への反映による「効果」の追求という点でも、EU 韓国 FTA の事後評価は重要な意味を持つ。この事後評価では、欧州委員会が外部コンサル企業に委託した評価の最終報告書で示された成果や結論を基に、2007～08 年に実施した EU 韓国 FTA の貿易持続可能インパクト評価 (SIA) で設定した分析とも比較しながら、結論をとりまとめている。

2007～08 年の SIA では、韓国は EU にとって重要な貿易相手国であるが、EU の域外貿易全体に占める韓国の割合は 2006 年時点で、輸出の 2%、輸入の 2.8%に過ぎず比較的限制的なものであったとしている。他方、韓国にとっては EU が輸出の 14%、輸入の 9%を占め、より大きな割合となっている¹²⁸。こうした経済規模の差から、韓国にとっては全体的な利益があり、EU にとっては適度な利益が SIA では期待されていた。FTA の効果の一つは関税率の削減・撤廃だが、EU 韓国 FTA においても、2011 年 7 月の暫定適用開始から多くの品目で関税率が即時撤廃され、特定分野では段階的な削減となった。FTA の暫定適用前は、韓国側の輸入関税の方が EU 側よりも高かったため、この不均衡が FTA により是正されたと欧州委の評価に関する作業文書は指摘している。実際に、暫定適用開始から 5 年後の評価¹²⁹では、EU の韓国向け輸出は、FTA 暫定適用前と比較して約 60%増加し、シェアは 2010 年の 2%から 2016 年には 2.6%に拡大した。また、FTA の暫定開始以降、EU の従来の対韓国貿易赤字が黒字に転じたとしている。さらに、EU の韓国向け輸出額は、輸出業者の販売量増加と、より高価格での販売により増加するとともに、品質の向上を示しており、同様な現象が韓国の EU 向け輸出にもみられるとしている。また、関税撤廃のみならず、技術的な標準やラベリング要求などによる非関税障壁費用の削減についても、不均衡是正の評価として触れられている。

2. 特惠関税利用率は徐々に拡大へ

特惠関税関連規定の履行に関し、EU 韓国 FTA は EU にとって、輸出時の原産地証明に関して、認定輸出者自己証明 (自己申告) のみを初めて採用した FTA となった。EU 韓国 FTA の下で、FTA の特惠関税の恩恵を得るには、輸出業者が原産性の自己申告を出来るよ

¹²⁷ European Commission [2019c].

¹²⁸ Ibid., p.7.

¹²⁹ Ibid., pp.8-9.

うになるために、認定輸出業者のステータス（AES）を取得しなければならない。外部委託した最終報告書では、EU の利害関係者が確認しているように、この制度は概ね満足がいくように機能していると結論付けている¹³⁰。

EU 側の輸出業者の特恵関税利用率は韓国側より低いものの、80%前後まで増加している。韓国輸出業者の EU での特恵関税利用率は 2019 年に 90%、EU 輸出業者の韓国での同利用率は 2018 年に 81%に達し、暫定適用開始から最も高い数値を記録した。その後は、双方ともほぼ横ばいで推移している（図表 3-19 参照）。

図表 3-19 EU 韓国 FTA における特恵関税利用率の推移

	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年
EUの韓国への輸出時の 特恵関税利用率	63%	66%	66%	68%	71%	74%	81%	80%	80%	78%	78%	78%
韓国のEUへの輸出時の 特恵関税利用率	78%	82%	85%	85%	87%	88%	88%	90%	90%	90%	90%	87%

注：2012～19 年は EU28 カ国、20～21 年は英国を除く EU27 カ国。

2012～14 年の特恵関税利用率は欧州委員会通商総局「戦略計画 2016～2020 年」（2017 年 12 月 22 日改定）。

2015～16 年の特恵関税利用率は欧州委員会通商総局「2018 年 FTA 履行報告書」。

2017～19 年の特恵関税利用率は輸出が欧州委員会通商総局「EU の輸出に関する特恵関税利用と関税節約額」一覧の 2020 年 10 月 21 日更新データ、輸入が「EU の輸入に関する特恵関税利用と関税節約額」一覧の 2020 年 9 月 20 日更新データ。

2020 年の特恵関税利用率は欧州委員会通商総局「EU の輸出に関する特恵関税利用と関税節約額」一覧の 2023 年 11 月 9 日更新データ、輸入が「EU の輸入に関する特恵関税利用と関税節約額」一覧の 2023 年 11 月 10 日更新データ。

2021～23 年の特恵関税利用率は欧州委員会通商・安全保障総局「EU の輸出に関する特恵関税利用と関税節約額」一覧の 2024 年 11 月 12 日更新データ、輸入が「EU の輸入に関する特恵関税利用と関税節約額」一覧の 2024 年 9 月 30 日更新データ。

出所：欧州委員会通商総局「戦略計画 2016～2020 年」、「2018 年活動報告書」、「EU の輸出に関する特恵関税利用と関税節約額」一覧、「EU の輸入に関する特恵関税利用と関税節約額」一覧を基に著者作成。

3. EU 韓国 FTA 適用 5 年後の事後評価

EU 韓国 FTA 適用開始から 5 年後の評価では、EU 側の輸出業者の特恵関税利用率が韓国側より低い理由について次のとおり指摘している¹³¹。

- 低い最恵国待遇（MFN）税率：MFN 税率が低い分野では、特恵関税を利用しないという機会費用が低いため、FTA を利用しない理由となり得る。
- 政府の企業支援：韓国政府が EU 韓国 FTA 利用において、企業を教育・支援するための実質的なリソースを振り向け、比較的高い特恵関税利用率の実現に貢献している。
- 特恵関税を利用する費用対利益：原産地規則により、調達先を頻繁に変更する特定分野の企業は原産性計算費用のため、特恵関税の利益を得られない場合がある。当該費用が特恵関税利用時の利益を超えていたり、全ての関連書類を準備・追跡することが困難な場合が

¹³⁰ Ibid., p.9.

¹³¹ Ibid., pp.18-19.

ある。

- 「認定輸出者ステータス」の要件：「認定輸出者ステータス」の申請は、リソースや時間がかかる場合がある。協定の適用開始時点では負担が大きかったが、それはもはや行政手続上の制約ではないように思われる。
- 直接輸送要件：特惠関税の恩恵を受けるために、輸出業者がアジアの地域拠点を通じて取引することを直接輸送要件が妨げている。
- 原産性基準を満たしていない：わずかだが、EU 韓国 FTA の原産性基準を満たしていない製品の輸出業者は特惠関税の利用資格がない。

しかしながら、EU の輸出業者の特惠関税利用率が相対的に低いことが、物品貿易の自由化のために FTA の「効果」に影響を与えた訳ではなかったとしている。EU 韓国 FTA の暫定適用前と後で比較すると、EU から韓国への輸出額は四半期平均で 70 億ユーロから 110 億ユーロへと約 60%増加したと、その効果を計算している。特に自動車分野について、EU の韓国向け輸出を牽引するプレミアム・カテゴリーの自動車の重要性を強調している。関税削減がより高価な高級車に大きな効果をもたらしており、価格引き下げ効果が大きいと分析している。

前節で輸出時の関税節約効果について示したが、EU 韓国 FTA の関税節約額を加盟国別に直近の 2021 年のデータみると、ドイツが EU 全体の 34.8%を占め、金額で最大の恩恵を受けていることが明らかになった（図表 3-20 参照）。

図表 3-20 EU 上位 15 カ国の対韓国輸出時の関税節約推計額（2021 年）

EU加盟国	特惠関税 利用率 (%)	潜在的な関税節約額 (1,000ユーロ)	関税節約額 (1,000ユーロ)	取り逃がした 関税節約額 (1,000ユーロ)	EUの関税節約 合計額に占める 割合 (%)	関税節約率 (%)
ドイツ	82.1	1,092,637	879,354	213,283	34.8	80.5
イタリア	74.2	551,813	409,511	142,301	16.2	74.2
フランス	70.3	374,953	272,405	102,548	10.8	72.7
スペイン	81.4	202,924	177,694	25,230	7.0	87.6
オランダ	81.4	188,984	168,033	20,951	6.6	88.9
オーストリア	89.4	123,449	111,704	11,745	4.4	90.5
デンマーク	92.4	82,925	78,563	4,362	3.1	94.7
ベルギー	89.3	84,100	73,929	10,171	2.9	87.9
スウェーデン	81.8	87,275	72,115	15,160	2.9	82.6
ポーランド	52.2	54,936	37,889	17,047	1.5	69.0
アイルランド	71.6	47,997	35,655	12,343	1.4	74.3
チェコ	76.4	45,058	34,690	10,368	1.4	77.0
スロバキア	77.2	42,630	33,086	9,545	1.3	77.6
フィンランド	95.2	28,683	27,213	1,470	1.1	94.9
ハンガリー	75.3	34,891	26,733	8,159	1.1	76.6
EU27カ国	78.4	3,176,927	2,529,370	647,557	100.0	79.6

注1：EU は英国を除く 27 カ国、2022 年 10 月 11 日更新データ

注2：EU の関税節約合計額に占める割合は、EU27 カ国の関税節約額を分母に、各国の関税節約額を分子にして計算した。

出所：欧州委員会通商総局「EU の輸出に関する特惠関税利用と関税節約額」一覧を基に作成。

第 3 章

EU の 2021 年の対韓国輸出時の品目別関税節約額をみると、第 17 部「車両、航空機、船舶及び輸送機器関連品」の関税節約額が 6 億 1,361 万 9,000 ユーロで全体の 24.3%を占め、最も金額が大きかった（図表 3-21）。このことは、高価な高級車輸出で関税削減効果が大きいとする EU 韓国 FTA の暫定適用開始から 5 年後の評価と一致している。

図表 3-21 EU の対韓国輸出時の品目別関税節約額（2021 年）

	関税品目分類	特惠関税 利用率 (%)	潜在的な関税節約額 (1,000ユーロ)	関税節約額 (1,000ユーロ)	取り逃がした 関税節約額 (1,000ユーロ)	EUの関税節約 合計額に占める 割合 (%)	関税節約率 (%)
第17部	車両、航空機、船舶及び輸送機器関連品	92.4	663,238	613,619	49,619	24.3	92.5
第16部	機械類及び電気機器並びにこれらの部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生機の機器並びにこれらの部分品及び附属品	72.6	527,743	387,748	139,995	15.3	73.5
第1部	動物及び動物性生産品	98.2	369,522	366,650	2,872	14.5	99.2
第6部	化学工業の生産品	80.6	409,043	326,377	82,666	12.9	79.8
第4部	調製食料品、飲料、アルコール、食酢、たばこ及び製造たばこ代用品、非燃焼吸引用の物品（ニコチンを含有するかしないかを問わない。）並びにニコチンを含有するその他の物品（ニコチンを人体に摂取するためのものに限る。）	80.1	298,739	223,511	75,228	8.8	74.8
第8部	皮革及び毛皮並びにこれらの製品、動物用装着具並びに旅行用具、ハンドバッグその他これらに類する容器並びに腸の製品	58.4	189,139	110,127	79,012	4.4	58.2
第11部	紡織用繊維及びその製品	60.2	168,309	100,184	68,125	4.0	59.5
第7部	プラスチック及びゴム並びにこれらの製品	79.8	101,767	80,579	21,187	3.2	79.2
第15部	卑金属及びその製品	79.5	91,620	69,687	21,933	2.8	76.1
第12部	履物、帽子、傘、つえ、シートステッキ及びむち並びにこれらの部分品、調製羽毛、羽毛製品、造花並びに人髪製品	68.9	73,656	50,886	22,770	2.0	69.1
第13部	石、プラスター、セメント、石綿、雲母その他これらに類する材料の製品、陶磁製品並びにガラス及びその製品	89.7	44,251	39,678	4,573	1.6	89.7
第14部	天然又は養殖の真珠、貴石、半貴石、貴金属及び貴金属を張つた金属並びにこれらの製品、身辺用模造細貨類並びに貨幣	59.1	68,828	36,257	32,571	1.4	52.7
第18部	光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器、医療用機器、時計及び楽器並びにこれらの部分品及び附属品	55.1	64,838	35,640	29,198	1.4	55.0
第2部	植物性生産品	52.1	32,315	24,392	7,923	1.0	75.5
第20部	雑品	79.6	27,779	22,080	5,699	0.9	79.5
第9部	木材及びその製品、木炭、コルク及びその製木材及びその製品、木炭、コルク及びその製品並びにわら、エスパルトその他の組物材料の製品並びにかご細工物及び枝条細工物	94.2	19,011	17,646	1,365	0.7	92.8
第5部	鉱物性生産品	87.2	15,620	14,111	1,509	0.6	90.3
第3部	動物性、植物性又は微生物性の油脂及びその分解生産物、調製食用脂並びに動物性又は植物性のろう	90.7	11,287	10,086	1,200	0.4	89.4
第19部	武器及び銃砲弾並びにこれらの部分品及び附属品	48.5	221	107	114	0.0	48.5
合 計		78.4	3,176,927	2,529,370	647,557	100.0	79.6

注：EU は英国を除く 27 カ国、2022 年 10 月 11 日更新データ。EU の関税節約合計額に占める割合は、合計品目の関税節約額を分母に、各品目の関税節約額を分子にして計算した。

出所：欧州委員会通商総局「EU の輸出に関する特惠関税利用と関税節約額」一覧を基に著者作成。

第3章

さらに、EU の 2021 年の第 17 部「車両、航空機、船舶及び輸送機器関連品」の関税節約額の国別内訳をみると、ドイツが EU 全体の 66.5% を占め、続くオーストリアの 7.9% と比べても圧倒的な関税節約額となった（図表 3-22）。

図表 3-22 EU 上位 15 カ国の対韓国輸出時の第 17 部「車両、航空機、船舶及び輸送機器関連品」の関税節約額（2021 年）

EU加盟国	特惠関税 利用率 (%)	潜在的な 関税節約額 (100万ユーロ)	関税節約推計額 (100万ユーロ)	取り逃がした 関税節約額 (100万ユーロ)	EUの関税節約 合計額に占める 加盟国の関税節約 推計額の割合 (%)	関税節約率 (%)
ドイツ	94.3	432,201	407,891	24,310	66.5	94.4
オーストリア	98.8	48,974	48,371	603	7.9	98.8
スウェーデン	98.0	36,907	36,218	689	5.9	98.1
イタリア	91.1	30,749	28,013	2,736	4.6	91.1
フランス	89.9	28,896	26,027	2,869	4.2	90.1
スロバキア	77.8	30,625	23,826	6,799	3.9	77.8
オランダ	94.2	16,220	15,347	873	2.5	94.6
ハンガリー	83.3	7,813	6,651	1,162	1.1	85.1
ベルギー	57.4	9,838	5,635	4,203	0.9	57.3
スペイン	86.7	6,077	5,273	804	0.9	86.8
ポーランド	81.6	5,193	4,283	910	0.7	82.5
チェコ	61.2	3,842	2,337	1,505	0.4	60.8
ルーマニア	52.1	3,334	1,736	1,598	0.3	52.1
ポルトガル	92.1	1,002	923	79	0.2	92.1
スロベニア	82.6	844	699	145	0.1	82.8
EU27カ国	92.4	663,238	613,619	49,619	100.0	92.5

注 1：EU は英国を除く 27 カ国、2022 年 10 月 11 日更新データ。

注 2：EU の関税節約合計額に占める加盟国の関税節約推計額の割合は、EU27 カ国の関税節約額を分母に、各国の関税節約額を分子にして計算した。

出所：欧州委員会通商総局「EU の輸出に関する特惠関税利用と関税節約額」一覧を基に著者作成。

第3章

また、ドイツの対韓国 FTA 関税節約額のうち、第 17 部「車両、航空機、船舶及び輸送機器関連品」の関税節約額が 46.4%と半分近くを占めた（図表 3-23）。

図表 3-23 ドイツの対韓国輸出時の上位 10 品目の関税節約額（2021 年）

関税品目分類	特惠関税 利用率 (%)	潜在的な関税節約額 (1,000ユーロ)	関税節約額 (1,000ユーロ)	取り逃がした 関税節約額 (1,000ユーロ)	ドイツの関税 節約合計額に 占める各品目 の割合 (%)	関税節約率 (%)
第17部 車両、航空機、船舶及び輸送機器関連品	94.3	432,201	407,891	24,310	46.4	94.4
第16部 機械類及び電気機器並びにこれらの部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生機の機器並びにこれらの部分品及び附属品	70.7	239,316	172,017	67,299	19.6	71.9
第6部 化学工業の生産品	82.5	153,431	124,547	28,884	14.2	81.2
第7部 プラスチック及びゴム並びにこれらの製品	82.3	39,995	32,709	7,286	3.7	81.8
第15部 卑金属及びその製品	80.3	37,008	29,366	7,642	3.3	79.4
第1部 動物及び動物性生産品	98.7	29,419	29,219	200	3.3	99.3
第4部 調製食料品、飲料、アルコール、食酢、たばこ及び製造たばこ代用品、非燃焼吸引用の物品（ニコチンを含有するかしないかを問わない。）並びにニコチンを含有するその他の物品（ニコチンを人体に摂取するためのものに限る。）	43.8	79,252	27,421	51,831	3.1	34.6
第18部 光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器、医療用機器、時計及び楽器並びにこれらの部分品及び附属品	49.3	26,155	12,806	13,349	1.5	49.0
第13部 石、プラスター、セメント、石綿、雲母その他これらに類する材料の製品、陶磁製品並びにガラス及びその製品	86.3	12,561	10,841	1,721	1.2	86.3
第20部 雑品	83.3	9,306	7,752	1,554	0.9	83.3
合 計	82.1	1,092,637	879,354	213,283	100.0	80.5

注：2022 年 10 月 11 日更新データ。合計に占める関税節約額の割合は、合計品目の関税節約額を分母に、各品目の関税節約額を分子にして計算した。

出所：欧州委員会通商総局「EU の輸出に関する特惠関税利用と関税節約額」一覧を基に著者作成。

他方、同 FTA による EU 加盟国の対韓国輸出時の特惠関税利用率をみると、フィンランドの 95.2%を筆頭に、ギリシャ（95.1%）、ラトビア（94.9%）、デンマーク（92.4%）で 9 割を超える高い利用率が確認された。HS 分類でみると、ギリシャでは、特に第 6 部「化学工業製品」（97.6%）と第 4 部「調整食料品、飲料、アルコール、たばこ・同製造」（96.7%）で、ラトビアでは、特に第 9 部「木材・同製品」（99.8%）で、デンマークでは、特に第 1 部「動物・動物性生産品」（99.3%）と、第 4 部「調整食料品、飲料、アルコール、たばこ・同製造」（95.8%）、第 6 部「化学工業製品」（93.6%）で高い関税節約額と利用率が示された。これら 3 カ国は、ドイツとの比較では、関税節約額では劣るものの、潜在的な関税節約

額の恩恵を最大限引き出しているという意味では、大きな効果を得ていると言える。そのほか、オーストリア (89.4%)、ベルギー (89.3%)、ルクセンブルク (87.7%)、ドイツ (87.7%)、スウェーデン (81.8%)、オランダ (81.4%)、スペイン (81.4%)、エストニア (81.1%)、スロバキア (77.2%)、チェコ (76.4%)、マルタ (76.2%)、ハンガリー (75.3%)、イタリア (74.2%)、アイルランド (71.6%)、フランス (70.3%)、ポルトガル (70.1%) で 7 割以上の特惠関税利用率を示した。このように、多くの EU 加盟国で、当該 FTA 活用企業を媒介して、その効果は当該企業の従業員や EU 全体の消費者に広がっていると言えるだろう。

EU 韓国 FTA による物品貿易への効果のまとめとして、双方の貿易自由化と円滑化に「効果的」であったとみることができ、暫定適用の前と後で輸出額が実質的に増加したと結論付けることができる。また、絶対的な関税削減が EU と韓国双方で非常に重要であったと言えるだろう。他方、AES を取得するための行政手続上の負担、直接輸送規則、特惠関税の利用に関して、より簡素化するための作業が必要だというまとめは指摘の通りである。この事後評価において、より重要なのは「原産地規則」や「通関手続」「貿易投資促進」などで、将来の FTA の効果的な履行に向けて改善のための勧告を提供している点である。

小括

本章では、EU の FTA 戦略における目標設定と効果監視メカニズムの導入による成果把握の実態と欧州委員会の役割を、特に貿易分野に焦点を当てて考察した。その結果、以下の点を解明することが出来た。

第 1 に、EU が FTA 戦略による経済的利益獲得を推進するために、特に貿易分野では KPIs を定め、毎年の活動報告書や FTA の履行報告書、さらには EU 貿易協定履行・実施報告書、EU 通商政策履行・実施報告書により、達成度の進捗を図るための仕組み作りが進展している点である。

第 2 に、FTA による輸入時の特惠関税利用率のデータ収集など、相手国の協力が不可欠な部分の取り組みも進展し、カナダとの包括的経済貿易協定 (CETA) 以降、こうしたデータ交換の規定を FTA に盛り込むようになり、EU の FTA 締約国向けの輸出時には、特惠関税利用率で 34 カ国、関税節約額で 33 カ国のデータ (2020 年時点) を公表するまでに至っている。

第 3 に、FTA 履行の効果を追求する仕組み作りが進展し、「グローバル・ヨーロッパ」戦略以降の『最初のサンプル』と位置付けられる EU 韓国 FTA においては、暫定適用開始から 5 年後の事後評価を経て、関税削減 (節約) などの一定の経済効果が確認された。加えて、同 FTA を含めて、これまでに見出された改善点が将来の貿易協定に反映される仕組みが形成されている。この仕組み作りには、欧州委員会内部での専門性能力のこれまでの蓄積が大きく寄与しており、この専門性において、加盟国の欧州委員会への依存度が高まっている。欧州委員会が 2020 年 7 月に、新たに設置した主席貿易執行官 (CTEO、通商総局次長

兼任)を任命し、貿易協定の締結相手国が協定上の約束を履行することの確保、貿易障壁の除去、EU域外国との貿易紛争の解決、EU企業がEUの貿易協定により創出された利益を享受しやすくするための監視体制を整えたことも、欧州委員会の専門性能力の蓄積する仕組みの強化を後押しした。

他方、「グローバル・ヨーロッパ」戦略以降に交渉を開始したFTAにおいて、韓国とのFTAを除けば、特惠関税の利用率や関税節約率など、まだ途上であり、2017年9月に暫定適用を開始したカナダとのFTA(CETA)や、2019年2月に発効した日EU・EPAのさらなる効果の確認が待たれる。

以上により、EUは2006年10月以降のFTA戦略において、目標管理型の評価手法を取り入れ、経済的効果をより追求する姿勢を鮮明にしてきていることの一端を、その手法とともに示すことが出来たと考える。EUでは輸入時のFTA利用の輸入額統計を公表しているほか、EU韓国FTAの暫定適用開始から5年後の事後評価報告書にみられるように、「原産地規則」や「通関手続」などで、将来のFTAの効果的な履行に向けて改善のための勧告を提供している点は極めて重要であり、日本のFTA戦略においても学ぶべき点が多いと考える。

第4章 EU の FTA における特惠原産地規則の調和と改善

はじめに

自由貿易協定 (FTA) の効果をみる指標として、第3章でみてきたように特惠関税利用率があるが、この利用率に大きく影響する要因として原産地規則が挙げられる。原産地規則は、「特惠関税」を付与する条件を定義するための基準を設定し、それにより、より低い、もしくは無税となる特惠関税率の適用を可能にする。原産地規則は、FTA の締約国である輸出国で最小限の加工が行われていて、単に輸送路の変更や、船積みされただけではないことを保証するとともに、FTA による輸出相手国での輸入時に、指定された製品がより低税率、もしくは無税の対象となることを目的としている。原産地規則の差異や貿易への影響は、FTA を締結する際に、激しい交渉の対象になる可能性があることを意味している。FTA における原産地規則は、輸出も輸入も同一規則であり、協定締約国との交渉により、その内容が決まるためである。そのため、同一国が締結する貿易協定であっても、貿易協定の数だけ、異なる原産地規則が出来ることになる。貿易協定による特惠関税を利用する企業にとっては、複数の貿易協定において、原産地規則の差異が大きくなればなるほど、事務負担が増え、利用のハードルがより高くなる可能性がある。そのため、原産地規則は FTA の有効性に影響を与えると論じられてきた。

欧州委員会が 2018 年 7 月¹³²に、EU 地域委員会と欧州商工会議所が 2019 年 8~10 月¹³³に共同で、それぞれ EU の輸出業者とその代表者を対象に実施した 2 つの調査は、原産地規則が輸出にとって最も負担の大きい要件と見なされていることや、原産地規則の複雑さが FTA を利用する際の主要な抑制要因となっていることが示された。Crivelli, Inama and Kasteng [2021]¹³⁴の最近の研究では、より複雑な原産地規則が FTA の利用を減らすことが示されている。Augier, Gasiorek and Lai-Tang [2004]¹³⁵は、1997 年に EU の FTA に第3国累積が導入された結果、パートナー間の貿易パターンに大きな変化が生じた可能性を示唆した。企業が原産地規則要件を満たすためにサプライヤーを切り替える可能性があるため、関税インセンティブを創出することにより、原産性基準と累積規定がバリューチェーン形成に影響を与える可能性を示した。

原産地規則の複雑さと、EU 貿易協定全体の調和の欠如は、負担の大きい原産地規則の証明手続きとともに、企業の経営者が協定で認められている特惠関税を利用することを思いとどまらせているかもしれないという一般的な認識がある。そのため、欧州委員会は既述した経緯も踏まえて、貿易協定の効果を強化するために、貿易協定の原産地規則の簡素化と調和を進めてきたことを強調している。

原産地規則は特惠関税が供与される相手国で「原産性」が認められ、特惠関税の資格があ

¹³² European Commission [2019d], pp.9-10.

¹³³ European Committee of the Regions and European Chambers [2019].

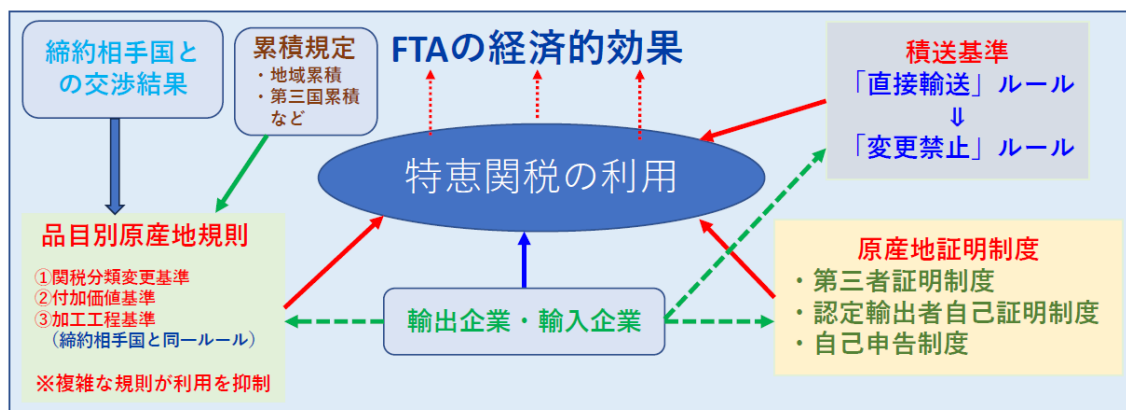
¹³⁴ Crivelli, Inama and Kasteng [2021], pp.39-40.

¹³⁵ Augier, Gosiorek and Lai-Tong [2004], pp.5-8.

る輸入品の条件を規定している。原産地規則に関する規定は、2つの主要分野をカバーしている。一つ目は、原産性を付与する条件は品目ごとに設計されており、一般的には加工工程および/または原産材料の割合に基づくことを原則としている。このプロセスの重要な要素は、協定の締約国のみならず、特別な条件下で第3国も含めて、原産地規則が材料や付加価値、生産工程をどこまで累積できるかの判断基準を構成していることである。二つ目の要素は、製品の積送基準を含む原産性の証明手続きとなる。

Hallak [2021]¹³⁶ は、EUの原産地規則の近代化について、2011年の一般特惠関税制度（GSP）の改革を起点として強調しているが、原産地証明手続きを含めた簡素化や利便性の向上についても同じことが言えるのだろうか。利用企業からみた、より大きな変化は、新世代のFTA¹³⁷と呼ばれる協定の中でも、より直近のカナダや日本とのFTA以降ではないか。こうした問題意識のもと、本章では、FTAにおける特惠関税の利用に大きく影響する品目別原産地規則、累積規定、原産地証明手続き、積送基準に焦点を当て、旧世代の一部のFTAと新世代の主要なFTAを比較しながら、EU FTAの原産地規則が特惠関税を利用しやすいルールへと改善されてきているかを明らかにすることを目的とする。なお、FTAの経済的効果を示す特惠関税と、品目別原産地規則や累積規定、原産地証明手続き、積送基準との関係を図表4-1に整理した。

図表 4-1 FTAにおける特惠関税の利用を左右する主要項目



出所：European Commission [2019d]、Hallak [2021]などを基に著者作成。

第1節 原産地規則の役割と改善

欧州委員会は2019年4月16日、「EU 特惠原産地規則」と題するスタッフ作業文書を発表した¹³⁸。これは、欧州議会が「貿易と投資のための新しい将来を見据えた革新的な将来の

¹³⁶ Hallak [2021], pp.1-2, 7.

¹³⁷ 欧州委員会は、2006年10月に発表した通商戦略「グローバル・ヨーロッパ」以降の方針のもとで締結したFTAを新世代のFTAと定義し、旧世代のFTAと区分した。

¹³⁸ European Commission [2019d].

戦略に関する2016年7月5日の決議」¹³⁹で、過去10年間にEUの特恵原産地規則に加えられた変更を説明する報告書を要請したことを受けたものである。欧州委員会は同政策文書で、2005年3月16日に発表した政策文書「特恵貿易協定における原産地規則、将来の方向性」以降のEUの特恵原産地規則に関する発展、特に2011年のEUのGSP改革や、その後のさらなる近代化を詳述した。

原産地規則の法的規定は伝統的に以下の三つのパートで構成される。

- (1) 一般規定：製品の原産性を決める方法を明確にする一般規則。
- (2) 品目別原産地規則：HSコードによる全製品の品目別原産地規則を示すリストで、ほとんどが類（上2桁）でいくつかは項（上4桁）レベルで規定されている。
- (3) 原産地手続（特恵関税待遇の要求と確認）：特恵関税が要求される時（すなわち、輸出者が作成した申告文、もしくは公式な証明書により）に、製品の原産性地位を証明する方法、ならびに締約国が税関による輸出者もしくは生産者への訪問などにより製品の原産性地位を確認する手続きを規定する。

原産地規則の基本的概念はEUの貿易協定全体で一般的に安定しているが、欧州委員会は品目別規則と原産地手続が過去10年間で発展したとしている。EUの特恵原産地規則の主な変化は、最初はGSPに2011年に導入され、続いてEUのFTAに導入することが目的だったと説明されている。

欧州委員会は2015年10月に発表された通商戦略「万人のための貿易：より責任ある貿易と投資政策に向けて」¹⁴⁰において、原産地規則と通関手続がFTAのより良い履行において重要な役割を果たしていることを認識し、原産地規則の簡素化と一貫性に尽力し、貿易機会に関するわかり易い情報提供を行うことを約束した。特に中小企業を念頭に、FTAの効果的な履行を保証することを意図した。これらすべての側面は、EUの輸出業者と生産者のコンプライアンス費用を抑制し、EUの輸入業者の法的不確実性を制限し、EU事業者のグローバルなバリューチェーン機能を促進するために重要だと指摘した。

1. 特恵原産性を決定する一般規定

欧州委員会は、原産地規則の一般的概念は概ね安定しており、公式な調和プロセスがないにもかかわらず、WTO加盟国で類似の適用がなされているとしている。最近のEUのFTAは、製品・サービスの販売に関与する企業、個人などの事業者、特に小規模企業にとってわかり易くなるよう法的規定を一層簡素化する努力が行われてきた。EU FTAのもとで特恵的な市場アクセスの便益を受けることができるのは、締約国での「原産」製品のみである。原産品として資格を得るには、締約国で「完全に得られる」、もしくは「原産材料のみから生産される」、もしくは「十分な作業、もしくは加工された」、のいずれかを満たさなくては

¹³⁹ European Parliament [2016a].

¹⁴⁰ European Commission [2006].

ならない。欧州委員会は2019年4月16日のスタッフ作業文書「EU 原産地規則」¹⁴¹において、特惠原産を決定する一般規定を以下のとおり整理している。

- (1) 伝統的に完全に得られるものには、締約国の領土内で収穫された野菜製品や植物、締約国内で抽出・採掘された鉱物、生きている動物であって、締約国内で生まれ、かつ生育されたもの、締約国で生育された動物から得られる産品、締約国の水域で採捕された魚類、が含まれる。締約国の領海外で採捕された魚類は、船舶の「国籍」が保証される場合、すなわち、締約国の一つの旗を掲げて航行する船舶が締約国の1つで登録され、適切な所有者基準を満たす場合のみに、完全に得られるものとなる。EU の原産地規則の改革後、EU は船員の国籍に関する要件を削除した。
- (2) 原産材料のみから生産される製品の場合、これらの材料に非原産材料の要素が含まれていたとしても、品目別規則を満たせば、製品は常に原産品とみなされる。
- (3) 製品に非締約国からの輸入材料が組み込まれている場合、品目別規則に従って、十分に作業、もしくは加工される必要がある。EU FTA で、製品の原産性を決定するために使用されるのは、次の3種類の基準となる。
 - ①関税分類変更基準：すべての非原産材料の関税分類（HS コード）と最終製品の HS コードの間に一定の変更がある場合に、原産性を認めるのに十分な加工がなされたとして原産品と認める基準。例えば、非原産のパルプ（HS47 類）から紙（HS48 類）を生産する。この場合 HS の類（上2桁）で関税分類が変更されたことになる。
 - ②付加価値基準：付加価値もしくは投入材料が、決められた割合以上となる場合、製造あるいは加工が行われた国で、商品は原産性を獲得する。EU で使用されるモデルでは、付加価値の割合は、特惠関税の便益を受ける製品において、投入される非原産材料の最大値が示される。非締約国から FTA 締約国に輸入され、製品の製造に使用される非原産材料の最大許容割合を、製品の工場引き渡し価格の割合（一般的に最大 50%）、もしくは最終製品に占める重量（特定の農産品・農産加工品）として計算する。
 - ③加工工程基準：非原産材料に対し、品目別原産地規則で定める特定の加工が締約国内で行われたことを以て原産品と認める基準。例えば、化学物質の化学反応、糸用繊維の紡績など特定の生産処置・加工が締約国内で行われることを基準としている。この基準は主に繊維・衣類、化学分野で使用される。

EU の FTA における一般規定は、製品の原産性を決定する方法についてさらなる分類を提供している。

- (1) 非原産材料に対する作業や加工は、梱包、ラベル、ロゴの添付、または製品を良好な状態に保存することを目的とする作業、または単純な加工を超える必要がある。
- (2) 一般規定はまた、製品が原産性地位を獲得すると、それに続く加工において材料とし

¹⁴¹ European Commission [2019d].

て使用される際に、全体的に原産品として取り扱うことができる吸収原則を定義している。

- (3) 許容限度（デミニマスルール）は、最終製品が原産性地位を失うことなく、最終製品の価格の特定割合を非原産材料とすることを可能にする。主な FTA では最終製品の工場引き渡し価格の 10%、一般特惠関税制度（GSP）やアフリカ・カリブ海・太平洋州（ACP）諸国とのいくつかの経済パートナーシップ協定（EPA）では 15%に規定されている。繊維・衣類分野では、特別な許容限度が適用される。農産品・農産加工品では、許容限度は重量に占める割合で規定されることがある。
- (4) EU FTA は、一般的に原産材料と非原産材料が混在して保管されることが多い製品について、原産材料と非原産材料を別々に保管することなく、代替性のある材料の会計上の分離を認めている。ただし、原産材料と非原産材料が物理的に分離されている場合よりも、原産性地位を獲得する原産品が多くなるということはない。
- (5) EU は以前の FTA では、原産性地位を維持するために、原産国からの商品の直接輸送を義務付けていた。しかし、直近の FTA では、輸出者は、製品が変更されない限り（変更禁止ルール）、税関の管理下のもとで製品の原産性地位を保持しながら貨物を分割することができるように改正を進めている。この改正は、第 3 国の配送センターの利用を可能にし、国際貿易を一層促進する。欧州委員会は以前の FTA において、直接輸送ルールを変更禁止ルールに置き換えるよう努力している。
- (6) いくつかの EU FTA は個別の文脈とそれぞれの関心に応じて、特定の条件で様々な種類の累積を認めている。これは、原産地規則の要件を満たす目的のために、締約相手国の原産材料を自国の原産材料として取り扱うことができることを意味する。主な累積の形態は次のとおり。
 - ①「2 国間累積」は、FTA 締約国間の原産材料の累積に適用される。1 締約国からの原産材料を他の締約国の原産材料として使用することが可能。
 - ②「完全累積」は、締約国内で施された非原産材料への加工などによる付加価値や加工工程に適用。例えば、製品が一つの締約国で原産性を得るのに十分な加工でない場合、製品が原産性を得るために、他の締約国でのさらなる加工を累積することができる。すなわち、「生産行為の累積」が認められる。
 - ③貿易協定によっては、2 つの締約国よりも広い地理的範囲での累積が認められる場合がある。
- a. 一般的に、同一の原産地規則および累積規定を有する FTA に結びつけられた 2 カ国・地域より多い締約国間の原産材料・原産製品に関する累積は、「第 3 国累積」と呼ばれる。枠組みにもよるが、少なくとも関与するすべての国の税関当局間の行政協力に関する協定が必要になる。例えば、汎欧州・地中海〔EU が FTA を締結する 20 カ国・地域（フェロー諸島、EFTA 諸国、アルバニア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、北マケドニア、モンテネグロ、セルビア、コソボ、トルコ、エジプト、イスラエル、ヨルダン、レ

バノン、パレスチナ自治政府、ジョージア、モルドバ、ウクライナ）との間で、2020 年 8 月 24 日にそれぞれ適用可能となる新しい原産地規則に関する提案を採択した〕の枠組みに適用され、品目別規則と原産地手続の両面で現在、近代化と簡素化が行われている。汎欧州・地中海の枠組みでは、累積に関与するすべての国が当事国間で FTA を適用し、これらの FTA が同一の原産地規則を規定している場合のみ、第 3 国累積を適用することができる。これらの共通規則は、汎欧州・地中海原産地規則に関する地域条約などで定められている。

- b. 「地域累積」は、一般特惠関税制度の文脈で適用される特別な種類の第 3 国累積であり、特別に定義された受益国グループ内で適用される。また、関与するパートナー国税関間の行政協力に関する合意も必要になる。異なるレベルの特惠関税を有する国の間の貿易の歪曲から保護するために、特定のセンシティブな製品は地域累積から除外される。より多くの国が特惠関税対象から卒業し、一般特惠関税の受益国の地位を失うにつれて、地域累積の範囲はますます制限されている。

2. 品目別原産地規則の概要

原産地規則規定は、一般的には関税分類である HS コードと、「原産性」を付与するための個々の製品に紐づいたルールを使用して、製品の包括的なリストを提供することにより、品目別原産地規則を確立している。原産品と認められるためには、締約国において、製品が完全生産品であるか、十分に加工されなければならない。「原産性」は製品全体に付与されるものであり、特惠関税が特惠付与国において原産商品に適用される場合、特惠関税は製品の総価額に適用され、一部分に適用されるものではない。

「完全生産品」の条件は、ほとんどが一次産業に適用され、典型的には採掘された鉱物、（栽培した、あるいは収穫した）植物や野菜、生きた、あるいは屠殺した動物（締約国内で生まれ、かつ育成されたもの）、同動物製品、あるいは領海内で採捕された魚となる。

製品が非締約国の材料や加工によって得られたとしても、原産性規則は、実質的な変更を示し、原産性を付与するための、締約国で十分な加工が成されたかどうかを決める条件を明細に規定している。製品の十分な加工は、製品ごとに規定されており、第 1 節 1. で既述したとおり、①関税分類変更基準、②付加価値基準、③加工工程基準、の 3 種類の規定がある。関税分類変更基準、もしくは加工工程基準に基づくルールの利点は、証明が容易な明確かつ単純な方法で原産性を付与することができる点である。一方、付加価値基準は当局の承認対象となる負担の大きい計算を求められる。加えて、関税分類変更基準と加工工程基準は双方とも、外国為替の変動や、一次資源価格のような管理できない外部要因に影響されず、企業経営者にとって原産性の地位をより予測可能なものになっている。にもかかわらず、関税分類変更基準と加工工程基準は、原産性を一連の特定の加工に制限したり、より包括的な付加価値基準の対象となるかもしれない他の工程を損なう可能性がある。

さらに、一つの製品に対して、複数の基準が適用されることがある。複数の基準が組み合

わせられ、すべてが必要になることもあり、この場合は原産性を付与する条件はより厳しいものになる。他方、複数基準からの選択が可能な場合は、企業経営者にとって、サプライチェーンに一層の柔軟性が提供される。EU の原産地規則では、一般的には後者のより柔軟なアプローチが提供されている。

原産地規則規定はまた、原産性を付与するには、「不十分」と判断される加工リストも提供している。以下は、EU 英国貿易・協力協定（TCA）に記載された不十分な加工の例である。

締約国での製品生産が非原産材料に関する以下の1つ以上の加工のみで構成される場合、製品の原産性は認められない。

- 製品が輸送・保管中に良好な状態を保つことを保証することが唯一の目的である乾燥、冷蔵、塩水に保つ、その他の類似の作業を保つこと
- パッケージの解体、もしくは組み立て
- 清浄、清掃に加え、ほこり、酸化物、油、塗料、他のカバーの除去
- 繊維、繊維製品のアイロン、プレス
- 簡単な塗装および研磨作業
- 米の殻むきおよび部分的または完全な精米、穀物と米の精白とつや出し、米の漂白

第2節 EU 原産地規則の近代化と2011年の改革

ここまで品目別原産地規則の概要を見てきたが、EU は、グローバルな貿易やバリューチェーンの変化する現実に対応するため、2011 年に GSP の特惠原産地規則を改革したことを成功例の一つに挙げ、最近の FTA 交渉の参照モデルとして徐々に使用されてきたことを強調している。欧州委員会は 2019 年 4 月 16 日のスタッフ作業文書で、2011 年の GSP の原産地規則改革が、とりわけ新しいセクターの発展を反映した調整とともに、新しい FTA に関する交渉の基礎として役立つことを明確にした。ただし、FTA の原産地規則は交渉結果によるため、GSP の原産地規則を完全に複製することはできない。2011 年の GSP 改革以来、EU が推進する原産地規則は簡素化され、近代化されてきたと欧州委員会は説明している。EU FTA の原産地規則はより柔軟性を持たせ、グローバルなバリューチェーンと EU 産業の漸進的な統合を反映するために、より多くの非原産材料の投入を可能にすると同時に、重要な加工が締約国内で行われることを目指した。例えば、工業製品の場合、非原産材料の閾値は、旧世代の貿易協定において工場出荷価格の 25～40% であったのに対して、50% に設定されたと説明している。多数の製品で代替基準が設けられ、通常は関税分類変更基準と付加価値基準とのどちらかを選択できる組み合わせとなった。これは、機械、紙、航空機、光学機器などの産業部門に当てはまり、原産地規則への準拠を促進することを意図したとしている。

1. 一定の調和が進む品目別原産地規則

欧州委員会はこのように、2011年のGSPによる原産地規則の簡素化と近代化を起点として強調しているが、GSP以降のEUのFTAの原産地規則は実際に簡素化と調和に向かっているのだろうか。EUメキシコ・グローバル協定の貿易関連条項が発展した包括的な自由貿易協定（2000年10月発効）とEUチリ連合協定（2003年2月より暫定適用開始）を旧世代のFTAの代表として取り上げ、GSP（2010年11月18日付欧州委員会規則（EU）No 1063/2010、2011年1月適用開始）以降で、新世代のFTAに位置づけられるEU韓国FTA（2011年7月より暫定適用開始）、EUコロンビア・ペルー・エクアドル（アンデス共同体）貿易協定（ペルーとは2013年3月、コロンビアとは2013年8月、エクアドルとは2017年1月より暫定適用開始、2024年11月発効）、EUカナダ包括的経済貿易協定（CETA）（2017年9月より暫定適用開始）、日EU・EPA（2019年2月発効）、EUシンガポールFTA（2019年11月発効）、EUベトナムFTA（2020年8月発効）、EU英国貿易・協力協定（TCA）（2021年1月より暫定適用開始、2021年5月発効）、の10協定における品目別原産地規則を比較した。今回取り上げる新世代のFTAでEUからの輸出額が比較的大きいHS29類（有機化学品）、64類（履物、ゲートル、その他これに類する物品、並びにこれらの部分品）、84類（原子炉、ボイラー及び機械類並びにこれらの部分品）、87類（鉄道用及び軌道用以外の車両、並びにその部分品及び附属品）、90類（光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器及び医療用機器並びにこれらの部分品及び附属品）における品目別原産地規則の違いを比べてみた（図表4-2～4-7参照）。

EUメキシコ・グローバル協定及びEUチリ連合協定では、付加価値基準における非原産材料の閾値は主に工場出荷価格の40%に設定、一部25%や30%に設定されている品目もあった。一方、GSPでは後発開発途上国（LDC）以外の対象国でも非原産材料の閾値は、HS29類では40%だが、概ね50%に設定されており、HS84類や90類では70%に設定されている品目もあり、付加価値基準が満たし易くなったという欧州委員会の説明は誇張ではないことがわかる。また、EU韓国FTA以降の新世代のFTAでは、概ねGSPのLDC以外の対象国と同様な閾値が設定されているが、HS87.01～87.07項では、コロンビア・ペルー・エクアドルとの貿易協定以外では、非原産材料の閾値は45%、シンガポールに至っては40%に設定されており、必ずしもGSP以降の協定での付加価値基準における非原産材料の閾値が最新の協定になるほど高くなっていく訳ではなく、交渉結果が反映された結果だとみられる。HS90類では、EUシンガポールFTAでは非原産材料の閾値が60%、EUベトナムFTAでは70%に設定されるなど、非原産材料の閾値が最新の協定ほど高くなっていく品目もあるが、それは協定締結相手国の産業構造が交渉に反映された結果だと考えられる。

そのほか、従来のEUのFTAの付加価値基準では、「非原産材料が工場出荷価額（EXW）の50%を超えないこと」といった非原産材料の最大割合を示す規定であったが、日EU・EPAでは、日本のEPAが原産性を満たすための基準として控除方式での域内原産割合

(RVC)を示す基準を採用していたことから、日 EU 双方の基準を認め合う基準が設定された。RVC は、産品の本船渡し価値(FOB)で設定されているため、「本船渡し価値(FOB)」に含まれ、「工場出荷価値 (EXW)」に含まれない価値として、港までの輸送費や、保険料などの差を一律 5%に規定した。その結果、「原産材料の控除方式での原産割合 (RVC) が 55%以上」であれば、「非原産材料の最大割合 (MaxNOM) は 50%〔100%－(RVC55%－差分 5%)〕以下」となり、そのどちらかを選択可能な方式で設定された。そのため、記載方法も従来の「非原産材料が EXW の 50%を超えないこと」という記載から、「MaxNoM50% (EXW) 又は RVC55% (FOB)」という簡素な記載になった。こうした原産地規則の基準設定は交渉結果によるものである。この MaxNOM 基準の記載方法は、EU 英国 TCA 以降一般化しており、日 EU・EPA での交渉結果が、その後の FTA の原産地規則の記載方法でも定着していった事例と言えるだろう。

このようにみていくと、品目別原産地規則については、GSP が改革の起点となったことは事実であり、その後の個々の協定の交渉結果による改善点は、続く協定の交渉に反映されるといった好循環を生み出すメカニズムが創出されているように見える。また、それぞれの FTA 間で一定の調和がみられる品目がある一方、乖離がある品目を含む FTA があるのは、協定締約相手国の FTA 交渉方針も踏まえた交渉結果によるものと考えられる。日 EU・EPA の例にみられるように、締約国双方の基準を認め合うのは、FTA をより使いやすくし、利用割合を高めるためには、必要不可欠な手法であり、好事例と言えるだろう。

第4章

図表 4-2 EU の FTA における品目別原産地規則（HS29 類）の比較

協定名／発効・適用開始時期	第29類
	有機化学物品
EUメキシコ・グローバル協定 2000年10月1日 (貿易条項は包括的なFTAとして発効)	関税分類変更基準（4桁、ただし、製品と同じ項分類の材料は製品の工場出荷価格の20%を超えないことを条件に使用することができる） または、 付加価値基準（非原産材料が製品の工場出荷価格の40%を超えないこと） ※HS29.01～02、05、15、32～34を除く（2002年12月24日発効の改定でHS29.39を除外）
EUチリ連合協定 2003年2月1日 (貿易関連条項の暫定適用開始、 2015年3月1日発効)	関税分類変更基準（4桁、ただし、製品と同じ項分類の材料は製品の工場出荷価格の20%を超えないことを条件に使用することができる） または、 付加価値基準（非原産材料が製品の工場出荷価格の40%を超えないこと） ※HS29.01～02、05、15、32～34、39を除く
一般特惠関税制度（GSP） 2011年1月1日 (適用開始、欧州委員会規則1063/2010) (欧州委員会実施規則2016/481により廃止)	LDC以外の対象国の場合、関税分類変更基準（4桁、ただし、製品と同じ項分類の材料は製品の工場出荷価格の20%を超えないことを条件に使用することができる） または、 付加価値基準（非原産材料が製品の工場出荷価格の40%を超えないこと） ※HS29.05、15、32～34を除く
EU韓国FTA 2011年7月1日 (貿易関連条項の暫定適用開始、 2015年12月13日発効)	関税分類変更基準（4桁、ただし、製品と同じ項分類の材料は工場出荷価格の20%を超えないことを条件に使用することができる） または、 付加価値基準（非原産材料が工場出荷価格の50%を超えないこと） ※HS2905.19、29.15、32～34を除く
EU・コロンビア・ペルー・エクアドル（アンデス共同体）貿易協定 2013年3月1日 (ペルーと貿易関連条項の暫定適用開始) 2013年8月1日 (コロンビアと同暫定適用開始) 2017年1月1日 (エクアドルと同暫定適用開始) (2024年11月発効)	関税分類変更基準（4桁、ただし、製品と同じ項分類の材料は工場出荷価格の20%を超えないことを条件に使用することができる） または、 付加価値基準（非原産材料が工場出荷価格の50%を超えないこと） ※HS29.01～02、05、15、30、32～34、39を除く
EUカナダ包括的経済貿易協定（CETA） 2017年9月21日 (貿易関連条項の暫定適用開始)	関税分類変更基準（6桁、ただし、製品と同じ項分類の材料は取引価格もしくは工場出荷価格の20%を超えないことを条件に使用することができる） または、 加工工程基準（化学反応とCAS番号の変更：分子内結合を切断し、新しい分子内結合を形成するか、分子内の原子の空間配置を変更することにより、新しい構造を持つ分子を生成するプロセス、または精製：一方、またはは両方の締約国で行われ、不純物の80%が除去されること）
日EU・EPA 2019年2月1日 (発効)	関税分類変更基準（6桁） または、 付加価値基準（非原産材料が製品の工場出荷価格の50%以下であること、または、原産材料が製品の本船渡し価格（FOB）の55%以上であること） または、 加工工程基準（化学反応、精製、粒子サイズの変更、標準材料の製造、異性体分離またはバイオテクノロジー処理が行われること） ※HS2905.43～44、2906.11、2918.14～15、2923.20、2924.25～29、2938.90、29.40を除く
EUシンガポールFTA 2019年11月21日 (発効)	関税分類変更基準（4桁、ただし、製品と同じ項分類の材料は製品の工場出荷価格の20%を超えないことを条件に使用することができる） または、 付加価値基準（非原産材料が工場出荷価格の40%を超えないこと） ※HS29.05は、同じ項分類の他の材料も含めることが可能。 ただし、同じ項分類の金属アルコキシドの材料は製品の工場出荷価格の20%を超えないことを条件に使用することができる） ※※HS2905.43～45は関税分類変更基準の条件が6桁 ※※※HS29.06、09、10、12～18、20、24、31、33、34、42は付加価値基準の非原産材料が製品の工場出荷価格の50%を超えないこと条件に使用することができる
EUベトナムFTA 2020年8月1日 (発効)	関税分類変更基準（4桁、ただし、製品と同じ項分類の材料は製品の工場出荷価格の20%を超えないことを条件に使用することができる） または、 付加価値基準（非原産材料が製品の工場出荷価格の50%を超えないこと）
EU英国TCA 2021年1月1日 (暫定適用開始、同年5月1日発効)	関税分類変更基準（6桁） または、 付加価値基準（非原産材料が工場出荷価格の50%以下であること） または、 加工工程基準（化学反応、精製、混合とブレンド、標準材料の製造、粒子サイズの変更、異性体分離、またはバイオテクノロジー処理が行われること） ※HS2905.43～45を除く

出所：各 FTA を基に筆者作成。

第4章

図表 4-3 EU の FTA における品目別原産地規則（HS64 類）の比較

協定名	第64類
	履物、ゲートル、その他これに類する物品、並びにこれらの部分品
EUメキシコ・グローバル協定	※HS64.01と05は、関税分類変更基準（4桁、ただし、中敷または HS64.06 に分類されるその他のソールに取り付けられた甲の組立て品は含まれないこと） ※※HS64.02～04は、関税分類変更基準（4桁、ただし、中敷または、HS64.06に分類されるその他のソールに取り付けられた甲の組立て品は含まれないこと）、かつ付加価値基準（非原産材料が製品の工場出荷価格の60%を超えないこと） ※※※HS64.06は関税分類変更基準（4桁）
EUチリ連合協定	関税分類変更基準（4桁、ただし、中敷またはHS64.06に分類されるその他のソールに取り付けられた甲の組立て品は含まれないこと） ※HS64.06は関税分類変更基準（4桁）
一般特惠関税制度（GSP） （欧州委員会規則1063／2010）	関税分類変更基準（4桁、ただし、中敷またはHS64.06に分類されるその他のソールに取り付けられた甲の組立て品は含まれないこと） ※HS64.06は関税分類変更基準（4桁）
EU韓国FTA	関税分類変更基準（4桁、ただし、中敷またはHS64.06に分類されるその他のソールに取り付けられた甲の組立て品は含まれないこと）、または付加価値基準（非原産材料が製品の工場出荷価格の50%を超えないこと） ※HS64.06は関税分類変更基準（4桁）
EU・コロンビア・ペルー・エクアドル （アンデス共同体）貿易協定	関税分類変更基準（4桁、ただし、中敷またはHS64.06に分類されるその他のソールに取り付けられた甲の組立て品は含まれないこと）、または付加価値基準（非原産材料が製品の工場出荷価格の50%を超えないこと） ※HS64.02のスポーツ用履物や履物（甲の部分のストラップ又はひもを底にブラグ止めたものに限る）は、価格が8ユーロ以下の場合、その他の履物は、価格が11ユーロ以下の場合、HS64.03は、価格が24ユーロ以下の場合、HS64.05は、甲の部分がゴムかプラスチックの場合は11ユーロ以下の場合、甲の部分が皮革もしくは合成皮革の場合は24ユーロ以下の場合、甲の部分が繊維素材の場合は14ユーロ以下の場合、HS64.05のその他は、HS64.06に分類される履物の甲の部分が原産品であること、が条件となる。 ※※HS64.06は関税分類変更基準（4桁）
CETA	関税分類変更基準（4桁、ただし、中敷または6406に分類されるその他のソールに取り付けられた甲の組立て品は含まれないこと） ※HS64.06は関税分類変更基準（4桁）
日EU・EPA	関税分類変更基準（2桁）、または関税分類変更基準（4桁、HS64.01～05からの変更と、HS6406.90の中敷きに取り付けられた甲の組立てからの変更を除く）、かつ付加価値基準（非原産材料が製品の工場出荷価格の50%以下、または原産材料が製品の本船渡し価格（FOB）の55%以上）
EUシンガポールFTA	関税分類変更基準（4桁、ただし、中敷またはHS64.06に分類されるその他のソールに取り付けられた甲の組立て品は含まれないこと） ※HS64.06は関税分類変更基準（4桁）
EUベトナムFTA	関税分類変更基準（4桁、ただし、中敷またはHS64.06に分類されるその他のソールに取り付けられた甲の組立て品は含まれないこと） ※HS64.06は関税分類変更基準（4桁）
EU英国TCA	関税分類変更基準（4桁、ただし、中敷またはHS64.06に分類されるその他のソールに取り付けられた甲の組立て品は含まれないこと） ※HS64.06は関税分類変更基準（4桁）

出所：各 FTA を基に筆者作成。

第4章

図表 4-4 EU の FTA における品目別原産地規則（HS84 類）の比較

協定名	第84類
	原子炉、ボイラー及び機械類並びにこれらの部分品
EUメキシコ・グローバル協定	関税分類変更基準（4桁）、かつ付加価値基準（非原産材料が製品の工場出荷価格の40%を超えないこと）、または、 付加価値基準（非原産材料が製品の工場出荷価格の30%を超えないこと） ※HS84.02～04、06～09、11～15、18～20、23、25～31、39、41、44～48、52、56～66、69～72、80～85を除く（HS84.06～08、09の一部、12、15、29の一部、31、44～47、48の一部、56～66、69～72、80、84～85は付加価値基準のみ）
EUチリ連合協定	関税分類変更基準（4桁）、かつ付加価値基準（非原産材料が製品の工場出荷価格の40%を超えないこと）、または、 付加価値基準（非原産材料が製品の工場出荷価格の30%を超えないこと） ※HS84.01～04、06～09、11～15、18～20、23、25～31、39、41、44～48、52、56～66、69～73、80～82、84～85を除く（HS84.06～09、12、15、18の一部、29の一部、31、44～47、48の一部、52の一部、56～66、69～73、80、81の一部、84～85は付加価値基準のみ）
一般特恵関税制度（GSP） （欧州委員会規則1063/2010）	関税分類変更基準（4桁）、または、 付加価値基準（非原産材料が製品の工場出荷価格の70%を超えないこと） ※HS84.01、27は付加価値基準（非原産材料が製品の工場出荷価格の70%を超えないこと）のみ、 ※※HS84.07～08、82は、LDC以外の対象国の場合、付加価値基準（非原産材料が製品の工場出荷価格の50%を超えないこと）のみ
EU韓国FTA	関税分類変更基準（4桁）、または、 付加価値基準（非原産材料が製品の工場出荷価格の50%を超えないこと） ※HS84.01、04、07～08、23、25～30、32～34、43～47、56～67、69～71、74、80を除く（HS84.07、08、27は付加価値基準のみ、その他は関税分類変更基準との選択型で、非原産材料が製品の工場出荷価格の45%を超えないこと）
EU・コロンビア・ペルー・エクアドル（アンデス共同体）貿易協定	関税分類変更基準（4桁）、または、 付加価値基準（非原産材料が製品の工場出荷価格の60%を超えないこと） ※HS84.01、06～08、12、17、20、23、26～31、39、43～48、52、56～66、69～72、79～82、86を除く（HS84.06～12、29のロードローラー、31、43～48、52、56～66、69～72、86の一部は関税分類変更基準のみで、非原産材料が製品の工場出荷価格の40%を超えないことが主流だが、30%や50%のものもある。 その他は付加価値基準との選択型で、非原産材料が製品の工場出荷価格の25%、もしくは30%、もしくは40%、もしくは50%を超えないことと、品目によって複数のパターンがあるほか、関税分類変更基準の方も使用できる。非原産材料に条件がある場合がある）
CETA	関税分類変更基準（4桁、HS84.56～65は、84.66からの変更を除く）、または、 関税分類変更基準（4桁、HS84.01～12内の変更、同様にHS84.14～15内の変更、HS84.18～22内の変更、HS84.50～84.52内の変更、HS84.55内の変更、HS84.56～65内の変更、HS84.67～68内の変更、HS84.73内の変更、HS84.80～83内の変更、HS84.86内の変更、ただし、最終製品と同じHS4桁に分類される非原産材料の価格が製品の取引価格、もしくは工場出荷価格の50%を超えないことを条件とする） ※HS84.13、16～17、23～30、32～42、44～49、53～54、66、69～72、74～79、84、87を除く
日EU・EPA	関税分類変更基準（4桁、HS84.25～30は、HS84.31からの変更を除く、HS84.44～47は、HS84.48からの変更を除く、HS84.56～65は、HS84.66からの変更を除く、HS84.70～72は、HS84.73からの変更を除く）、または、 付加価値基準（非原産材料が製品の工場出荷価格の50%以下、または原産材料が製品の本船渡し価格（FOB）の55%以上） ※HS84.07～08は、付加価値基準のみ
EUシンガポールFTA	関税分類変更基準（4桁）、または、 付加価値基準（非原産材料が製品の工場出荷価格の60%を超えないこと） ※HS84.01、07～08、27は付加価値基準（非原産材料が製品の工場出荷価格の50%を超えないこと）のみ ※※HS84.82は付加価値基準（同40%を超えないこと）のみ ※※※HS84.10～13、31、43、52、83、86は、関税分類変更基準（4桁）、または、付加価値基準（同50%を超えないこと）
EUベトナムFTA	関税分類変更基準（4桁）、または、 付加価値基準（非原産材料が製品の工場出荷価格の70%を超えないこと） ※HS84.01、07～08、27は付加価値基準（非原産材料が製品の工場出荷価格の50%を超えないこと）のみ、 ※※HS84.82は付加価値基準（同40%を超えないこと）のみ ※※※HS84.19、31、81は、関税分類変更基準（6桁）、または、付加価値基準（非原産材料が製品の工場出荷価格の70%を超えないこと）
EU英国TCA	関税分類変更基準（4桁、HS84.25～30は、HS84.31からの変更を除く、HS84.44～47は、HS84.48からの変更を除く、HS84.56～65は、HS84.66からの変更を除く、HS84.70～72は、HS84.73からの変更を除く。HS84.13.11～15.10、15.81～15.90、21、79.10～79.40、79.60～79.82、79.90、81は6桁）、または、 付加価値基準（非原産材料が製品の工場出荷価格の50%以下） ※HS84.07～08は、付加価値基準（非原産材料が製品の工場出荷価格の50%以下）のみ

出所：各 FTA を基に筆者作成。

第4章

図表 4-5 EU の FTA における品目別原産地規則（HS87 類：87.01～87.07 項、87.12 項）の比較

協定名	第87類（87.01～87.07項、87.12項）
	鉄道用及び軌道用以外の車両、並びにその部分品及び附属品
EUメキシコ・グローバル協定	付加価値基準（非原産材料が製品の工場出荷価格の40%を超えないこと） ※HS87.12は関税分類変更基準（4桁、HS87.14からの変更は除く）、 または、付加価値基準（非原産材料が製品の工場出荷価格の30%を超えないこと）
EUチリ連合協定	付加価値基準（非原産材料が製品の工場出荷価格の40%を超えないこと） ※HS87.12は関税分類変更基準（4桁、HS87.14からの変更は除く）、 または、付加価値基準（非原産材料が製品の工場出荷価格の30%を超えないこと）
一般特恵関税制度（GSP） （欧州委員会規則1063/2010）	LDC以外の対象国の場合、付加価値基準（非原産材料が製品の工場出荷価格の50%を超えないこと）
EU韓国FTA	付加価値基準（非原産材料が製品の工場出荷価格の45%を超えないこと）
EU・コロンビア・ペルー・エクアドル （アンデス共同体）貿易協定	付加価値基準（非原産材料が製品の工場出荷価格の50%を超えないこと）
CETA	付加価値基準（非原産材料が製品の工場出荷価格の45%を超えないこと） ※HS87.03は非原産材料が工場出荷価格の50%を超えないこと ※※HS87.06は、関税分類変更基準（4桁、HS84.07～08、HS87.08からの変更をく）、 または、HS87.06内、もしくはHS84.07～08、HS87.08からの関税分類変更（4桁）の場合、 当該非原産材料が製品の取引価格、もしくは工場出荷価格の50%を超えないこと ※※※HS87.07は、関税分類変更基準（4桁、HS87.08からの変更を除く）、 または、HS87.07内、もしくはHS87.08からの関税分類変更（4桁）の場合、当該非原産材料 が製品の取引価格、もしくは工場出荷価格の50%を超えないこと ※※※※HS.87.12は、関税分類変更基準（4桁、HS87.14からの変更を除く）、 またはHS87.14からの関税分類変更（4桁）の場合、HS87.14の非原産材料の価格が製品の 取引価格、もしくは工場出荷価格の50%を超えないこと
日EU・EPA	付加価値基準（非原産材料が製品の工場出荷価格の45%以下、または、原産材料が製品の本船渡し価格 （FOB）の60%以上）
EUシンガポールFTA	付加価値基準（非原産材料が製品の工場出荷価格の40%を超えないこと）
EUベトナムFTA	付加価値基準（非原産材料が製品の工場出荷価格の45%を超えないこと）
EU英国TCA	付加価値基準（非原産材料が製品の工場出荷価格の45%以下） ※HS87.02～04は、車両推進の主要電力源として使用されるHS85.07のバッテリーパックは原産で なければならない

出所：各 FTA を基に筆者作成。

第 4 章

図表 4-6 EU の FTA における品目別原産地規則（HS87 類：87.08～87.11 項、87.13～87.16 項）の比較

協定名	第87類（87.08～87.11項、87.13～87.16項）
	鉄道用及び軌道用以外の車両、並びにその部分品及び附属品
EUメキシコ・グローバル協定	付加価値基準（非原産材料が製品の工場出荷価格の40%を超えないこと） ※HS87.08は、関税分類変更基準（4桁、ただし、品目により利用できない非原産材料をそれぞれ規定）、または、付加価値基準（非原産材料が製品の工場出荷価格の40%を超えないこと） ※HS87.09～10は、関税分類変更基準（4桁）、かつ付加価値基準（非原産材料が製品の工場出荷価格の40%を超えないこと）、または、付加価値基準（非原産材料が工場出荷価格の30%を超えないこと） ※※HS87.11は、付加価値基準（非原産材料が製品の工場出荷価格の40%を超えないこと、かつ非原産材料の価格が原産材料価格を超えないこと）、または、付加価値基準（非原産材料が製品の工場出荷価格の20%（50cil以下のバイク）〔25%（50cil超）、30%（そのほか）〕を超えないこと） ※※※HS87.15～16は、関税分類変更基準（4桁）、かつ付加価値基準（非原産材料が製品の工場出荷価格の40%を超えないこと）、または、付加価値基準（非原産材料が製品の工場出荷価格の30%を超えないこと）
EUチリ連合協定	付加価値基準（非原産材料が製品の工場出荷価格の40%を超えないこと） ※HS87.09～10は、完全分類変更基準（4桁）、かつ付加価値基準（非原産材料が製品の工場出荷価格の40%を超えないこと）、または、付加価値基準（非原産材料が工場出荷価格の30%を超えないこと） ※※HS87.11は、付加価値基準（非原産材料が製品の工場出荷価格の40%を超えないこと、かつ非原産材料の価格が原産材料価格を超えないこと、または、付加価値基準（非原産材料が製品の工場出荷価格の20%（50cil以下のバイク）〔25%（50cil超）、30%（そのほか）〕を超えないこと） ※※※HS87.15～16は、関税分類変更基準（4桁）、かつ付加価値基準（非原産材料が製品の工場出荷価格の40%を超えないこと）、または、付加価値基準（非原産材料が製品の工場出荷価格の30%を超えないこと）
一般特惠関税制度（GSP） （欧州委員会規則1063／2010）	LDC以外の対象国の場合、付加価値基準（非原産材料が製品の工場出荷価格の50%を超えないこと） ※HS87.11はLDC以外の対象国の場合、関税分類変更基準（4桁）、または、付加価値基準（非原産材料が製品の工場出荷価格の50%を超えないこと）
EU韓国FTA	関税分類品行基準（4桁）、または、付加価値基準（非原産材料が工場出荷価格の50%を超えないこと）
EU・コロンビア・ペルー・エクアドル （アンデス共同体）貿易協定	付加価値基準（非原産材料が製品の工場出荷価格の50%を超えないこと） ※HS87.08、11、14、16は、関税分類変更基準（4桁）、または、付加価値基準（非原産材料が製品の工場出荷価格の50%を超えないこと） ※※HS87.09～10、15は、関税分類変更基準（4桁）、かつ付加価値基準（非原産材料が製品の工場出荷価格の40%を超えないこと）、または、付加価値基準（非原産材料が製品の工場出荷価格の30%を超えないこと）
CETA	付加価値基準（非原産材料が製品の工場出荷価格の45%を超えないこと） ※HS87.03は非原産材料が工場出荷価格の50%を超えないこと ※※HS87.06は、関税分類変更基準（4桁、HS84.07～08、HS87.08からの変更をく）、または、HS87.06内、もしくはHS84.07～08、HS87.08からの関税分類変更（4桁）の場合、当該非原産材料が製品の取引価格、もしくは工場出荷価格の50%を超えないこと ※※※HS87.07は、関税分類変更基準（4桁、HS87.08からの変更を除く）、または、HS87.07内、もしくはHS87.08からの関税分類変更（4桁）の場合、当該非原産材料が製品の取引価格、もしくは工場出荷価格の50%を超えないこと ※※※HS.87.12は、関税分類変更基準（4桁、HS87.14からの変更を除く）、またはHS87.14からの関税分類変更（4桁）の場合、HS87.14の非原産材料の価格が製品の取引価格、もしくは工場出荷価格の50%を超えないこと
日EU・EPA	関税分類変更基準（4桁）または 付加価値基準（非原産材料が製品の工場出荷価格の50%以下、または、原産材料が製品の本船渡し価格（FOB）の55%以上）
EUシンガポールFTA	付加価値基準（非原産材料が製品の工場出荷価格の40%を超えないこと） ※HS87.11は、関税分類変更基準（4桁）、または、付加価値基準（非原産材料が製品の工場出荷価格の40%を超えないこと） ※※HS87.14は、付加価値基準（非原産材料が製品の工場出荷価格の45%を超えないこと）
EUベトナムFTA	付加価値基準（非原産材料が工場出荷価格の45%を超えないこと） ※HS87.11は、関税分類変更基準（4桁）、または、付加価値基準（非原産材料が製品の工場出荷価格の50%を超えないこと） ※※HS87.14は、付加価値基準（非原産材料が製品の工場出荷価格の50%を超えないこと）
EU英国TCA	関税分類変更基準（4桁）または、 付加価値基準（非原産材料が製品の工場出荷価格の50%以下）

出所：各 FTA を基に筆者作成。

第4章

表 4-7 EU の FTA における品目別原産地規則（HS90 類）の比較

協定名	第90類
	光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器及び医療用機器並びにこれらの部分品及び附属品
EUメキシコ・グローバル協定	関税分類変更基準（4桁）、かつ付加価値基準（非原産材料が製品の工場出荷価格の40%を超えないこと）、 または、 付加価値基準（非原産材料が製品の工場出荷価格の30%を超えないこと） ※※HS90.01～02、04、14～17、24～25、27、28の一部、29～33は付加価値基準（非原産材料が製品の工場出荷価格の40%を超えないこと）のみ、 ※※HS90.05～07、11、22は、関税分類変更基準（4桁、ただし、HS90.06の一部では、利用できない非原産材料が規定されている）、かつ付加価値基準（非原産材料が製品の工場出荷価格の40%を超えないこと、かつ非原産材料の価格が原産材料の価格を超えないこと）、 または、付加価値基準（非原産材料が製品の工場出荷価格の30%を超えないこと）、 ※※※HS90.09の一部は、関税分類変更基準（4桁）、かつ付加価値基準（非原産材料が製品の工場出荷価格の50%を超えないこと）、 または、付加価値基準（非原産材料が製品の工場出荷価格の40%を超えないこと）、 HS90.09の残りの部分、26は、関税分類変更基準（4桁）、または、付加価値基準（50%を超えないこと） ※※※※HS90.18の一部は、関税分類変更基準（4桁、他のHS90.18の非原産材料の利用が可能）、かつ付加価値基準（非原産材料が製品の工場出荷価格の40%を超えないこと）、 ※※※※HS90.18の残りの部分、HS90.19～20は、関税分類変更基準（4桁）、かつ付加価値基準（40%を超えないこと）、 または、付加価値基準（非原産材料が製品の工場出荷価格の25%を超えないこと）、 ※※※※HS90.28の残りの部分は、付加価値基準（非原産材料が製品の工場出荷価格の40%を超えないこと、かつ非原産材料の価格が原産材料の価格を超えないこと）、 または、付加価値基準（非原産材料が製品の工場出荷価格の30%を超えないこと）
EUチリ連合協定	関税分類変更基準（4桁）、かつ付加価値基準（非原産材料が製品の工場出荷価格の40%を超えないこと）、 または、 付加価値基準（非原産材料が製品の工場出荷価格の30%を超えないこと） ※※HS90.01～02、04、14～17、24～25、27、28の一部、29～33は付加価値基準（非原産材料が製品の工場出荷価格の40%を超えないこと）のみ、 ※※HS90.05～07、11は、関税分類変更基準（4桁）、かつ付加価値基準（非原産材料が製品の工場出荷価格の40%を超えないこと、かつ非原産材料の価格が原産材料の価格を超えないこと）、 または、付加価値基準（非原産材料が製品の工場出荷価格の30%を超えないこと）、 ※※※HS90.18の一部、19～20は、関税分類変更基準（4桁）、かつ付加価値基準（非原産材料が製品の工場出荷価格の40%を超えないこと）、 または、付加価値基準（非原産材料が製品の工場出荷価格の25%を超えないこと）、 ※※※※HS90.28の一部は、付加価値基準（非原産材料が製品の工場出荷価格の40%を超えないこと、かつ非原産材料の価格が原産材料の価格を超えないこと）、 または、付加価値基準（非原産材料が製品の工場出荷価格の30%を超えないこと）
一般特惠関税制度（GSP） （欧州委員会規則1063/2010）	関税分類変更基準（4桁）、 または、 付加価値基準（非原産材料が製品の工場出荷価格の70%を超えないこと） ※※HS90.02、33はLDC以外の対象国の場合、付加価値基準（非原産材料が製品の工場出荷価格の50%を超えないこと）
EU韓国FTA	関税分類変更基準（4桁）、 または、 付加価値基準（非原産材料が製品の工場出荷価格の45%を超えないこと） ※※HS90.01、12～13、20、22、27、30～32は、関税分類変更基準（4桁）、または、付加価値基準（非原産材料が製品の工場出荷価格の50%を超えないこと） ※※HS90.02は、付加価値基準（非原産材料が製品の工場出荷価格の45%を超えないこと）のみ
EU・コロンビア・ペルー・エクアドル（アンデス共同体）貿易協定	関税分類変更基準（4桁）、かつ付加価値基準（非原産材料が製品出荷価格の40%を超えないこと）、 または、 付加価値基準（非原産材料が製品出荷価格の30%を超えないこと） ※※HS90.01～02、04、14～17、24、25の車両用の電気、もしくは電子温度計、26の一部、27、28の部品・アクセサリ、30～33は付加価値基準（非原産材料が製品出荷価格の40%を超えないこと）、 ※※※HS90.05～07、11は関税分類変更基準（4桁、非原産材料が製品出荷価格の40%を超えないこと、かつ非原産材料の価格が原産材料を超えないこと）、 または、付加価値基準（非原産材料が製品出荷価格の30%を超えないこと） ※※※※HS90.18の歯科器具もしくは歯科のスπιットンが組み込まれた歯科用椅子は関税分類変更基準（4桁、HS90.18分類のその他の材料を含む）、 または付加価値基準（非原産材料が製品出荷価格の40%を超えないこと）、 ※※※※HS90.18のその他、19～20、は関税分類変更基準（4桁、非原産材料が製品の工場出荷価格の40%を超えないこと）、 または、付加価値基準（非原産材料が製品の工場出荷価格の25%を超えないこと） ※※※※※HS90.25の車両用の電気もしくは電子温度計、26の一部、29は付加価値基準（4桁）、 または、付加価値基準（非原産材料が製品の工場出荷価格の55%を超えないこと） ※※※※※HS90.28の部品・アクセサリ以外は付加価値基準（非原産材料が製品の工場出荷価格の40%を超えないこと、かつ非原産材料の価格が原産材料を超えないこと）、 または、付加価値基準（非原産材料が製品の工場出荷価格の30%を超えないこと）

出所：各 FTA を基に筆者作成。

第 4 章

表 4-7 EU の FTA における品目別原産地規則（HS90 類）の比較（続き）

協定名	第90類
	光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器及び医療用機器並びにこれらの部分品及び附属品
CETA	関税分類変更基準（4桁）、または、関税分類変更基準（HS4桁内の変更で、最終製品と同じ項分類の非原産材料が製品の取引価格、もしくは工場出荷価格の50%を超えないことを条件とする） ※HS90.01は、関税分類変更基準（4桁）のみ、 ※※HS90.02は、関税分類変更基準（4桁）、または、関税分類変更基準（HS4桁内、もしくはHS90.01からの変更で、最終製品と同じ項分類、もしくはHS90.01の非原産材料が製品の取引価格、もしくは工場出荷価格の50%を超えないことを条件とする）
日EU・EPA	関税分類変更基準（4桁、9620からの変更は除く）、 または、 付加価値基準（非原産材料が製品の工場出荷価格の50%以下、または、原産材料が製品の本船渡し価格（FOB）の55%以上） ※HS9001.10～9001.40は、関税分類変更基準（4桁）、 または、付加価値基準（非原産材料が製品の工場出荷価格の50%以下、または、原産材料が製品の本船渡し価格（FOB）の55%以上） ※※HS9001.50は、関税分類変更基準（4桁）、 または、次のいずれかが行われる生産（半完成レンズを眼鏡に取り付けるために光学矯正力を備えた完成した眼鏡レンズに表面仕上げする、または、着用者の視力を改善し、保護を確実にするための適切な扱いによるレンズのコーティング）、 または、付加価値基準（非原産材料が製品の工場出荷価格の50%以下、または、原産材料が製品の本船渡し価格（FOB）の55%以上）
EUシンガポールFTA	関税分類変更基準（4桁）、 または、 付加価値基準（非原産材料が製品の工場出荷価格の60%を超えないこと） ※HS90.02、33は付加価値基準（非原産材料が製品の工場出荷価格の50%を超えないこと）のみ、 ※※HS90.05～08、11、13、16、25は、関税分類変更基準（4桁）、 または、付加価値基準（非原産材料が製品の工場出荷価格の50%を超えないこと）
EUベトナムFTA	関税分類変更基準（4桁）、 または、 付加価値基準（非原産材料が製品の工場出荷価格の70%を超えないこと） ※HS9001.50は、関税分類変更基準（4桁）、 または、付加価値基準（非原産材料が製品の工場出荷価格の70%を超えないこと）、 または、次のいずれかが行われる生産（半完成レンズを眼鏡に取り付けるために光学矯正力を備えた完成した眼鏡レンズに表面仕上げする、または、着用者の視力を改善し、保護を確実にするための適切な扱いによるレンズのコーティング）、 ※※HS90.02は、付加価値基準（非原産材料が製品の工場出荷価格の50%を超えないこと）のみ
EU英国TCA	関税分類変更基準（4桁）、 または、付加価値基準（非原産材料が製品の工場出荷価格の50%以下） ※HS9001.50は、関税分類変更基準（4桁）、 または、次のいずれかが行われる生産（半完成レンズを眼鏡に取り付けるために光学矯正力を備えた完成した眼鏡レンズに表面仕上げする、または、着用者の視力を改善し、保護を確実にするための適切な扱いによるレンズのコーティング）、 または、付加価値基準（非原産材料が製品の工場出荷価格の50%以下）

出所：各 FTA を基に筆者作成。

2. 二国間累積は CETA を起点に完全累積へ

FTA の締約国において、その製品に提供される特定規則に従って、製品が十分に作業または加工されていない場合でも、原産地規則の要件を満たす目的で他の国の原産材料を原産材料とみなすことを許可する累積規定が FTA に含まれることがある。累積には、既述したとおり、①2 国間累積、②完全累積、③第 3 国累積、④地域累積、などがある。

より広範な累積を可能にすることにより、締約国は、累積が認められる国とのサプライチェーンの統合をさらに促進し、特惠原産性を獲得する。したがって、より散在した活動を可能にすることにより、完全累積や第 3 国累積は特惠享受国間の経済統合を潜在的に促進する。

それでは、累積については旧世代の FTA と比較して、新世代の FTA ではどのような変化や調和があるのだろうか。EU メキシコ・グローバル協定の貿易関連条項が発展した包括的な自由貿易協定（2000 年 10 月発効）と EU チリ連合協定（2003 年 2 月より暫定適用開始）を旧世代の FTA の代表として取り上げ、GSP（2011 年 1 月適用開始）以降で、新世代の FTA に位置づけられる EU 韓国 FTA（2011 年 7 月より暫定適用開始）、EU コロンビア・ペルー・エクアドル（アンデス共同体）貿易協定（ペルーとは 2013 年 3 月、コロンビアとは 2013 年 8 月、エクアドルとは 2017 年 1 月より暫定適用開始、2024 年 11 月発効）、EU カナダ包括的経済貿易協定（CETA）（2017 年 9 月より暫定適用開始）、日 EU・EPA（2019 年 2 月発効）、EU シンガポール FTA（2019 年 11 月発効）、EU ベトナム FTA（2020 年 8 月発効）、EU 英国 TCA（2021 年 1 月より暫定適用開始、2021 年 5 月発効）、EU ニュージーランド FTA（2024 年 5 月発効）、EU チリ連合協定の貿易関連事項を近代化する EU チリ暫定貿易協定（ITA）（2025 年 2 月発効）の 12 協定における累積規定を比較した（図表 4—8 参照）

最初に二国間累積をみると、旧世代の EU メキシコ FTA と EU チリ連合協定では、材料のみの累積を可能とする制度であり、生産行為の累積を可能とする完全累積が採用されたのは、EU カナダ包括的貿易協定（CETA）以降であり、CETA が起点となっている。その後の日 EU・EPA、EU シンガポール FTA、EU ベトナム FTA、EU 英国 TCA、EU ニュージーランド FTA、EU チリ ITA のいずれにおいても完全累積が採用されている。CETA 交渉で得られた経験が、その後の FTA 交渉でも活かされ、利用の利便性向上に繋がったことがわかる。

一方、第 3 国累積について、その考え方は、2011 年に適用が開始された GSP の改正でも盛り込まれていたが、第 3 国累積が実際に行われるためには、協定締約国と第 3 国との間で累積実施のための協力に関する取り決めが必要であり、第 3 国産品の累積を認める条件について、別途締約国間で合意するなど諸条件が整った場合の将来的ルール側面が強い。

交渉のタイミングも影響したとみられるが、EU 韓国 FTA には第 3 国累積の規定はない。その後の、EU コロンビア・ペルー・エクアドル（アンデス共同体）貿易協定では、中米、

第4章

南米、カリブ諸国の原産材料の累積を特定条件のもとで認め、CETA では、特定品目について米国との累積に関する将来規定が盛り込まれるなど、締約相手国の地域性を配慮した内容となっている。

日 EU・EPA では、乗用自動車その他の自動車 (HS87.03) の製造に用いられる、ガソリンエンジン (HS84.07)、ワイヤーハーネス (HS85.44)、自動車部品 (HS87.08) に限定し、日本と EU がそれぞれ同一の第3国との間で FTA を締結していることや、当該第3国との間で累積を実施するのに十分な行政上の協力に関する取決めが発効していることなどを条件とする第3国累積の規定が盛り込まれている。まさに将来的ルールの意味合いが強い。

また、EU シンガポール FTA、EU ベトナム FTA では、EU が将来的に他の ASEAN 加盟国と FTA を締結した場合に累積が可能になる規定が盛り込まれている。さらに、EU シンガポール FTA では、議定書 1 (原産地規則) の附属書 D に列記される特定品目については、EU と FTA を締結しているか否かにかかわらず、ASEAN 加盟国の原産品であれば、累積に含めることが認められる。対象となるのは、石油 (HS27.10、HS27.11)、エーテル等の有機化学品 (HS29 類の一部)、印刷用インク (HS32.15)、精油 (HS33.01)、コンベヤ用又は伝動用のベルト及びベルチング (HS40.10)、ディーゼルエンジン (HS84.08)、その他の原動機 (HS84.12)、ギヤボックスその他の変速機 (HS84.83)、トランスフォーマー、スタティックコンバーター、一次電池、マイクロホン、ディスク等の録音装置、電気機器の電気絶縁用物品 (HS85 類の一部)、光学望遠鏡、写真機、光学顕微鏡、液晶デバイス、バイドロメーター (HS90 類の一部) で、いずれも原材料や自動車等の主要部品となっている。

また、EU ベトナム FTA では、EU の他の ASEAN 加盟国との FTA の有無にかかわらず、ASEAN 原産のイカ (HS0307.41) とタコ (HS0307.51) (いずれも生きているもの) をベトナム国内において加工品 (HS1605.54、もしくは HS1605.55、調整し、または保存に適する処理をしたもの) にした場合に累積の対象となる特別な規定も盛り込まれている。さらに、韓国原産の布を使い、ベトナム国内で衣料品 (HS61~62 類) に加工する場合に累積の対象となる規定も含まれている。こうした一部の特別な規定を除けば、第3国累積は将来規定の要素が強く、将来的に条件が整った場合に累積が可能となる規定となっている。EU の FTA ネットワークが将来的に広がっていくに従い、第3国累積の実施可能性も拡大していくことが見込まれる。

第 4 章

図表 4-8 EU の FTA における累積規定

貿易協定名	発効・適用開始時期	二国間累積	第三国累積
EUメキシコ・グローバル協定	2000年10月1日 (貿易条項は包括的なFTAとして発効)	材料のみ	なし
EUチリ連合協定	2003年2月1日 (貿易関連条項の暫定適用開始、 2005年3月1日発効)	材料のみ	なし
一般特惠関税制度	2011年1月1日 (適用開始、欧州委員会規則1063/2010) (欧州委員会実施規則2016/481により廃止)	材料のみ	4つの地域グループ（Ⅰ.ミャンマーを除くASEAN加盟国、Ⅱ.ボリビア、コロンビア、コスタリカ、エクアドル、エルサルバドル、グアテマラ、ホンジュラス、ニカラグア、パナマ、ペルー、ベネズエラ、Ⅲ.バングラデッシュ、ブータン、インド、モルディブ、ネパール、パキスタン、スリランカ、Ⅳ.アルゼンチン、ブラジル、パラグアイ、ウルグアイ）それぞれでの累積が可能。 また、グループⅠ.とⅢ.の間に地域間累積が可能。ただし、不十分な作業または加工とみなされる最小限の工程を超えるものであるという条件を満たす必要がある。 さらに、EUがFTAを締結している国との累積が、一定の手続きを得て可能となる。具体的には受益国が書面により累積の対象品目を特定し欧州委員会に要請、FTA締約国が行政上の協力に同意、受益国からの署名による了解を欧州委に送付、欧州委の審査を経て官報に公示される必要がある。
EU韓国FTA	2011年7月1日 (貿易関連条項の暫定適用開始、 2015年12月13日発効)	材料のみ	なし
EU・コロンビア・ペルー・ エクアドル（アンデス共同体） 貿易協定	2013年3月1日 (ペルーと貿易関連条項の暫定適用開始) 2013年8月1日 (コロンビアと同暫定適用開始) 2017年1月1日 (エクアドルと同暫定適用開始) (2024年11月発効)	材料のみ	中米、南米、カリブ諸国の原産材料の累積が特定の条件のもとで可能。 同条件は、当該協定の第68条第2項（f）による、税関、貿易円滑化および 原産地規則に関する小委員会追加可能。
CETA	2017年9月21日 (貿易関連条項の暫定適用開始)	完全累積 (材料＋生産行為)	EU、カナダ双方とFTAを締結し、当該第三国とのFTAに、CETAと同等の累積規定を有し、 別途EU・カナダ間で合意する場合に可能となる。 米国については、EU、カナダ双方が米国とFTAを締結し、米国産品の累積を認める条件について、 別途EU・カナダ間で合意することを条件に、HS2類、11類、16.01～03項、19類、20.02～03項、 3505.10号が累積対象となる。また、HS87.01～05項については米国との間で、特別な累積規定が 将来適用される条件等が規定されている。
日EU・EPA	2019年2月1日	完全累積 (材料＋生産行為)	HS87.03項の乗用車生産に用いられる特定部品（HS84.07項、85.44項、87.08項）に限定して、 第三国累積が可能。ただし、日本、EUの双方とFTAを締結しており、第三国を含む累積実施のための 協力に関する取り決めがあり、当該協定国が相手国に通知し、日本とEUが具体的な累積を認める条件 について合意する必要がある。
EUシンガポールFTA	2019年11月21日	完全累積 (材料＋生産行為)	ASEAN加盟国との累積が可能。ただし、EUが当該ASEAN加盟国とFTAを締結していることに加えて、 EUシンガポールFTAの原産地規則の関連規定を遵守し、当該原産地規則の適正な運用に協力することを EUに通知することが条件。議定書1の付属書Cに列挙される品目については、第三国の製品に適用される 特惠税率が、累積に関与するすべての国において同一でない場合、 または第三国の累積により得られる特惠が、当該第三国の原産品を締約国に直接輸出場合より有利になる 場合は、累積が認められない。 付属書Dに列挙される特定品目（HS27類、29類、32類、33類、40類、84類、85類、90類）について は、EUとFTAを締結しているか否かにかかわらず、ASEAN加盟国の原産品であれば、累積が可能。
EUベトナムFTA	2020年8月1日	完全累積 (材料＋生産行為)	ASEAN加盟国や韓国の特定の原産品が、ベトナムにおける特定の製品の加工に使用された場合にのみ 累積が可能。具体的には、ASEAN原産のイカ（HS0307.41号）とタコ（HS0307.51号）（いずれも 生きているもの）をベトナム国内において加工品（HS1605.54号、もしくはHS1605.55号、調整し、 または保存に適する処理をしたもの）にした場合のみ累積の対象。 累積の条件として、当該ASEAN加盟国がEUとFTAを締結・適用していること、およびEUベトナムFTA の原産地規則の関連規定に遵守し、当該原産地規則の適正な運用に協力することをEUに通知しなけれ ばならない。この場合、ASEAN加盟国の部材の原産性は、当該ASEAN加盟国がEUと締結しているFTAの 原産地規則に基づく原産性証明が必要となる。 さらに、累積によりベトナム加工品に適用されるEUのFTA税率が、当該第三国の加工品をEUに輸入し た際に適用される関税率と同等またはそれより高い場合に限定される。 韓国との第三国累積は、韓国原産の布（fabric）を、ベトナム国内において衣料品（HS61～62類）に 加工する場合のみとなっている。これは、EU韓国FTAが有効であることを前提とし、EUベトナムFTA の原産地規則の関連規定を遵守している上、当該原産地規則の適正な運用に協力することをEUに通知 していることが条件になる。韓国部材の原産性は、EU韓国FTAに基づく原産地証明が必要となる。 同FTAの発効時点では、EU側に第三国累積を認める規定はなく、片務的措置となっている。協定上、 EU側、ベトナム側ともに、今後第三国累積の対象を拡大する可能性がある。
EU英国TCA	2021年1月1日 (暫定適用開始、同年5月1日発効)	完全累積 (材料＋生産行為)	なし
EUニュージーランドFTA	2024年5月1日	完全累積 (材料＋生産行為)	なし
EUチリ暫定貿易協定（ITA）	2025年2月1日	完全累積 (材料＋生産行為)	中米諸国（コスタリカ、エルサルバドル、グアテマラ、ホンジュラス、ニカラグア、パナマ）及びアンデ ス共同体諸国（コロンビア、エクアドル、ペルー）との累積が、特定の条件のもとで可能。また、EUとチ リ双方がFTAを締結する第三国との累積が行政協力の取り決めなどの一定の条件下のもとで可能。

出所：各 FTA を基に筆者作成。

第 3 節 原産地証明の簡素化と積送基準の柔軟化

1. カナダ、日本、英国、ニュージーランド、チリとの間で自己証明制度を導入

製品の原産地を証明する手順は、FTA の原産性規定で定義されており、その複雑さは FTA の利用と効果に影響するもう一つの要因である。原産地証明書は従来、輸出国の当局または認定機関により発行されるか、認定輸出者によりインボイス申告が行われてきた。欧州委員会は原産地証明制度において、2014 年の欧州会計監査院の勧告¹⁴²に対し、証明方法がより柔軟な輸出者による自己証明に置き換えることを継続して促進すると回答したが、同勧告を境に、自己証明に変わってきているのかどうかをみてみたい。2000 年 10 月に発効した EU メキシコの包括的な FTA や、2003 年 2 月に貿易関連事項の暫定適用を開始した EU チリ連合協定を、旧世代の FTA として、新世代の FTA に位置づけられる EU 韓国 FTA (2011 年 7 月より暫定適用開始)、EU コロンビア・ペルー・エクアドル (アンデス共同体) 貿易協定 (ペルーとは 2013 年 3 月、コロンビアとは 2013 年 8 月、エクアドルとは 2017 年 1 月より暫定適用開始、2024 年 11 月発効)、EU カナダ包括的経済貿易協定 (CETA) (2017 年 9 月より暫定適用開始)、日 EU・EPA (2019 年 2 月発効)、EU シンガポール FTA (2019 年 11 月発効)、EU ベトナム FTA (2020 年 8 月発効)、EU 英国 TCA (2021 年 1 月より暫定適用開始、2021 年 5 月発効)、EU ニュージーランド FTA (2024 年 5 月発効)、EU チリ連合協定の貿易関連事項を近代化する EU チリ暫定貿易協定 (ITA) (2025 年 2 月発効) と、原産地規則改革の起点になったとされる一般特惠関税制度 (GSP) も加えた 12 協定で、原産地証明の方法を比較した (図表 4—9 参照)。

旧世代に位置づけられるメキシコ、チリの協定では、原産地証明を輸出国当局の認定機関で発給する第三者証明制度か、認定輸出者自己証明制度の二択だった。EU の旧世代の FTA では、製品の原産地は、輸出国の税関当局によって発行された EUR.1 移動証明書 (または、汎欧州・地中海累積地域では EUR-MED) により証明されるのが一般的だった。輸出者がインボイス宣言により自身で証明書を作成できるのは 6,000 ユーロを超えない範囲の貨物に限られていた。それが最初の新世代 FTA となる EU 韓国 FTA で、第三者証明制度の選択肢がなくなり、認定輸出者自己証明制度のみとなった。しかしながら、その後の EU コロンビア・ペルー・エクアドルとの FTA では、旧世代のメキシコやチリの協定と同様の第三者証明制度か、認定輸出者自己証明制度の 2 択に戻った。そして、EU カナダ包括的貿易協定 (CETA) で、事業者自身による自己証明 (自己申告) 制度が初めて導入され、その採用は日 EU・EPA と EU 英国 TCA、EU ニュージーランド FTA、EU チリ ITA を含めた 5 協定まで拡大した。自己申告制度は一定の条件のもとで、輸出者が誰でも原産地証明を自ら作成することが可能になる制度で、それまでの認定輸出者自己証明制度から、簡素化され使い勝手が格段に良くなった。輸出者自身で証明を申告として作成できるというのは時間、費用の両面で特惠関税申請がしやすくなることを意味する。原産地申告の電子発行や提示も受

¹⁴² European Court of Auditors [2014], pp.49.

第4章

け付けられるようになってきている。さらに、米国やオーストラリアで採用されていた「輸入者の知識」が日 EU・EPA で初めて採用され、その後の EU 英国 TCA や EU ニュージーランド FTA、EU チリ ITA でも採用された。こちらは文字通り、輸入者の原産性の知識に基づいて、輸入者側が原産性証明に責任を持つ制度で、輸出者から原産性に関する情報を十分に得られる関係にあることが前提となる。

こうしてみると、原産性の証明方法は、より利便性の高い方法にシフトしてきているように見える。ただし、協定締約相手国により、制度上の差異も明らかに存在している。原産性の確認は輸入者によって開始されるため、行政協力に依存し、輸入国当局が最終決定するため、行政協力の信頼度や、協定締約国の既存の規則との関係・整合性なども原産地証明の方法に影響していると考えられる。

図表 4-9 EU の FTA における原産地証明制度

協定名	発効・適用開始時期	第三者証明制度	認定輸出者 自己証明制度	自己証明制度（自己申告制度）	
				輸出者（生産者含む） による原産地申告	輸入者の知識
EUメキシコ・グローバル協定	2000年10月1日 （貿易条項は包括的なFTAとして発効）	○ （EUでは移動証明EUR.1発給）	○	△ （6,000ユーロを超えない場合）	—
EUチリ連合協定	2003年2月1日 （貿易関連条項の暫定適用開始、 2005年3月1日発効）	○ （EUでは移動証明EUR.1発給）	○	△ （6,000ユーロを超えない場合）	—
一般特惠関税制度	2011年1月1日 （適用開始、欧州委員会規則1063/2010） （欧州委員会実施規則2016/481により廃止）	○ （EUでは移動証明EUR.1発給）	○	△ （6,000ユーロを超えない場合）	—
EU韓国FTA	2011年7月1日 （貿易関連条項の暫定適用開始、 2015年12月13日発効）	—	○	△ （6,000ユーロを超えない場合）	—
EU・コロンビア・ペルー・ エクアドル（アンデス共同体） 貿易協定	2013年3月1日 （ペルーと貿易関連条項の暫定適用開始） 2013年8月1日 （コロンビアと同暫定適用開始） 2017年1月1日 （エクアドルと同暫定適用開始） （2024年11月1日発効）	○ （EUでは移動証明EUR.1発給）	○	△ （6,000ユーロを超えない場合）	—
CETA	2017年9月21日 （貿易関連条項の暫定適用開始）	—	—	○	—
日EU・EPA	2019年2月1日	—	—	○	○
EUシンガポールFTA	2019年11月21日	—	○	△ （6,000ユーロを超えない場合）	—
EUベトナムFTA	2020年8月1日	○ （EUでは移動証明EUR.1発給）	○	△ （6,000ユーロを超えない場合）	—
EU英国TCA	2021年1月1日 （暫定適用開始、同年5月1日発効）	—	—	○	○
EUニュージーランドFTA	2024年5月	—	—	○	○
EUチリITA	2025年2月	—	—	○	○

注：△は 6,000 ユーロを超えない場合のみ適用されることを意味する。

出所：各 FTA を基に筆者作成。

2. 積送基準は直接輸送ルールから変更禁止ルールへ置き換え

積送基準に関する制限は、商品が輸入国の領土に入るときに輸出国により取得された証明書が有効であり、加工が行われなかったことを確認することが目的。図表 4—10 にまとめた 12 協定で、積送基準を比較した。一般特惠関税制度（GSP）において、それまでの直接輸送ルール（direct transport rule）が、2011 年 1 月に適用開始となった規則 1063/2010 の第 74 条で規定された、より柔軟な非加工規則（no-manipulation rule）に置き換えられた。交渉等のタイミングも影響したとみられるが、GSP に続く EU 韓国 FTA や、EU コロンビア・ペルー・エクアドル貿易協定では、直接輸送ルールが維持されたが、EU カナダ包括的経済貿易協定（CETA）以降の協定では変更禁止ルール（non-alteration）を採用しており、欧州委員会は、旧世代の FTA と同様に EU 韓国 FTA（議定書第 13 条）で規定した直接輸送ルールを変更禁止ルールに置き換えている。積送基準については、GSP の改革が起点となり、EU 韓国 FTA の 5 年後の事後評価での指摘も踏まえて（第 3 章第 4 節 3.参照）、柔軟化が進んだと言えそうだ。旧世代の FTA では、この目的を達成するため、直送輸送ルールが適用されていたため、商品を直接出荷する必要があった。新しい、よりビジネス寄りの EU FTA モデルでは、「単一貨物」を構成する製品が、経由国での自由流通のために、加工されたり、通関されたりしない場合に限り、他地域を経由して輸送することを許可する変更禁止ルールが規定されている。経由地では、原産性を維持するために、製品の荷降ろしと再荷積み、または製品を良好な状態に保つように設計された以外の作業は認められていない。その証拠は、税関当局に提出される。変更禁止ルールは、特に第 3 国の流通物流センターの利用が可能になるため、貿易を容易にし、関連コストの削減に繋がるものとなった。

図表 4-10 EU の FTA における積送基準

協定名	発効・適用開始時期	積送基準
EUメキシコ・グローバル協定	2000年10月1日（貿易条項は包括的なFTAとして発効）	直接輸送
EUチリ連合協定	2003年2月1日（貿易関連条項の暫定適用開始、2005年3月1日発効）	直接輸送
一般特惠関税制度	2011年1月1日（適用開始、欧州委員会規則1063/2010） （欧州委員会実施規則2016/481により廃止）	変更の禁止
EU韓国FTA	2011年7月1日（貿易関連条項の暫定適用開始、2015年12月13日発効）	直接輸送
EU・コロンビア・ペルー・ エクアドル（アンデス共同体） 貿易協定	2013年3月1日（ペルーと貿易関連条項の暫定適用開始） 2013年8月1日（コロンビアと同暫定適用開始） 2017年1月1日（エクアドルと同暫定適用開始） （2024年11月1日発効）	直接輸送
CETA	2017年9月21日（貿易関連条項の暫定適用開始）	変更の禁止（第三国経由輸送）
日EU・EPA	2019年2月1日	変更の禁止
EUシンガポールFTA	2019年11月21日	変更の禁止
EUベトナムFTA	2020年8月1日	変更の禁止
EU英国TCA	2021年1月1日（暫定適用開始、同年5月1日発効）	変更の禁止
EUニュージーランドFTA	2024年5月	変更の禁止
EUチリITA	2025年2月	変更の禁止

出所：各 FTA を基に筆者作成。

第4節 FTA 利用を左右する原産地規則の重要性

欧州議会は新しい前向きで革新的な将来の貿易・投資戦略に関する 2016 年 7 月 5 日の決議¹⁴³で、原産地規則は、どの商品が実際に自由貿易協定の恩恵を受けるかを決定するため、「貿易自由化の真の範囲」を決定するものであることを指摘した。それにもかかわらず、原産地規則が貿易政策に関する公共の議論ではしばしば見過ごされており、それまで欧州議会の分析の対象となっていなかったとした。そのため、欧州委員会に対し、過去 10 年間に、CN¹⁴⁴ 桁レベルで、原産地規則に対する FTA のデフォルト交渉ポジションに対して行った変更を特定し、その変更理由を説明する報告書を作成するよう要請した。また、ビジネス環境がグローバルな生産チェーンにますます依存するようになっているため、欧州議会は原産地規則を近代化するという欧州委員会の発表を歓迎し、原産地規則の近代化は、EU が交渉するすべての FTA において優先事項でなければならないと強調した。さらに、欧州議会は欧州委員会に対し、付加価値基準と関税分類変更基準に関して、あまり多くを要求しない要件となるよう「柔軟な」原産地規則を求めた。加えて、通関手続の合理化や、原産地規則の簡素化を通じて、中小企業の取引コストを削減する必要性についても言及した。欧州議会はそのため、EU 関税領域全体における税関規則・手続のより効果的な適用のために、統一された EU 税関サービスを設置するよう改めて要請した。

欧州委員会は最後の点に関し、EU の貿易と加盟国税関を調和させるという継続的な目標を掲げて、2020 年 9 月 28 日に関税同盟の行動計画を開始し、EU の関税同盟をより効率的にするための措置を打ち出した。行動の主要な要素は、加盟国税関当局向けの情報共有を強化し、企業が申告を容易にするための税関の単一窓口環境を確立するものである。

欧州議会は共通通商政策の実施に関する 2020 年 10 月 7 日の決議（年次報告書 2018）¹⁴⁵で、EU の FTA 相手国の一部から報告された EU 輸出に関する低い特惠関税利用率に対する懸念を改めて表明した。それは「小規模事業者にとって貿易自由化戦略の利益が限定されている」ことを意味する。特に、異なる貿易相手国への EU 輸出での特惠関税利用には大きな差異があり、異なる貿易相手国からの EU 輸入での特惠関税利用関税にはほとんど差異がないことに着目している。そのため、欧州委員会に対し、特惠関税の利用をさらに分析し、新しい革新的なツールと実用的な解決策を前進させるよう要請するとともに、柔軟で、合理化された複雑でない原産地規則の重要性を指摘した。欧州議会はまた、中小企業の原産地規則の利用と理解を促進するよう欧州委員会に要請した。欧州議会によると、中小企業は国際貿易において「重要な役割」を果たしているが、中小企業はその規模と限られたリソースのために、管理費用と官僚主義による大きすぎる影響を受けているとしている。

欧州議会は EU ベトナム FTA 締結に関する EU 理事会決定案に関する 2020 年 2 月 12 日の非立法決議¹⁴⁶において、同 FTA に含まれる原産地規則が EU のアプローチに従ってい

¹⁴³ European Parliament [2016], para.M.

¹⁴⁴ HS に相当する EU での関税分類。

¹⁴⁵ European Parliament [2020a], point 44, 76.

¹⁴⁶ European Parliament [2020b], point 10-11.

ること、それらの主な特徴が、EU の一般特惠制度やシンガポールとの FTA と同一であるという事実を歓迎した。欧州議会はまた、欧州委員会に対し、原産地規則の実施を監視し、第 3 国からの再包装製品など、あらゆる種類の改ざんや濫用に対する行動強化を求めた。ベトナムは、原産地規則に準拠するために、地域内で GSP を享受する他の貿易相手国からの累積がもはや使用できなくなることに留意し、FTA における原産地規則が、特に現在、GSP、GSP プラス、武器以外のすべて (EBA) スキームの恩恵を受けている国との既存のバリューチェーンを不必要に壊すべきでないことを強調した。最後の点は、図表 4—8 でも示したとおり、EU ベトナム FTA の第 3 国累積の交渉結果を踏まえた内容に対する指摘となっている。

さらに、欧州議会は英国との交渉のために提案された交渉権限 (マンデート) に関する 2020 年 2 月 7 日の決議¹⁴⁷で、原産地規則は、最新の EU FTA を反映し、EU 生産者の利益に基づくべきとした。EU 域外国に対して、製品の原産地規則などを維持することの一貫性を確保することにより、いかなる「ただ乗り」も回避する必要があるとした。これは「ただ乗り」手段として、累積が利用されることへの警告だと考えらえる。こうした欧州議会の決議もあり、EU 英国 TCA では、第 3 国累積に関する規定が見送られる結果になったものとみられる。

原産地規則は複雑で相手国との交渉に依存しており、その調和は EU にとって真の課題となっている。欧州委員会は 2021 年 2 月 18 日に発表した通商政策の最新の見直し¹⁴⁸の中で、原産地規則に関する政策行動が次の分野でさらに必要だと指摘した。

- EU の利害関係者の利益を考慮した EU の FTA における特惠原産地規則の一層の調和
- EU 産業界、特に中小企業を支援する新たなオンラインツールの開発と、企業が製品の原産性判断をすることを支援する欧州委員会の「原産地規則自己評価 (ROSA)」オンラインツールの改善
- シナジーの強化を目的とした、アフリカ諸国との貿易協定に適用される原産地規則の調和

なお、情報の欠如は、FTA を利用する上での障害として企業からしばしば指摘される。欧州委員会はこのため、それぞれの製品に適用可能な原産地規則を簡単な説明と事例でガイドし、製品が様々な FTA において、原産地規則に準拠し特惠待遇資格があるかどうかを自己評価できるインタラクティブな原産地規則自己評価 (ROSA) オンラインツールを開発した。企業の手続きを容易にするために、ROSA には、特惠関税を得るための原産地証明書に必要な文書に関する明確な指示が含まれている。

欧州委員会は 2022 年 3 月 7 日に発表した通商総局の「管理計画 2022 年」¹⁴⁹においても、EU 域外国に輸出する際に、企業が原産地規則を正確に適用することを手助けする ROSA オンラインツールの改良を行うことを明らかにしている。

¹⁴⁷ European Parliament [2020c], point 14(v).

¹⁴⁸ European Commission [2021c], pp.18-21.

¹⁴⁹ European Commission [2022b], p.17.

欧州委員会はまた、EU FTA とアフリカ大陸自由貿易地域 (AfCFTA) 加盟国との原産地規則の調和にも取り組んでいる。さらに、EU は、アフリカの貿易を強化するために、世界税関機構 (WCO) が実施する WCO 基準に基づく商品の分類の調和に関するプログラムに資金を提供している。同プログラムは、対象国の関税分類制度を設計、実施、管理する税関行政能力を構築することを目的としている。これらの国内制度は、商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約 (HS 条約) や、国際基準、地域基準、アフリカ大陸基準、およびコミットメントとベストプラクティスに準拠する必要がある。

ここまで、EU の原産地規則に関する調和と改善の取り組みをみてきたが、企業などの利用者の声に基づいた改善のための決議を欧州議会が行い、欧州委員会がそうした欧州議会からの要請に応じていく仕組みがよく機能している。リスボン条約後の共通通商政策に対する欧州議会の関与拡大が、EU FTA の履行改善に有効に作用していることを確認できた。

小括

本章では、EU が経済目的を主眼とする FTA 戦略に舵を切った 2006 年 10 月の「グローバル・ヨーロッパ」戦略以降の変遷を、FTA の効果を示す特惠関税利用割合への影響が大きい品目別原産地規則、累積規定、原産地証明手続き、積送基準に焦点を当てて、EU の FTA がより特惠関税を使い易いルールへと改善されてきているかの解明を試みた。新たな FTA の締結や見直しにおいて、原産地規則の簡素化や調和に向けて欧州委員会が尽力していることや、欧州議会が原産地規則の近代化という欧州委員会のイニシアチブを支持し、企業の利便性を重視していることが確認できた。一方で、欧州委員会が進める原産地規則の簡素化と調和については、以下の点を解明することができた。

第 1 に品目別原産地規則について、異なる FTA においても一定の調和が進んでいるが、交渉結果により規定されるため、相手国の産業構造により差異が生じるのは避けられない。そのため、直近に締結した FTA であればあるほど、それまでの FTA 交渉経験を踏まえて条件を満たしやすい原産地規則になる訳ではない。

第 2 に、FTA の特惠関税の利用に影響を与える原産地証明制度について、その手続きをより簡素化する自己証明 (自己申告) 制度がカナダとの包括的経済貿易協定 (CETA) で採用されて以降、日本、英国、ニュージーランド、チリまでの 5 協定で採用されたが、CETA 以降のすべての FTA で採用されている訳ではない。輸入者側が原産性証明を行う「輸入者の知識」については日本と英国、ニュージーランド、チリの 4 協定に限られている。原産性の確認は輸入者により開始され、行政協力に依存し、輸入国当局が最終決定するため、行政協力の信頼度や、締約相手国の既存規則との関係・整合性なども原産地証明の方法に影響していると考えられる。シンガポールやベトナムとの FTA では、認定輸出者自己証明制度までにとどまっており、将来的な自己証明制度への移行の可能性について協議の有無も公表されていない。

第 3 に、積送基準について、旧世代の FTA では標準だった「直接輸送」ルールについて、

CETA 以降の FTA では「変更禁止」ルールに置き換えられた。EU 韓国 FTA 適用 5 年後の評価でも、直接輸送要件が特惠関税の恩恵を受けるために、輸出業者がアジアの地域拠点を介して取引することを妨げている点が指摘されたが、「変更禁止」ルールへの置き換えにより、直近の FTA では、第 3 国での物流センターの利用が可能になった。EU の FTA 効果監視メカニズムの中で、改善が図られた代表的な事例と言える。

欧州委員会通商総局は「管理計画 2022 年」において、最直近の FTA である韓国、カナダ、日本、シンガポール、ベトナムとの FTA の円滑かつ効果的な履行を保証することに焦点を当て続けるほか、メキシコ、チリ、コロンビア・ペルー・エクアドル、中米との貿易協定の効果的履行を追求するとしている。欧州委員会はこのように FTA の履行を監視するとともに、協定義務の準拠への保証を、協定に関連する委員会や特別委員会の運営を通じて行っていく意向を示している。こうした効果監視メカニズムが「原産地規則」の一層の簡素化と調和に寄与すると考えられる。

以上により、EU が 2006 年 10 月以降の FTA 戦略において導入した目標管理型の効果監視メカニズムにおいて、「原産地規則」の調和と利便性の向上を発展させてきていることの一端を示すことができたと考える。

終章

本研究は、EU の自由貿易協定（FTA）の意義や特徴、課題について、欧州委員会のアプローチの変化と、FTA を改善する仕組み作りに着目し、EU 統合論の観点も含めて体系的に考察した。その対象期間は、EU がアジア等の新興国に対する市場アクセス改善のための手段として全方位的な FTA 戦略に舵を切った「グローバル・ヨーロッパ」通商戦略を発表した 2006 年から、フォン・デア・ライエン欧州委員会委員長の 1 期目前半の 2022 年までとし、一部項目については 2023 年以降の最新動向を含めた。ここでは、本研究の結論として、各章での考察内容を以下のとおり要約し、本研究が解明したことを提示する。

第 1 章では、EU が WTO 最優先から、FTA を並行して進めてくことに舵を切った「グローバル・ヨーロッパ」戦略以降の FTA への取り組みの変遷と、対外政策としての FTA の意義を概観した。その上で、「グローバル・ヨーロッパ」戦略を契機に、競争力強化の手段として位置づけられた FTA の変化や特徴、目的を時系列で包括的に検討、考察した。

第 2 章では、EU 基本条約を 2009 年 12 月に改正したリスボン条約が EU の通商政策へのアプローチや FTA 戦略に与えた影響や変化、および EU の FTA モデルの到達点を明らかにすることを試みた。中でも、FTA における EU の排他的権限の拡大を考察するとともに、対外政策手段としての FTA の利用に加えて、EU の FTA 批准を巡る課題とリスボン条約以降の FTA の変容について検討、考察した。

第 3 章では、EU の FTA 戦略における目標設定と効果監視メカニズムの導入による成果把握の実態と欧州委員会の役割についての解明を試みた。そのために、EU が FTA 締結国からもデータ収集してきた特惠関税利用率を用いて、FTA による関税削減効果を検討した。

第 4 章では、FTA の履行状況を監視する指標として重要な特惠関税利用率を左右する品目別原産地規則や累積規定、原産地証明手続き、積送基準に焦点を当てて、異なる相手国との FTA 間の調和の度合いや、利用する企業の利便性を考慮した改善の取り組みについて考察した。その上で、第 3 章で取り上げた EU の FTA 履行監視メカニズムが、特惠関税を使い易いルールに改善することに寄与しているかを検討した。

以上より、本研究が「グローバル・ヨーロッパ」戦略以降の EU の FTA の意義や特徴について明らかにしたことは以下の 3 点である。

第 1 に、EU は、「グローバル・ヨーロッパ」戦略以降、2009 年 12 月のリスボン条約発効による EU の排他的権限の拡大を経て、排他的権限項目のみで構成される独自の FTA モデルを確立した。この FTA モデルとは、「グローバル・ヨーロッパ」戦略以前の連合協定や貿易関連事項以外の目的を含む複合的な協定の一部だった貿易協定が、共通通商政策の範囲内で単体の FTA としての雛形を作り上げたことである。初めて EU の排他的権限のみで構成される FTA を実現した日 EU・EPA 以降の FTA において、混合協定ではない、加盟国の批准手続きなしで発効できる FTA が一般的に締結されるようになった。また、貿易協定と他の政策とを束ねて、EU と協定相手国の双方に有益な取引を成立させることができる

連合協定、すなわち混合協定においても、FTA 部分を暫定協定として時限的に切り出し先行して発効させる手法が、EU チリ ITA で実現した。EU の排他的権限のみで構成される FTA や、混合協定から貿易関連事項を暫定貿易協定として切り出し、暫定適用ではなく、加盟国の批准手続きなしで発効させる手法が実現したことは、FTA における EU 統合の進展だと考えられる。EU の排他的権限である共通通商政策分野のみで構成される国際協定の批准手続きが確立し、EU 統合の視点でも新たな段階に入ったと言える。

第 2 に、リスボン条約の発効により、EU の FTA 政策が、EU の対外行動の一手段として扱われることになり、「EU の価値観」や「持続可能性」が、FTA においてもより重要で不可欠な要素へと変遷してきた。人権などの国際的なスタンダードや国際的な環境保護政策を促進するためのツールとして、2 国間 FTA が利用されることになり、新世代の FTA には「貿易及び持続可能な開発 (TSD)」規定が必ず盛り込まれている。2024 年 5 月に発効した EU ニュージーランド FTA では、TSD 規定を相手国が履行しない場合には、最後の手段として、貿易関連の対抗措置を講ずることができる規定を初めて盛り込むなど、対外行動手段としての役割が強化されてきている。この対外行動の一貫性確保というリスボン条約の規定が、EU の FTA に独特な特徴を付与している。EU の価値観をルール化して、FTA 締約相手国にも同等の取り組みを FTA の枠組みの中で求める手法は、超国家組織としてルール作りに長けている EU だからこそ実現できた特徴だとみることにもできる。他方、連合協定ではなく、FTA 単独協定の場合、EU の価値尊重を相手国に求め、交渉できるだけ経済的魅力を EU 市場が今後も供与していけるかが、TSD 規定を FTA の主要項目として維持し続けられるかの鍵になると考えられる。EU の FTA 戦略には、EU の競争力強化や購買力ある市場の維持が一層必要になると考えられる。

第 3 に、EU は、「グローバル・ヨーロッパ」戦略以降、特に金融危機以降、FTA を競争力強化の手段に位置づけ、FTA 履行と改善の仕組み作りが進展し、FTA 利用の利便性が大きく前進した。これは、「グローバル・ヨーロッパ」戦略以前は、密室で行われてきた FTA 交渉に関して、リスボン条約が発効し、特に欧州議会の関与が拡大した後の「万人のための貿易」戦略において、FTA 交渉の透明性を確保し、誰のための FTA なのかという欧州市民の声や、中小企業の利益などに、欧州委員会が応えた結果である。欧州委員会がユンケル委員長時代に通商政策に関する優先課題を実現するために設定した「貿易・投資政策の効果的な適用」が超国家組織としてルール作りの長けた欧州委員会の下で着実に進められてきており、EU の FTA 政策において、欧州委員会の専門性と役割が一層強化される結果となった。特に貿易分野で KPIs を定め、その達成度を図るための仕組みを構築したほか、FTA 締約相手国の輸入時の特惠関税利用率のデータと EU の輸入時の同データを交換する規定を FTA に盛り込んだところに、ルール作りを得意とする EU・欧州委員会のしたたかさが示されている。また一例として、原産地規則の積送基準において、EU 韓国 FTA の暫定適用開始から 5 年後の事後評価での指摘を踏まえて、旧世代の FTA では標準だった「直接輸送」ルールが、CETA 以降の FTA では「変更禁止」ルールに置き換えられ、第 3 国での物流セ

ンターの利用が可能になった。このように、これまでに見出された改善点が将来の協定に反映される仕組みが形成されつつある。この仕組み作りには、欧州委員会内部での専門性能力のこれまでの蓄積が大きく寄与しており、この専門性において、加盟国の欧州委員会への依存度が高まっている。

最後に、EU の FTA に関する未解決な課題と「グローバル・ヨーロッパ」戦略から始まった取り組みの今後について示す。

「グローバル・ヨーロッパ」戦略以降の新世代の FTA においても、EU 中南米諸国連合協定や、EU・コロンビア・エクアドル・ペルー包括的貿易協定では、ベルギーの地域政府や言語共同体政府の批准手続きが進まず、貿易関連項目の暫定適用から協定発効まで 10 年以上を要した。新世代の FTA に盛り込まれることになった「貿易及び持続可能な開発(TSD)」規定内容について、EU の排他的権限でありながら、ベルギーの地域政府や言語共同体政府が意義を唱え、協定全体が発効しないという状況が生じた。ベルギーでは貿易・投資分野の権限が地域政府に委譲されており、FTA などの国際協定締結には、連邦政府のほか、6 つのエンティティ（3 地域政府および 3 言語共同体政府）の批准手続きが必要なためであった（第 2 章）。こうした複雑な批准手続き方法を持つ加盟国の存在が、混合協定の発効を容易でないものにしている。そのため、カナダとの包括的経済貿易協定（CETA）のように、まだ加盟国の批准手続きが途上の混合協定においては、いつ手続きが完了するかの見通しが立たない状況である。混合協定において貿易関連事項の暫定適用後、特定の加盟国が当該混合協定を恒久的かつ決定的に批准しないことが明らかになった場合に、EU が当該協定の貿易関連事項の暫定適用を中止する法的義務を負っているかどうかという問題は未解決のままである。しかしながら、全加盟国が万が一、CETA を恒久的かつ決定的に批准しないことが明らかになった場合に、EU チリ ITA での経験が、貿易関連事項のみ、暫定貿易協定として切り出し批准手続きをやり直す可能性に道を開くことになったのではないかと考えられる。

また、EU の FTA 履行改善について、FTA による関税削減効果を示す特惠関税利用率を左右する原産地規則は異なる FTA においても一定の調和が進んでいるが、交渉結果により規定されるため、相手国の産業構造により差異が生じるのは避けられない。直近に締結した FTA であればあるほど、それまでの FTA の履行改善の仕組みを通じて、条件を満たしやすい原産地規則になることが理想だが、交渉相手次第という現実がある。例えば、CETA 以降、原産地証明制度について自己証明（自己申告）制度を採用する FTA が増えてきており、カナダ、日本、英国、ニュージーランド、チリとの 5 協定で採用されるまでに至っているが、必ずしも直近のすべての FTA で採用されている訳ではない。また、輸入者側が原産性証明を行う「輸入者の知識」については、直近に締結した FTA ではスタンダードになりつつあるが、日本と英国、ニュージーランド、チリの 4 協定に限られている。原産性の確認は輸入者により開始され、行政協力に依存し、輸入国当局が最終決定するため、行政協力の信頼度や、締約相手国の既存規則との関係・整合性なども原産地証明の方法に影響していると

考えられる。シンガポールやベトナムとの FTA では、認定輸出者自己証明制度までにとどまっており、将来的な自己証明制度への移行の可能性についての協議の有無も公表されていない（第 4 章）。利用企業の利便性向上に向けて、現在交渉中の FTA を含めて、特に ASEAN 諸国との FTA において自己証明制度を採用できるかどうかは引き続き課題である。

さらに、ASEAN 諸国との FTA は、まだシンガポールとベトナムとの間で締結された入り口の段階で、タイやフィリピンとの FTA が現在交渉中である。最終的には ASEAN との地域対地域の FTA の実現を目指している。そのほか、インドとの FTA が交渉中であるのと、メルコスール（南米南部共同市場）との FTA は 2024 年 12 月に合意に至り、協定文書の法的精査が現在、進められている。「グローバル・ヨーロッパ」戦略で打ち出したアジア等の新興国との FTA 締結に関する取り組みは約 20 年たった現在もまだ完了していない。しかしながら、欧州委員会がこれまで蓄積した FTA 履行と改善の仕組みが交渉中の FTA の実現に寄与し、「貿易・投資政策の効果的な適用」への取り組みが継続していくものと考えられる。

多くの国が、FTA 締結交渉には全力で臨むが、FTA 締結後の履行監視や履行改善にはリソースを割けていない。日本でも FTA の利用促進には多くのリソースを割いてきたが、締結後の FTA の履行監視や履行改善を行う EU のようなメカニズムは構築できていない。EU の取り組みは、同様に FTA を推進する国にとって、多くの示唆を与えてくれる。

他方、競争力強化の手段としての取り組みをみると、EU の排他的権限のみで構成される FTA のモデルが完成し、FTA 締結後に、その効果的な履行を追求する仕組みも構築したが、「グローバル・ヨーロッパ」戦略で設定した対象国のうち、FTA をまだ締結できていない国が複数残されている。その意味で、地政学的な環境が劇的に変化する中で、EU は自由貿易を堅持し、2 国間 FTA の締結をさらに進めていく必要がある。特惠関税利用率を含めた FTA の効果的な適用が今後、どこまで進むのか引き続き注視し、今後の課題としたい。

参考文献

日本語文献

- 秋山公平 [2019]、「自由貿易協定[FTA]に含まれる労働・環境条項の遵守確保手続の特徴」、『ファイナンシャル・レビュー』令和元年第 5 号[通巻 140 号]、財務省財務総合研究所。
- 東史彦 [2017]、「EU カナダ包括的経済貿易協定に見る EU の FTA への投資裁判所導入の際の問題点」、『ウェブサイト MUFG BizBuddy』。
- 入稻福智 [1995]、「EC の共通通商政策の分野における権限と EC 裁判所における「意見」(Advisory Opinion) 手続き：WTO 設立協定に関する EC 裁判所の「意見」の評釈を含めて」、『法學研究：法律・政府・社会』第 68 巻第 12 号、石川明教授退職記念号、慶応義塾大学法学会、605-635 頁。
- 岩田伸人 [2018]、「FTA・関税同盟の意義、WTO の現状と課題—地域統合[RTA]の現状と新たな動き—」、『日本貿易学会研究論文』第 7 号。
- 植田隆子 [2011]、「リスボン条約と EU の対外関係[2009 年 12 月—2011 年 1 月]」、『日本 EU 学会年報』第 31 号、60-80 頁。
- 喜多一行 [1995]、「欧州経済領域[EEA]と原産地認定」、『日本 EU 学会年報』第 15 号、50-64 頁。
- 経済産業省通商機構部国際経済紛争対策室 [2012]、「第Ⅲ部 経済連携協定・投資協定 第 5 章投資 コラム」、『2012 年版不公正貿易報告書』、640 頁。
- 小室程夫 [1986]、「通商分野における EEC と加盟国の権限関係」、『日本 EU 学会年報』第 6 号、82-104 頁。
- 島野卓爾 [1988]、「EC の対外通商政策の回顧と展望」、『日本 EU 学会年報』第 8 号、1-22 頁。
- 庄司克宏 [2013]、『新 EU 法 基礎編』、岩波テキストボックス。
- 鈴木清巳 [2018]、「第 14 章 ポスト Brexit の EU メガ FTA 政策—EU 共通通商政策は欧州的価値を実現するのか」、『危機の中の EU 経済統合』、文眞堂、254-272 頁。
- 関根豪政 [2013]、「EU の自由貿易協定[FTA]の特徴と影響—環境関連条項を中心に—」、『日本 EU 学会年報』第 33 号、99-119 頁。
- 田中晋 [2003]、「第 6 章 2 節 EU の FTA への取り組みと対アジア交渉の展望」、『加速する東アジア FTA』、日本貿易振興会 (ジェトロ)、194-200 頁。
- 田中晋 [2007]、「第 10 章 EU の FTA 戦略」、『FTA ガイドブック 2007』、日本貿易振興機構 (ジェトロ)、224-244 頁。
- 田中晋 [2011]、「第 11 章 EU・アジア関係」、『現代ヨーロッパ経済論』、ミネルヴァ書房、216-243 頁。

- 田中晋 [2020]、「EU の新しい FTA 戦略と効果監視メカニズムの導入」、『日本 EU 学会年報』第 40 号、5 月、日本 EU 学会、83-108 頁（本論文第 3 章の原典）。
- 田中晋 [2021]、「第 13 章 EU の通商戦略と FTA の動向 第 1 節 EU の通商戦略と FTA 動向、第 5 節 EU 英国通商・協力協定（TCA）の概要」、『FTA の基礎と実践』、白水社、293-297 頁、309-316 頁。
- 田中晋 [2022a]、「EU の FTA における特惠原産地規則の調和と改善」、『経済論究』173 号、九州大学大学院経済学会、1-22 頁（本論文第 4 章の原典）。
- 田中晋 [2022b]、「第Ⅲ章 世界の通商ルールの形成の動向、第 1 節 主要国・地域の通商政策、2. EU の通商政策」、『ジェトロ世界貿易投資報告 2022 年版』、日本貿易振興機構（ジェトロ）、第Ⅲ章 1 節 10-15 頁。
- 田中晋 [2023]、「第 4 章 サステナビリティを巡る EU の動向～人権 DD 関連規制と 2 国間 FTA の TSD 規定を中心に～」、『ロシアのウクライナ侵攻で揺れる欧州』、ITI 調査研究シリーズ No.145、国際貿易投資研究所 欧州経済研究会編、57-77 頁。
- 田中晋 [2024]、「第 4 章 EU、米国、日本とバングラデシュ、カンボジア、ベトナムナウとの貿易と労働を巡る動向、第 1 節 EU」、小林有紀・田中晋編著『責任ある企業行動と人権デューディリジェンス：バングラデシュ、カンボジア、ベトナムで活動する日本企業のグッドプラクティス、貿易、投資と労働、今後に向けて』、国際労働機関（ILO）、日本貿易振興機構（ジェトロ）、41-51 頁（Tanaka, Susumu [2024], “Chapter 4 Trends around Trade and Labor between the EU, the United States and Japan and Bangladesh, Cambodia and Viet Nam, 4.1 EU”, Kobayashi, Yuki and Tanaka, Susumu (Author/Editor) “Responsible Business Conduct and Human Rights Due Diligence : Good practices of Japanese Companies Operating in Bangladesh, Cambodia and Viet Nam, Trade, Investment and Labour Nexus and a Way Forward”, ILO, JETRO, pp.44-55）。
- 田中素香・長部重康・久保広正・岩田健治 [2014]、『現代ヨーロッパ経済』第 4 版、有斐閣アルマ。
- 田中素香 [2013]、「EU 新通商戦略と EU 韓国 FTA」、『経済学論纂[中央大学]』第 53 巻第 5・6 合併号、459-478 頁。
- 田中友義 [2009]、『EU 経済論—統合・深化・拡大—』、中央経済社。
- 田中友義 [2015]、「EU の通商政策と FTA 戦略の展開[その 2]—通商政策の立案・決定・交渉・協定批准プロセス—」、『フラッシュ』、一般財団法人国際貿易投資研究所[ITI]。
- 中西優美子 [2011]、「リスボン条約と EU の対外権限—CFSP 分野を中心に—」、『日本 EU 学会年報』第 31 号、127-147 頁。
- 中西優美子 [2013]、『EU 権限の法構造』、信山社。
- 中西優美子 [2017]、「リスボン条約発効後の EU と第 3 国の FTA に見る EU の価値」、『EUSI Commentary』Vol.91[2017 年 3 月 14 日]、一橋大学。

- 日本貿易振興会（ジェトロ）[2001]、『ジェトロ貿易白書：世界と日本の貿易（2001年版）』。
- 日本貿易振興機構（ジェトロ）[2009a]、「EU の FTA 戦略および主要 FTA の交渉動向」、『ユーロトレンド』2009.6。
- 日本貿易振興機構（ジェトロ）[2009b]、「リスボン条約の概要」、『ユーロトレンド』2009.12。
- 日本貿易振興機構（ジェトロ）[2010a]、「EU の対アジア FTA 交渉の進捗動向」、『ユーロトレンド』2010.4。
- 日本貿易振興機構（ジェトロ）[2010b]、「EU 新通商戦略における日本の位置づけ」、『ユーロトレンド』2010.12。
- 日本貿易振興機構（ジェトロ）[2015]、「EU の新貿易・投資戦略『万人のための貿易』の概要」、『調査レポート』2015 年 12 月。
- 日本貿易振興機構（ジェトロ）[2021]、「EU の新通商戦略および最近の FTA 動向」、『調査レポート』2021 年 3 月。
- 濱田太郎 [2016]、「WTO, TPP, FTA と EU の農業政策」、『日本 EU 学会年報』第 36 号、5 月、日本 EU 学会、51-74 頁。
- 濱田太郎 [2018a]、「EU の共通通商政策と FTA 政策の変貌—環境・人権保護やグッド・ガバナンス等を目的とした新たな通商政策の萌芽？」、『近畿大学商経学叢』第 64 巻第 3 号、363-390 頁。
- 濱田太郎 [2018b]、「第 13 章 ポスト Brexit のイギリスの FTA 政策—EU 離脱交渉はソフトランディングするのか」、『危機の中の EU 経済統合』、文眞堂、236-253 頁。
- 原島正衛 [1997]、「EU 通商政策の再編とアジア—アセアンを中心に—」、『日本 EU 学会年報』第 17 号、27-51 頁。
- 鷺江義勝 [2009]、『リスボン条約による欧州統合の新展開』、ミネルヴァ書房。
- 鷺江義勝 [2011]、「リスボン条約による EU の機構および政策決定の改革」、『日本 EU 学会年報』第 31 号、81-101 頁。

外国語文献

- ACEA [2022], *The Automobile Industry Pocket Guide 2022/2023*, 6 September 2022.
- Ahearn, Raymond J. [2011], “Europe’s Preferential Trade Agreements: Status, Content, and Implications”, *CRS Report for Congress*, Congressional Research Service, March 3, 2011.
- Andrei, Suse and Wouters, Jan [2018], “The Provisional Application of the EU’s Mixed Trade and Investment Agreements”, *Working Paper* No.201 – May 2018, Leuven Centre for Global Governance Studies.
- Augier, Patricia and Gosiorek, Michael, Lai-Tong, Charles [2004], *The Impact of Rules of Origin On Trade Flows*, May 2004.
- Balassa, Bela [1962], *The Theory of Economic Integration*.

- Bouyala Imbert, Florence [2017], *EU economic diplomacy strategy*, In-Depth Analysis, Policy Department, Directorate-General for External Policies, European Parliament.
- Brown, M, Colin [2013], “Changes in the Common Commercial Policy of the European Union After the Entry into Force of the Treaty of Lisbon: A Practitioner’s Perspective”, *Common Commercial Policy after Lisbon*, Springer.
- Candau, Fabien, Fontagne, Lionel, Jean, Sébastien [2004], *The utilization rate of preferences in the EU*, Preliminary and incomplete draft, To be presented at the 7th Global Economic Analysis Conference, Washington D.C., 17-19 June 2004.
- Cheng, Weidong [2017], “EU’s New FTA Strategy: A Response to the Transformation of World Economy and Its Implications”, *Global Economic Observer*, Articles from Vol. 5, No. 1, 2017, pp.16-23.
- Conconi, Paola; Herghelegiu, Cristina and Puccio, Laura [2021], “EU Trade Agreements: To Mix or Not to Mix, That Is the Question”, *Journal of World Trade* 55, no. 2, pp.231-260.
- Craig, Paul [2010], *Lisbon Treaty – Law, Politics, and Treaty Reform –*, Oxford University Press.
- Crivelli, Pramila, Inama, Stefano and Kasteng, Jonas [2021], “Using Utilization Rates to Identify Rules of Origin Reforms: The Case of EU Free Trade Area Agreements”, *EUI Working Papers*, European University Institute, RSC 2021/21, Robert Schuman Center for Advanced Studies, Global Governance Programme - 437.
- Cuyvers, Ludo, Chen, Lurong, Goethals, Lin and Ghislain, Stéphanie [2013], “EU-ASEAN FTAs, Does one size fit all?”, *CAS Discussion paper* No91, Center for ASEAN Studies, Center for International Management and Development Antwerp, April 2013.
- Dederer, Hans-Georg [2013], “The Common Commercial Policy Under the Influence of Commission, Council, High Representative and European External Action Service”, *Common Commercial Policy after Lisbon*, Springer.
- De Lombaerde, Philippe and Schultz, Michael [2009], *The EU and World Regionalism: The Makability of Regions in the 21st Century*, Ashgate Publishing Ltd, Gower House, U.K, 2009.
- European Commission [1993], *Growth, Competitiveness, Employment, The Challenges and Ways forward into the 21st Century*, White Paper.
- European Commission [1994], *Towards a new Asia strategy*, Communication from the Commission to the Council, COM (94) 314 final, 13 July 1994.

- European Commission [1996], *The Global Challenge of International Trade: A Market Access Strategy for the European Union*, Communication from the Commission to the Council, the European Parliament, the Economic and Social Committee and the Committee of the Regions. COM (96) 53 final, 14 February 1996.
- European Commission [2006], *Global Europe, competing in the world, A Contribution to the EU's Growth and Jobs Strategy*, Brussels, 4.10.2006, COM (2006), 567 final.
- European Commission [2008], *Trade Sustainability Impact Assessment of the FTA between the EU and ASEAN*, Final Report Volume I, Main Findings and Recommendation.
- European Commission [2010a], *EUROPE 2020: A strategy for smart, sustainable and inclusive growth*, Brussels, 3.3.2010, COM (2010) 2020 final.
- European Commission [2010b], *Trade, Growth and World Affairs, Trade Policy as a core component of the EU's 2020 Strategy*, Brussels, 9.11.2010, COM (2010) 612 final.
- European Commission [2010c], *Report on progress achieved on the Global Europe Strategy, 2006-2010*, Commission Staff Working Document, SEC [2010] 1268.
- European Commission [2010d], *Trade as a driver of prosperity*, Commission Staff Working Document, SEC (2010) 1269.
- European Commission [2011a], *What did the Lisbon Treaty changed?*, Policy making, Factsheet.
- European Commission [2011b], *Small Business, Big World – a new partnership to help SMEs seize global opportunities*.
- European Commission [2013], *Transparency in EU trade negotiations*, Factsheet.
- European Commission [2014], *Annual Report on the Implementation of the EU-Colombia/Peru Trade Agreement*, COM (2014)718 final.
- European Commission [2015], *Trade for All - Towards a more responsible trade and investment policy, Towards a more responsible trade and investment policy*, Brussels, 14.10.2015, COM (2015) 497 final.
- European Commission [2016a], *Strategic Plan 2016-2020*, DG TRADE, Ref. Ares (2017) 6346865 - 22/12/2017.
- European Commission [2016b], *Management Plan 2016*, DG TRADE.
- European Commission [2016c], *2015 Annual Activity Report*, DG Trade.
- European Commission [2016d], *Trade Sustainability Impact Assessment of the Free Trade Agreement between the European Union and Japan, Final Report*.
- European Commission [2016e], *Study of the EU-Turkey Bilateral Preferential Trade Framework, Including the Customs Union, and an Assessment of Its Possible Enhancement, Final Report*, DG Trade

- European Commission [2016f], *Second Annual Report on the Implementation of the EU-Colombia/Peru Trade Agreement*, COM (2016)58 final.
- European Commission [2016g], *Management Plan 2017*, DG TRADE, Ref. Ares (2016) 7168022 - 23/12/2016.
- European Commission [2017a], *2016 Annual Activity Report*, DG Trade.
- European Commission [2017b], *Report on the Implementation of the Trade Policy Strategy Trade for ALL, Delivering a Progressive Trade Policy to Harness Globalisation*, COM (2017) 491 final.
- European Commission [2017c], *Third Annual Report on the Implementation of the EU-Colombia/Peru Trade Agreement*, COM (2017)585 final.
- European Commission [2017d], *COMMISSION DECISION of 13.9.2017 setting up the Group of Experts on EU Trade Agreements*, C (2017) 6113final, Brussels, 13.9.2017.
- European Commission [2017e], *Report on Implementation of Free Trade Agreements 1 January 2016–31 December 2016*, COM (2017) 654 final, Brussels, 9.11.2017.
- European Commission [2018a], *Management Plan 2018*, DG TRADE, Ref. Ares (2018) 585324 - 31/01/2018.
- European Commission [2018b], *2017 Annual Activity Report*, DG Trade, Ref. Ares (2018) 1720253 - 28/03/2018.
- European Commission [2018c], *Communication from the Commission to the European Parliament, the Council, the European Economic and Social Committee and the Committee of the Regions, Commission Work Programme 2019, Delivering what we promised and preparing for the future*, COM(2018) 800 final.
- European Commission [2018d], *Report on Implementation of EU Free Trade Agreements 1 January 2017 – 31 December 2017*, COM(2018) 728 final.
- European Commission [2018e], *Individual reports and info sheets on implementation of EU Free Trade Agreements*, Commission Staff Working Document, SWD (2018) 454 final.
- European Commission [2019a], *Management Plan 2019*, DG TRADE, Ref. Ares (2018) 6623529 - 21/12/2018.
- European Commission [2019b], “Trade for you too; Why is trade more important than you think?”, *Chief Economist Note*, ISSUE 1, May 2019.
- European Commission [2019c], *Evaluation of the Implementation of the Free Trade Agreement between the European Union and its Member States, of the one part, and the Republic of Korea, of the other part*, Commission Staff Working Document, SWD (2019) 102 final.

- European Commission [2019d], *EU preferential rules of origin*, Commission Staff Working Document, SWD (2019) 172 final/2.
- European Commission [2019e], *2018 Annual Activity Report*, DG Trade, Ref. Ares (2019) 2265196 - 29/03/2019.
- European Commission [2019f], *2018 Annual Activity Report Annexes*, DG Trade, Ref. Ares (2019) 2265196 - 29/03/2019.
- European Commission [2019g], *Report on Implementation of EU Free Trade Agreements 1 January 2018 – 31 December 2018*, COM (2019) 455 final.
- European Commission [2020a], *Strategic Plan 2020-2024*, DG Trade, Ref. Ares (2020) 4789801 - 14/09/2020.
- European Commission [2020b], *Management Plan 2020*, DG Trade, Ref. Ares (2020) 4789801 - 14/09/2020.
- European Commission [2020c], *2019 Annual Activity Report Annexes*, DG Trade, Ref. Ares (2020) 1876384 - 01/04/2020.
- European Commission [2020d], *Report on the Implementation of EU Trade Agreements 1 January 2019 – 31 December 2019*, COM (2020) 705 final, Brussels, 12.11.2020.
- European Commission [2020e], “European Commission appoints its first Chief Trade Enforcement Officer”, *Press release*, Brussels, 24 July 2020.
- European Commission [2021a], *Management Plan 2021*, DG Trade, Ref. Ares (2021) 216470 - 11/01/2021.
- European Commission [2021b], *Ex post evaluation of the implementation of the Trade Agreement between the EU and its Member States and Colombia, Peru and Ecuador*, Interim Report, Draft, March 2021.
- European Commission [2021c] *Trade Policy Review – An Open, Sustainable and Assertive Trade Policy*, COM (2021) 66 final.
- European Commission [2021d] *2020 Annual Activity Report Annexes*, DG Trade, Ref. Ares (2021) 2221400 - 31/03/2021.
- European Commission [2021e] *Report on Implementation and Enforcement of EU Trade Agreements*, COM (2021) 54 final, Brussels, 27.10.2021.
- European Commission [2022a], *The power of trade partnerships: together for green and just economic growth*, Communication from the Commission to the European Parliament, the Council, the European Economic and Social Committee and the Committee of the Regions, Brussels, 22.6.2022, COM (2022) 409 final.
- European Commission [2022b] *Management plan 2022*, DG Trade, Ref. Ares (2022) 332175 - 17/01/2022.

- European Commission [2022c], *2021 Annual Activity Report*, DG Trade, Ref. Ares (2022) 2456306 - 01/04/2022.
- European Commission [2022d], *2021 Annual Activity Report Annexes*, DG Trade, Ref. Ares (2022) 2456306 - 01/04/2022.
- European Commission [2022e], *Report on Implementation and Enforcement of EU Trade Agreements*, COM (2022) 730 final, Brussels, 11.10.2022.
- European Commission [2023a], *Management Plan 2023*, DG Trade Ref. Ares (2023) 734289 - 01/02/2023.
- European Commission [2023b], *2022 Annual Activity Report*, DG Trade, Ref. Ares (2023) 2311514 - 30/03/2023.
- European Commission [2023c], *2022 Annual Activity Report Annexes*, DG Trade, Ref. Ares (2023) 2311514 - 30/03/2023.
- European Commission [2023d], *Report on Implementation and Enforcement of EU Trade Policy*, COM (2023) 740 final, Brussels, 15.11.2023.
- European Commission [2024a], *Management Plan 2024*, DG Trade Ref. Ares (2024) 1092399 - 13/02/2024.
- European Commission [2024b], *2023 Annual Activity Report*, DG Trade, Ref. Ares (2023) 2409918 - 02/04/2024.
- European Commission [2024c], *2023 Annual Activity Report Annexes*, DG Trade, Ref. Ares (2023) 2409918 - 02/04/2024.
- European Commission [2024d], *Report on Implementation and Enforcement of EU Trade Policy*, COM (2024) 385 final, Brussels, 3.10.2024.
- European Committee of the Regions and European Chambers [2019], *Implementation of Free Trade Agreements Challenges and opportunities for business and regions*, Survey Results Note, November 2019.
- European Court of Auditors [2014], "Are preferential trade arrangements appropriately managed?", *Special Report* No 02/2014.
- European Parliament [2008a], *Report on trade and economic relations with the Association of South East Asian Nations (ASEAN)* (2007/2265(INI)), Committee on International Trade, Rapporteur: Glyn Ford, A6-0151/2008.
- European Parliament [2008b], *Resolution of 8 May 2008 on trade and economic relations with the Association of South East Asian Nations (ASEAN)* (2007/2265(INI)), P6_TA (2008) 0195.
- European Parliament [2012], "European Parliament rejects ACTA", *Press Releases*, 04-07-2012.

- European Parliament [2016a], *A forward-looking and innovative future strategy for trade and investment*, P8_TA (2016)0299.
- European Parliament [2016b], “Procedures of Ratification of Mixed Agreements”, *National Parliaments Background Briefing* (November 2016).
- European Parliament [2020a], *Implementation of the common commercial policy – annual report 2018*, P9_TA (2020)0252.
- European Parliament [2020b], *Conclusion of the EU-Viet Nam Free Trade Agreement (Resolution)*, P9_TA (2020)0027.
- European Parliament [2020c], *Proposed mandate for negotiations for a new partnership with the United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland*, P9_TA (2020)0033.
- European Parliamentary Research Service [2018], *The Juncker Commission’s ten priorities, State of play in autumn 2018*.
- Farrell, Mary [2009], “EU policy towards other regions: policy learning in the external promotion of regional integration”, *Journal of European Public Policy*, Volume 16, 2009 - Issue 8, pp.1165-1184.
- Gstöhl, Sieglinde [2016], “Trade for All’ – All for Trade? The EU’s New Strategy”, *College of Europe Policy Brief*, #3.16, College of Europe, January 2016.
- Hallak, Issam [2021], “Rules of origin in EU trade agreements”, *Briefing*, European Parliamentary Research Service, November 2021, European Parliament.
- Hradilová, Kateřina and Svoboda, Ondřej [2018], “Sustainable Development Chapters in the EU Free Trade Agreements: Searching for Effectiveness”, *Journal of World Trade*, December 2018, pp.1019-1042.
- Horspool, Margot, Humphreys, Matthew and Wells-Greco, Michel [2018], *European Union Law 10th edition*, Oxford University Press.
- Juncker, Jean-Claude [2014], “A New Start for Europe : My Agenda for Jobs, Growth, Fairness and Democratic Change”, *Political Guidelines for the next European Commission, Opening Statement in the European Parliament Plenary Session*, Strasbourg, 15 July 2014.
- Ildiko, Szegedy-Maszak [2009], “Association/Free Trade Agreement – BI-Regional Partnership Between European Union and Andean Community”, *Revista de Derecho*, No.32, Universidad del Norte, pp.218-245.
- Katunar, Martin, Maljak, Mihael and Martinic, Stefan [2014], *The Evolution of the EU’s Foreign Trade Policy*, *Pravnik*, 48, 1 (96), 2014, pp.123-142.
- Kang, Yoo-Duk [2010], “EU’s Global Europe Initiative and Korea-EU FTA”, *Korea University Law Review*, Vol.8, pp.47-59.

- Kim, Heungchong, Lee, Cheol-Won, Lee, Hyun Jean, Yang, Hyoeun, and Kang, Yoo-Duk [2017], “The EU’s FTA Strategies in its New Trade Policy Initiatives and Policy Implications”, *World Economy Brief*, Vol.7 No.19.
- Kleimann, David [2011], “Taking Stock: EU Common Commercial Policy in the Lisbon Era”, *CEPS Working Document*, No.345, April 2011.
- Krajewski, Markus [2013], “New Functions and New Powers for the European Parliament: Assessing the Changes of the Common Commercial Policy from the Perspective of Democratic Legitimacy”, *Common Commercial Policy after Lisbon*, Springer.
- Leblond, Patrick and Viju-Miljusevic, Crina [2019], “EU trade policy in the twenty-first century: change, continuity and challenges”, *Journal of European Public Policy*, 2019, Vol. 26, No.12, pp.1836-1846.
- Meissner, Katharina [2015], “¿Ha fracasado el interregionalismo? Las negociaciones UE-ASEAN/Has interregionalism failed? The EU-ASEAN negotiations”, *Revista CIDOB d’Afers Internacionals*, n.110, Septiembre 2015, pp.17-41.
- Nilsson, Lars [2015], *EU exports and uptake of preferences: a first analysis*, WORK IN PROGRESS, September 2015, European Commission.
- Nilsson, Lars [2016], “EU Exports and Uptake of Preferences: A First Analysis,” *Journal of World Trade* 50, no. 2, pp.219-252.
- Nilsson, Lars and Preillon, Nicolas [2018], *EU Exports, Preferences Utilisation and Duty Savings by Member State, Sector and Partner Country*, Issue 2, June 2018, Chief Economist Note.
- Official Journal of the European Union [2000], *Decision No 2/2000 of the EC-Mexico Joint Council of 23 March 2000-Joint Declarations*, OJ L 157, 30.6.2000, pp.10-29. and OJ L 245, 29.09.2000, pp.1-1168.
- Official Journal of the European Union [2002], *Agreement establishing an association between the European Community and its Member States, of the one part, and the Republic of Chile, of the other part*, OJ L 352, 30.12.2002, pp.3-1439.
- Official Journal of the European Union [2008], *Consolidated version of the Treaty on the Functioning of the European Union*, OJ C115, 9.5.2008, pp.1-388.
- Official Journal of the European Union [2010], *Commission Regulation (EU) No 1063/2010 of 18 November 2010 amending Regulation (EEC) No 2454/93 laying down provisions for the implementation of Council Regulation (EEC) No 2913/92 establishing the Community Customs Code*, OJ L 307, 23.11.2010, pp.1-81.

- Official Journal of the European Union [2011], *Free Trade Agreement between the European Union and its Member States, of the one part, and the Republic of Korea, of the other part*, OJ L 127, 14.5.2011, pp.6-1343.
- Official Journal of the European Union [2012a], *Regulation (EU) No 978/2012 of the European Parliament and of the Council of 25 October 2012 applying a scheme of generalised tariff preferences and repealing Council Regulation (EC) No 732/2008*, OJ L 303, 31.10.2012, pp.1-82.
- Official Journal of the European Union [2012b], *Trade Agreement between the European Union and its Member States, of the one part, and Colombia and Peru, of the other part*, OJ L 354, 21.12.2012, pp.3-2607.
- Official Journal of the European Union [2013], *Notice concerning the provisional application between the European Union and Peru, of the Trade Agreement between the European Union and its Member States, of the one part, and Colombia and Peru, of the other part*, OJ L 56, 28.2.2013, p.1.
- Official Journal of the European Union [2015], *Council Recommendation (EU) 2015/1184 of 14 July 2015 on broad guidelines for the economic policies of the Member States and of the European Union*, OJ L 192, 18.7.2015, pp.27-31.
- Official Journal of the European Union [2016a], *Partnership Agreement on Relations and Cooperation between the European Union and its Member States, of the one part, and New Zealand, of the other part*, OJ L 321, 29.11.2016, pp. 3-30.
- Official Journal of the European Union [2016b], *Protocol of Accession to the Trade Agreement between the European Union and its Member States, of the one part, and Colombia and Peru, of the other part, to take account of the accession of Ecuador*, OJ L 356, 24.12.2016, pp.3-1456.
- Official Journal of the European Union [2017a], *Comprehensive Economic and Trade Agreement (CETA) between Canada, of the one part, and the European Union and its Member States, of the other part*, OJ L 14.01.2017, pp.23-1081.
- Official Journal of the European Union [2017b], *Notice concerning the provisional application of the Comprehensive Economic and Trade Agreement (CETA) between Canada, of the one part, and the European Union and its Member States, of the other part*, OJ L 238, 16.09.2017, p.9.
- Official Journal of the European Union [2018], *Agreement between the European Union and Japan for an Economic Partnership*, OJ L 330, 27.12.2018, pp.3-899.

- Official Journal of the European Union [2019a], *Regulation (EU) 2019/452 of the European Parliament and of the Council of 19 March 2019 establishing a framework for the screening of foreign direct investment into the Union*, OJ L 79 I, 21.3.2019, pp.1-14.
- Official Journal of the European Union [2019b], *Free Trade Agreement between the European Union and the Republic of Singapore*, OJ L 294, 14.11.2019, pp.3-755.
- Official Journal of the European Union [2020], *Free Trade Agreement between the European Union and the Socialist Republic of Viet Nam*, OJ L 186, 12.6.2020, pp.3-1400.
- Official Journal of the European Union [2021], *Trade and Cooperation Agreement between the European Union and the European Atomic Energy Community, of the one part, and the United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland, of the other part*, OJ L 149, 30.4.2021, pp.10-2539.
- Official Journal of the EU [2024a], *Free Trade Agreement between the European Union and New Zealand*, L, 2024/866. 25.3.2024, pp.1-4012.
- Official Journal of the EU [2024b], *Interim Agreement on trade between the European Union and the Republic of Chile*, L, 2024/2953, 20.12.2024, pp.1-942.
- Orbie, Jan [2022], “EU Trade Policy Meets Geopolitics: What About Trade Justice?”, *European Foreign Affairs Review*, Volume 26, Issue 2, May 2021, pp.197-202.
- Pelkmans, Jacques [2001], *European Integration, Methods and Economic Analysis*, Second Edition, Financial Times/Prentice Hall. (ペルクマンス, ジャック [2004], 『EU 経済統合—深化と拡大の総合分析—』、田中素香全訳、文眞堂。)
- Pelkmans, Jacques [2006], *European Integration, Methods and Economic Analysis*, Third Edition, Financial Times/Prentice Hall.
- Pietrangeli, Giulia [2009], “Supporting Regional Integration and Cooperation Worldwide: An Overview of the European Union Approach”, *The EU and World Regionalism: The Makability of Regions in the 21st Century*, Ashgate Publishing Ltd, Gower House, U.K, 2009, pp.9-41.
- Pollet-Fort, Anne [2010], “Implications of the Lisbon Treaty on EU External Trade Policy”, *Background Brief*No2, March 2010, EU Centre in Singapore.
- Pollet-Fort, Anne [2011], “The EU-Korea FTA and its Implications for the Future EU-Singapore FTA”, *Background Brief*No.4, June 2011, EU Center in Singapore.
- Quisthoudt-Rowohl, Codelieve [2013], “Trade Policy Under the Treaty of Lisbon”, *Common Commercial Policy after Lisbon*, Springer, pp.107-111.

- Richardson, Laura [2012], “The post-Lisbon Role of the European Parliament in the EU’s Common Commercial Policy: Implications for Bilateral Trade Negotiations”, *EU Diplomacy Paper* 05/2012, Department of EU International Relations and Diplomacy Studies, College of Europe.
- Sally, Razeen [2006], “FTAs and the prospects for regional integration in Asia”, *ECIPE Working Paper*, No.01/2006.
- Selleslaghs, Joren [2014], “The EU’s Role and Interest in Promoting Regional Integration in Central America”, *UNU-CRIS Working Papers*, W-2014/9, Institute on Comparative Regional Integration Studies, United Nations University, CRIS.
- Siles-Brügge, Gabriel [2014], *Constructing European Union Trade Policy, A Global Idea of Europe*, International Political Economy Series, Palgrave Macmillan.
- The Court of Justice of the European Union [2017], *Opinion 2/15* of 16 May 2017.
- Transport & Environment and ClientEarth [2016], *Comprehensive Economic and Trade Agreement (CETA) and the environment, A gold standard for the planet or for big business?*, November 2016.
- Tekce, Mahmut [2015], “The Future of the Customs Union between Turkey and the EU in the context of the trade policy agenda of the EU”, *Marmara University Journal of Economic and Administrative Sciences*, Volume 37, Issue 2, pp.397-408.
- Thomas Fritz [2010], *The Second Conquest, The EU Free Trade Agreement with Colombia and Peru*, Center for Research and Documentation Chile-Latin America (FDCL), Berlin, Transnational Institute (TNI), Amsterdam.
- Van den Putte, Lore and Orbie, Jan [2015], “EU Bilateral Trade Agreements and the Surprising Rise of Labour Provisions”, *The International Journal of Comparative Labour Law and Industrial Relations* 31, No.3, pp.263-283.
- Van’t Wout, Demy [2021], “The enforceability of the trade and sustainable development chapters of the European Union’s free trade agreements”, *Asia Europe Journal*, Volume 20, pp.81-98.
- Von der Leyen, Ursula [2019], *A Union that strives for more, My agenda for Europe*, Political Guidelines for the next European Commission 2019-2024.
- Whitman, Richard G., and Blick, Andrew [2013], *The European Union and the Republic of Korea: trading partners of strategic partners?*
- Woods, Lorna, Watson, Philippa, Watson and Costa, Marios [2017], *EU LAW 13th Edition*, Oxford University Press.
- Woolcock, Stephen [2007], “European Union policy towards Free Trade Agreements”, *ECIPE Working Paper*, No.03/2007.

- Woolcock, Stephen [2008], “The potential impact of the Lisbon Treaty on European Union External Trade Policy”, *European Policy Analysis*, June, Issue 8-2008, Swedish Institute for European Policy Studies, pp.1-6.
- Woolcock, Stephen [2010a], “EU trade and investment policymaking after the Lisbon treaty”, *Intereconomics*, January 2010, Volume 45, Issue 1, pp. 22-25.
- Woolcock, Stephen[2010b], “The Treaty of Lisbon and the European Union as an actor in international trade”, *ECIPE Working Paper*, No.01/2010, p.13.
- Woolcock, Stephen [2011], *European Union Economic Diplomacy, The Role of the EU in External Economic Relations*, Ashgate Publishing Ltd.